

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号・項目	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0920010	顔割り・髭割りの規制緩和	理容師法第1条の2、第2条、第3条、第6条	理容の業は、理容師でなければ行つてはならない。	高齢者・障害者に対する訪問理美容サービスにおいて、美容師による顔割り・髭割りの容認を求める。誰もが安心できる福祉理美容の実現のためには、地域・利用者の要求をとらえ、事業内容や働き方にも柔軟に対応する事が必要である。 特に、訪問理美容は対象として高齢者・障害者に特化した福祉サービスであり、顔そり・髭割りの要望が多いのが現状である。そこで、特別処置として認めていただくことを要望するものである。	顔割り・髭割りの施術行為は、法により理容師の資格を保持する者に認められているものであるが、介護施設の現場では、理容師資格を持たない介護職員・介護ヘルパーによる清拭・洗髪・髭割りは、日常、行われている行為である。今回提案する、福祉サービスを目的とした訪問理美容における顔割り・髭割りは、介護の現場で日常的に行われている行為と変わるものではない。したがって、顔割り・髭割りが理容師のみに認められると法のよる解釈は、この時代に、そぐわないものと思われる。 また、少子高齢化で理容師が減少している状況では、美容師が医療施設・福祉施設・在宅への高齢者の訪問理美容を今後請け負うことになるのは必至であることから、福祉サービスを目的とする訪問理美容において、特別として顔割り行為・髭割り行為を認めていただくことを求めるものである。	C	理容師法は、理容の定義について「頭髪の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整えること」とし、これを業として行うことができる者を理容師に限定しており、理容師免許は、厚生労働大臣が指定する養成施設において、理容を業として行うに際して必要な法令の内容、理容において使用する器具の取扱方法及び理容の専門技術等を習得し、養成施設を卒業後に国家試験である理容師試験に合格した者に与えられている。 顔そり等については、まさに「理容」行為に該当し、上述のとおり、理容に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみがこれを業として行うことが可能なものとなっている。 したがって、顔そり等を業として理容師以外の者が行うことは、現在の理容師法に基づき(理容師制度の存在意義を否定するものと等しく、仮に御提案にあるように場所及び対象者を限定するとしても、これを認めることは困難である。		1 0 0 2 0 0 1 0	NPO法人 日本理美容福祉協会 札幌センター	1 北海道	厚生労働省	
0920020	医療・社会福祉施設における理容所での美容師による業の特例措置	美容師法第7条、美容師法施行令第4条	美容の業は、原則美容所で行うこととされているが、例外的に、疾病その他の理由により美容所に来ることができない者に対しては、美容所以外の場所でも行うことができるとされている。	現在、理美容師法において理容師は美容所で美容師は理容所での業を行なってはならないとなっていますが、福祉施設が設置されているスペースのすべてが理容所登録であり、現行のままでは美容師は業を行なえず利用者に不便をかけております。よって措置をお願い致します。	福祉施設に入所されている男女の比は、約3：7で女性の入所者の割合が高いにも関わらず、現在、医療・福祉施設に設置されているほとんどが理容所であり美容所での届出施設が無いのが現状です。理由は、顔割りなど理容の届出でなければ施設が出来なく、美容の届出では出来ないからです。しかし今の法律上、理容所での美容師の施術は(また逆もあり)出来なく、片方に偏ってしまいます。 施設側にもスペースや費用などの点から理容、美容所、両方を整備するには難点があり、認識も薄いようです。今後時代の背景から福祉理美容は必要不可欠な物になっていくものと思います。 前文にあるように、施設利用者の7割が女性です。よって、「医療・社会福祉施設に限り」理容所での美容師による業(逆もあり)の許可、又は同一スペースでの理美容所の登録許可をお願い致します。	D	美容の業については、美容所で行うことが原則とされているが、この例外として、疾病その他の理由により美容所に来ることができない者等に対して美容を行う場合には美容所以外の場所において行うことができるとされている(いわゆる出張美容)。 よって法令上認められている出張美容を行う場合には特段の制約はない。		1 0 5 7 7 0 0 1 0	内閣府認証NPO法人 日本理美容福祉協会 帯広センター	1 北海道	厚生労働省	
0920030	メーキャップ(メイクアップアーティスト)の店舗設置と雇用の緩和	美容師法第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第12条、第13条	美容の業は、美容師でなければ行つてはならない。美容師は、原則美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。	美容師免許を持たないメーキャップと想定する職種は、美容師法の適用外につき店舗設置や雇用を行う事を可能とする。	メーキャップの仕事は非常勤や短時間の労働が可能な仕事でもあり、妊娠、出産または育児により退職した者がその後、もしくは育児をしながらでもできる仕事である。このことから美容師法の緩和は主に女性の独立や就職、または再チャレンジの支援となるものと考えられる。 提案理由 メーキャップの定義とは・・・俳優が扮装の為にする舞台化粧やテレビ、雑誌、映画、ファッションショー等のヘアセットまた、結婚式や一般人に対して化粧品販売、メイクアップ、ヘアセットを行う仕事である。ヘアセットについては薬液などを問わず乾燥状態の髪(資料1)にヘアアイロン、ホットカーラー等の道具で髪に熱を加え熱が下がる事によりつ「クセ」を利用しセットする。 上記の内容と美容師国家試験内容との相違(資料1)により、メーキャップと美容師は全く異なる職業であり、美容師法の適用を受けない。また、現在の風潮によりメイクアップアーティスト等を設置する専門学校も多々ある事から。 代替措置 衛生に関する講習会等の受講により店舗設置や雇用を行う事を可能とする。	C	美容師法は、美容の定義について「パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること」とし、これを業として行うことができる者を美容師に限定しており、美容師免許は、厚生労働大臣が指定する養成施設において、美容を業として行うに際して必要な法令の内容、美容において使用する器具の取扱方法及び美容の専門技術等を習得し、養成施設を卒業後に国家試験である美容師試験に合格した者に与えられている。 また、美容の業は、衛生措置の確保に適した構造設備のある美容所において原則行うべきものとされている。 御要望にあるメーキャップについては、まさに「美容」に該当し、上述のとおり、美容に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている美容師のみが、原則美容所において、これを業として行うことが可能なものとなっている。 したがって、御要望にあるメーキャップを業として美容師以外の者が行うこと等については、現在の美容師法に基づく(美容師制度、美容所制度の存在意義を否定するものと等しく、これを認めることは困難である。		1 0 2 3 0 0 1 0	個人	1 北海道	厚生労働省	

0920040	<p>・市街化調整区域内における介護施設の建設 ・指定認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数の緩和</p>	<p>「指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」第93条第1項</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。</p>	<p>・法改正により建設が不可能となる市街化調整区域内における介護施設等の建設を引き続き可能となるよう都市計画法による制限の緩和 「指定認知症対応型共同生活介護事業所におけるユニット数は1又は2とする」との制限を撤廃し、必要と認められる場合は、3以上のユニット数を同一建物内において行うことができるようになる。</p>	<p>大和郡山市の弊社代表者の所有地は最寄駅から徒歩13分で、住宅地にも近く、介護施設建設には適した場所であるが、調整区域である。認知症高齢者も地域社会の中で生活が営めるようにと理想は掲げられているが、実際建設を計画しても住宅地内においては地域住民の反対は必至である。当該地は住宅地に近いためなく、大型商業施設や医療モールにも隣接しており、施設建設には最適な場所であると考えられ、規制緩和を要請。実現したいと考えている。 また、奈良県においては認知症対応型共同生活介護施設の設立でさえ困難な状況にあるのが現状であり、ユニット数の緩和を受け、入居者の症状や原因に合わせた個別対応のできる共同生活の場を提供したいと考えている。多人数を1ヶ所に集めるという考えではなく、入居者は現在の1ユニット最高9名までに抑え、個室完備はもちろんのこと、家庭的な雰囲気やなじみの人間関係を保ちながら、終末まで介護・医療を行える環境を整えた上で、高齢化社会におけるシニアタウン的な施設の設立を考えるものである。奈良県においても住宅地に1ユニットのみで共同住宅のように建築された施設が多いが、施設建築には少なからず地元住民の反対はいつも必至であり、建築後も地元との交流のない施設も多く存在する。認知症になった高齢者も安心して暮らせる街づくりの一つとして、地域密着型の制度とはまた異なるタイプの認知症対応型共同生活介護施設の存在も必要ではないかと考えるものである。</p>	C	<p>認知症高齢者グループホームは、これまでの施設のように多数の要介護高齢者を一堂に集めて集団生活の中でケアを提供することの反省の上に立ち、認知症高齢者の特性を踏まえ、小規模な居住空間、家庭的な雰囲気、なじみの人間関係、住み慣れた地域での生活の継続といった要素を基本として、入居者一人一人の個性と生活リズムを尊重したケアを行うものであり、可能な限り小規模な事業形態とし、住み慣れた地域の中に設置できるようにすることが重要である。 ユニットの数を増やすことは、1か所に多数の要介護の認知症高齢者が集まることになり、家庭的な環境を維持することが難しく、上記のケアの在り方から考えて適切ではないと考えている。</p>	<p>1 0 7 5 0 1 0</p>	<p>ウェルコンサル株式会社</p>	<p>29 奈良県 厚生労働省 国土交通省</p>
0920050	<p>介護保険法による地域密着型サービスの認知症対応型通所介護の利用を障がい者・児に拡大</p>	<p>・介護保険法第8条第16項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第41条 ・平成18年3月31日老計発0331004号、老振発0331004号、老老発0331017号通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準」について、第二、二、1</p>	<p>「認知症対応型通所介護」は、介護保険法において、認知症である者を対象に通所介護サービスを提供することを前提として地域密着型サービスに位置づけられている。</p>	<p>現在、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護の利用者は、介護保険法に基づく要支援、要介護の高齢者を対象としている。これを身体、知的、精神障がい者・児にも拡大し、障害者自立支援法に基づく福祉サービスを利用できるようにしていきたい。</p>	<p>(具体的事業の実施内容) 平成19年3月30日由布市から指定を受けたバンブーハウスは定員12名の地域密着型サービスの認知症対応型通所介護施設である。現在、管理者1名(老年精神医学専門、身体障害者福祉法第13条指定医師)をはじめ、専従、兼務も含め7名の職員で運営している(補足資料の1)。対象者は介護保険法に基づき(要支援、要介護者)であり、現在6名の利用者が登録している。この地域密着型サービスを身体、知的、精神障がい者・児にも広げること、施設の有効利用を図るとともに、認知症高齢者だけでなく、障がい者・児に対する地域住民の理解を促進したい。 (要望理由) 障害者自立支援法が施行され、障がいの種別にかかわらず、必要とするサービスを利用できるようになった。大分県では県民が支え合う福祉コミュニティ(児)を進めており、バンブーハウスで認知症高齢者だけでなく、障がい者・児もサービスを利用できるようにすることにより、障がい者・児が地域で生き生き生活できる環境づくりが推進され、地域住民の理解も深まるものと考えられる。また由布市狭間町には、補足資料の2の障がい者が生活しているが、知的、精神障がい者・児は狭間市の通所や入所施設を利用している。過疎化、高齢化が進む市町村では障害福祉サービスを実施する施設を新たに開設することは困難であり、この試みにより障がい者・児が身近な地域でサービスを受けられることが可能となる。 高齢者通所介護は障がい者・児の受け入れが一般化されている。地域密着型認知症対応型通所介護においても障がい者・児の受け入れができるよう提案する。 なお、認知症高齢者と障がい者・児が交流することの効果やリスクについては補足資料の3、4を参照。</p>	C	<p>「認知症対応型通所介護」は、平成17年度の介護保険法改正の際に、認知症である者を対象に通所介護サービスを提供することを前提として地域密着型サービスに位置づけられたものであり、利用者を認知症の方に限定し、認知症の特性に配慮したサービス形態であることから、認知症の方以外も含めてサービスを提供することは認められない。</p>	<p>1 0 4 0 0 1 0</p>	<p>大分県、由布市、(医法)至誠会</p>	<p>44 大分県 厚生労働省</p>
0920060	<p>地域密着型サービス事業における入居者の地域制限の緩和</p>	<p>「介護保険法」第78条の2第4項第4号 「介護保険法」第42条の2第1項</p>	<p>市町村長は、地域密着型サービス事業所の指定の申請があった場合において、当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村の同意を得ていないときは、指定をしてはならない。</p>	<p>地域密着型サービス事業所の制度のもとに制限されている入居者の地域制限を撤廃し、入居者が希望する場所において、希望する介護・医療サービスを受け、生活ができるようになる。</p>	<p>今般は核家族化や少子化が進み、子供と離れて暮らす高齢者が多く、介護が必要となったとき、必ずしも住み慣れた場所による生活を望む者だけではない状況がある。子供たちや住む地域に転居を希望する高齢者や故郷での生活を希望するものも多い。しかし現在の地域密着型サービスの制限のもとでは、住みたい場所で介護を受けることが困難な事例が多い。市区町村における行政間同士の話し合いのもと入居区域を越境し、介護サービスを受けることが可能とする制度はもうけられているが、市区町村の考えは各々異なり、時間ばかりかかり、認められないケースも多い。地域密着型サービス事業所の1つである認知症対応型共同生活介護は、認知症となった高齢者も住み慣れた街で安心して暮らせるようにという理想理念があるが、症状によっては、独居や家族による自宅介護が困難となり、入居施設を考えたとき、本人や家族の希望も考えた個別対応の必要性を痛感している。子供や兄弟の近く、幼少期を過ごした場所など、一定の条件下のもとで、地域制限を緩和させ、届け出程度の申し出により、迅速に入居を可能とすることも必要であると考え、提案するものである。</p>	D	<p>認知症対応型共同生活介護については、原則として、事業所所在の市町村の被保険者に利用が限られているが、事業所所在の市町村の同意を得た上で、他の市町村が事業所の指定を行えば、他の市町村の被保険者も利用可能な仕組みとしているところであり、他の市町村の被保険者の利用については、各保険者において適切に判断されるべきものである。</p>	<p>1 0 7 5 0 2 0</p>	<p>ウェルコンサル株式会社</p>	<p>29 奈良県 厚生労働省</p>

0920070	介護ボランティア(仮称)制度による介護保険制度の安定的な運用	介護保険法第74条第1項、第78条の4第1項、第88条第2項、第97条第2項、第110条第1項、第115条の4第1項、第115条の13第1項等	介護保健施設や居宅サービス等において必要な人員基準上の人員として位置づけられる者、当該施設・事業所の「従業者」であることとされている。	介護ボランティアを、介護保険施設や居宅サービス事業所等の人員基準上の定員に認める制度の創設	<p>介護ボランティアを、介護保険施設や居宅サービス事業所等の人員基準上の定員に認める制度の創設を提案する。</p> <p>提案理由 高齢者の増加やそれに伴う介護給付費の増大が見込まれる中、介護保険制度の安定的な運用を図るためには、介護給付費の抑制及び地域の介護力向上が必要不可欠である。</p> <p>先般、厚生労働省から介護施設等でボランティア活動を行う65歳以上の介護保険料を軽減することが可能であるとの見解が示された。これにより、元気な高齢者が増え、将来的な介護給付費抑制が期待されるが、現在必要な経費を直接抑制するものではないため、これと併せ、目前の介護給付費も抑制し、かつ、サービスの質・量の向上を図ることが必要である。</p> <p>このため、介護ボランティアを介護保険サービスの従業者に準ずる者として制度に組み込み、人件費の減少分の、例えば半分を介護報酬の割引につなげ、残り半分を従業者待遇の改善に充てる等により、【保険者】介護給付費の抑制・【利用者】サービス利用料の減額・【提供者】従業者待遇の改善の、3者がそれぞれメリットを享受できるよう制度設計を提案する。</p> <p>なお、当該介護ボランティアについては、提供する介護サービスの質が低下しないよう、一定の研修を義務付けるものとし、安定供給面については、社協等の活用(地域支援事業交付金を活用)等により補完する。</p>	C	<p>介護保険サービスは、質の高い人材により、確実かつ継続して質の高いサービスが提供できることが求められるものである。</p> <p>このことから、介護保険法においては、介護保険施設や居宅サービス事業所等(以下「施設等」という。))において、全国で一定水準以上のサービスの質を確保するために必要最低限の人員等が定められているところである。</p> <p>これらの施設等においては、確実かつ継続してサービスを提供する義務があり、このため、施設等における人員は「従業者」が、使用者(管理者等)の指揮命令下のもとサービスを提供することにより、確実かつ質の高いサービスを提供する体制を確保できるものと考えている。</p> <p>ご提案のボランティアについては、従業者と異なり、使用者(管理者等)の指揮命令下において、従業者と全く同じ責任や義務を負わせることは困難であり、また、同様の取扱いをすることはできないものと考えられ、従業者を配置した場合と同様の質の高いサービスの提供が担保できないものと考えられることから、施設等の最低限必要な人員として位置づけることは適当ではないと考える。</p>		愛媛県	38 愛媛県	厚生労働省
0920080	地域支援事業の実施要件の緩和	介護保険法第115条の4第4項	地域支援事業については、当該事業の実施主体である市町村が、「老人介護支援センター」の設置者その他の当該市町村が適当と認められる者、介護保険法第115条の4第4項に対して、当該事業の委託を行うことを認めているものである。	現行法で規定されている地域支援事業について、一定の要件を満たしている場合には、施設所において運動器の機能向上トレーニング等を実施することを可能とする。	<p>地域住民が自ら積極的に参加しやすく、既存の社会資源を有効活用した地域支援事業を実施することにより、費用対効果の期待出来る地域福祉の構築を目指す。</p> <p>具体的には、運動器の機能向上トレーニング等を実施する場合には、現行法に必要な地域支援事業の委託要件については各市区町村の見解によるところが大きく、事業者が限定されていることから、要件を緩和する場合には、地域住民を優先的に考慮したものとす。それにより、地域支援事業の普及が図られ介護予防が期待できる。</p> <p>提案理由： 北海道では、高齢者人口の増加に伴い虚弱高齢者も膨大な数に上り、現行法では地域支援事業委託には市区町村の見解による要件が必要のため、その取り組みはあまり進んでいない。また、現行の地域支援事業委託は、福祉施設等が多いため、地域住民が自身の規模や選択する余地がない恐れもある。そこで、本特別措置により、常習的に運動器や身体の疼痛等に携わる施設所を活用することにより、地域住民の選択肢を確保し、積極的な介護予防への取り組みを加速させることを見込める。また、既存の資源を活用することにより、費用対効果も期待出来る。</p> <p>代替措置： 対象となる施設所は限定され、かつ取得免許等も限られていることから、介護保険法に基づく正式の地域支援事業でなくとも簡易な方法を実施することは可能である。たとえば、別様で一定の実施要綱を策定し、運動器の機能向上トレーニングを実施するなど、簡略型を掲示することにより、正式な地域支援事業の運動器の機能向上トレーニングと同等の介護予防効果が図れると考える。</p>	D	<p>地域支援事業については、自立支援に向けた介護予防の実施を確保する観点から、当該事業の実施主体である市町村が、「老人介護支援センター」の設置者その他の当該市町村が適当と認められる者(介護保険法第115条の4第4項)に対して、当該事業の委託を行うことを認めているものである。</p> <p>その上で、市町村は、地域の様々な実情に応じて地域支援事業の委託を行うことから、現行制度においても、地域住民における当該事業の必要性に応じて委託を行っているものと考えている。</p> <p>なお、施設所については、実施される柔道整復等の医業類似行為の質等を確保する観点から、専用の施設室を設ける等の構造基準を満たすこと等が義務付けられており、専用の施設室において御提案の実施を行うことは想定していない。</p>		NPO法人北海道機能訓練協会	1 北海道	厚生労働省
0920090	社会福祉施設における慰安事業	老人福祉法第二十条の六	経費老人ホームは、老人福祉法において、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある者として認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。	社会福祉法人の運営する社会福祉事業には特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウスがあるが、これらでは入居申込をした者が入居し介護サービスを受けている。ケアハウスは在宅の介護施設であるが、自宅で家族の介護と介護保険サービスを受けている老人とその家族を慰安として数日間滞在してもらう支援措置を講じたい。本来、介護を受ける老人が家族とともに慰安旅行のように滞在することはできないが、それをできるように緩和し、介護を受ける老人の介護保険サービスも適用いただきたい。	<p>経済的社会的効果について：介護家族慰安旅行が全国的に盛んになり観光事業が活発となるとともに、介護老人を抱える家族の慰安を行い生活の支援を行なうことができる。事業の区域として想定している区域：鳥根県松江市、出雲市、雲南市、県外</p> <p>現状の規制の問題点について：社会福祉事業においては、慰安旅行を受け入れるような設置要件(条例等)になっていない。他の地域へ、ショートステイでもない形で旅行に行っても介護も受けられないし、介護保険サービスに想定されれない。事例と経緯：事例はありません。社会福祉事業を運営していく中で、自宅で介護を受けている高齢者とその家族が置かれている状況は厳しいものがあり、旅行に行くこともできません。広域から、高齢者とその家族を迎え入れることにより、高齢者と家族に旅行の機会を与えたいと考えました。既に認められている規制の事項等：ショートステイの受け入れは現実に行なわれています。しかし、介護を必要とする高齢者と家族が一緒に旅行する規制緩和はありません。これまで認められなかった理由：過去にこのような申請事例がなかったためです。特別の適用にあつての弊害：介護体制の整った施設で高齢者を受け入れられたことで格別の弊害は思い当たりません。</p>	C	<p>経費老人ホームは、老人福祉法において、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設として規定されている。</p> <p>経費老人ホームにおいては、このような入所者に対し、食事の提供や入浴の準備の他、見守りや緊急時の対応を行うために最低限の職員が配置されており、経費老人ホームが目的としない利用方法や入所者以外の者に対するサービスの提供は不適切であると考えている。</p> <p>また、経費老人ホームにおいては、上記目的を達成するため、建設費及び運営費等に補助金が安弁されており、対象としない者による利用は、当該補助金の目的外使用にあたり、認められない。</p>	社会福祉法人	ふれあい	32 鳥根県	厚生労働省

0920100	自動車事故対策機構・介護料支給要件の緩和	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第4号及び独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令第19条第2号	自動車事故により介護を必要とする後遺障害をもちたず傷害を受けた者であって労災保険等による介護補償等による介護給付又は介護給付その他の給付であって介護料に相当するものを受ける者に対し、介護料を支給している	制度が酷似の労災保険の介護(補償)給付等を採用し、自動車事故対策機構・介護料の訪問看護等費用(介護用品購入費用等を含む。)を優先して請求し、介護料給付等の支給限度額を超える場合等に、介護保険制度による介護給付等の給付を受けられる併給調整制度を望みます。	<p>具体的事業の実施内容: 生活的リハビリテーションに意欲的に取り組む介護料支給者を対象に、機構法で定める介護用品の販売・貸与事業を行います。購入とレンタルの利用者には自動的に賛助会員として登録し、介助技法の提供も併せて行います。介護用品の販売・貸与事業の実施に当たっては、他の制度との一体的、効率的な運用が強く望まれております。介護保険制度及び障害者自立支援法等に準拠して、公的制度・訪問介護事業者等と連携も、介護の実践現場で傾聴の潜在的ニーズに応えて、次の生活支援を実施します。 ・レンタル機器搭載の生活的リハビリテーションカー(有資格者搭載)の配備と貸し出し、介護用品と基準委員のリネンサプライ</p> <p>具体的事業の提案理由: ・「重度後遺障害者の実態に関する調査報告書(発行:独立行政法人自動車事故対策機構)」が発表されました。調査のポイントは、重度後遺障害者の実態把握、心理状況の把握、ニーズ把握からなり、今後の被害者支援事業のあり方とりまじめを行うものです。アンケート票配布時の受給者総数は、621人ですが、受給資格者と推定される選任意識障害者だけでも全国に2万人以上が実在するといわれています。受給者のアップが今後の課題ですがダウンの原因は、類似する他の制度との併給の不承認、支給対象拡大にともなう周知の不徹底、受給資格者の書類の紛失又は記憶の不鮮明が挙げられます。提案事業では草の根運動を展開し介護料未請求者の解消に先ず取り組みます。アンケート・インタビュー調査から抽出されたニーズを踏まえ地域通貨による重度障害者(家族を含む。)との協働の実現を目指します。</p>	C	<p>独立行政法人自動車事故対策機構における介護料は、自賠責制度のセーフティネットの考えに基づき、過去の自賠責保険の運用益という限られた財源を活用し、日々の介護に必要な費用について、対象者を限定した上で支給するものであり、家族等の介護負担が生じることのない施設入所者や、労災保険や介護保険といった国の一般の医療・福祉制度で救済される被害者に対しては、給付を行わないこととしています。なお、障害者自立支援法に基づく介護給付費については、独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令19条第1項第2号における「介護料に相当するもの」に該当しないとされているため、現在でも併給は可能です。</p>		1 0 2 7 7 0 1 0	医療自動車交通有限公司	10 群馬県 厚生労働省 国土交通省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け大麻第一第23号厚生省業務局大麻第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局大麻取締部が発行したものに限り、)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 ・木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 ・当社では、様々な大麻草からつくった製品開発を実施しており、特に国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)とトウモロコシ由来のポリ乳酸を使った生分解性のお着を製造販売をしている。石油から植物への時代の掛け橋となるようなメッセージを込めて「お着」を製作した。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、県内で自社と契約する栽培者を確保したいが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちための新しい産業へつなげていきたい。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		1 0 8 0 4 0 1 0	株式会社グラスマイル	42 長崎県 厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け大麻第一第23号厚生省業務局大麻第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局大麻取締部が発行したものに限り、)を税関に提出しなければならない。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であるが、この規定を緩和することにより新事業の創出に加え、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 ・千葉県は農業が盛んではあるが、中山間地の過疎、高齢化、離農、休耕地の増加は鴨川市においても深刻な問題である。昔から使われてきた大麻を復活させることで、環境負荷をかけない多様な製品を生み出し、地域興し、休耕地有効活用、新ビジネスによる雇用創出が期待できる。 ・歴史的にも古代朝廷の祭事を担って大政権に影響を与えたとされる忌部一族が、阿波から安房に渡り大麻産業を興し、関東に広めたこと、各地に伝承が残っている。 ・鴨川自然王国でも大麻建材ワークショップを実施し好評だった。 ・地場生産のために種子入手の規制緩和、THC濃度基準の設定が不可欠である。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		1 0 5 2 0 1 0	農事組合法人鴨川自然王国	12 千葉県 厚生労働省 経済産業省

0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受け べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和41 年通商産業省告示 第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種 子の取扱について (昭和40年9月15 日付け薬麻一第23 8号厚生省薬務局麻 薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の 種子については、熱 処理等によって発芽 不能の処理を施した ものであることを証 する書類(地方厚生 局麻薬取締部が発 行したものに限る。) を税関に提出しなけ ればならない。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」といふ。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄っており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、農薬が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の適法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		1 0 6 7 0 1 0	高知ヘンプユニオン	39 高知県 厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受け べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和41 年通商産業省告示 第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種 子の取扱について (昭和40年9月15 日付け薬麻一第23 8号厚生省薬務局麻 薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の 種子については、熱 処理等によって発芽 不能の処理を施した ものであることを証 する書類(地方厚生 局麻薬取締部が発 行したものに限る。) を税関に提出しなけ ればならない。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」といふ。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄っており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社は、原料から加工まで純国産をコンセプトとしたものづくりを実施しており、国産の大麻草の繊維をとった後の茎(オガラと呼ばれる)を液化し、発泡させたバイオマス・ウレタンフォームを使ったサーフボードを製造販売している。国産原料確保が難しいために生産量に限度があり、製造拠点である千葉県伊予市市周辺で、自社と契約する栽培者を確保したが、種子の確保の問題で事業がストップしている。種子確保の問題をクリアして、ヘンプサーフボードを輸出産業に育てるビジョンの実現につなげたい。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の適法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		1 0 8 6 0 1 0	有限会社ビッグフィールド	13 東京都 厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受け べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和41 年通商産業省告示 第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種 子の取扱について (昭和40年9月15 日付け薬麻一第23 8号厚生省薬務局麻 薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の 種子については、熱 処理等によって発芽 不能の処理を施した ものであることを証 する書類(地方厚生 局麻薬取締部が発 行したものに限る。) を税関に提出しなけ ればならない。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」といふ。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができ。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考え。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄っており、国内の諸問題解決の有効な手段である。</p> <p>熊本県は豊後とイグサの産地であり、同時に豊表に使う縦糸は、麻糸を使用しており、昔から大麻栽培もきんであった。当社では、麻の実をつかった豆腐を製造販売しているが、カナダからの輸入原料に頼っている。熊本県内に麻栽培農家がいなかったため、来年度栽培免許を取得する予定である。そのためにも栽培用の種子の確保は必須事項である。麻はいろいろな製品加工ができ、無駄のない植物であるため、県内の離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図り、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待できる。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。</p> <p>発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の適法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		1 1 0 9 0 1 0	たしろ屋	43 熊本県 厚生労働省 経済産業省

0920110	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、)を税関に提出しなければならぬ。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になつていきます。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発される毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 徳島県は、歴史的に見て、大麻にとって大変重要な土地です。木屋平にある三木家は、忘部のまつえとして、今でも代々大室即位の大嘗祭において、大麻の衣(アラタヒ)を献上しています。徳島・大麻と言っても過言ではないほど、深い慣習があるのです。ところが、戦後制定された法律により、すっかり姿を消してしまった大麻の栽培風景。これは、バイオマス的に見ても、歴史的に見ても、とても残念な事です。この度は、大麻発祥の地四国の中心徳島より、日本本来の姿を取り戻すべく、提案させて頂きました。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	1 1 1 1 0 1 0	ヘンプリズム志国プロジェクト	36 徳島県	厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、)を税関に提出しなければならぬ。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取扱者指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCですが、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると危惧しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になつていきます。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発される毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。 岐阜県産業用麻協会はバイオマス資源の活用により自然の循環に逆らわない産業構造や持続可能な社会への転換に麻(産業用大麻草)を取り上げ岐阜県中心に活動している市民団体です。(以下、麻という)県の伝統産業と麻の応用から新たな産業利用を促進すること、また県内に色濃く残る麻の文化・技術を伝承することから地域の活性化をはかり、地域の自立と関連産業の創出に期待します。 規制の緩和が実現され、麻の有効利用(栽培)が可能となりましたら、現在、他県や輸入に頼っている麻原料を県内産に切りかえ、岐阜県政推進である『活力ある地域づくり』を地産地消をキーワードに市民の手により進めます。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	1 1 4 3 0 1 0	岐阜県産業用麻協会	21 岐阜県	厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号) ・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)	輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限り、)を税関に提出しなければならぬ。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。	国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行おうとする際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。 しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。 【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考える。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、農産が進む過疎地等における二酸化炭素排出削減イニシアチブが確立する可能性に期待できる。 更には、離農、減反等起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。	1 0 9 4 4 0 1 0 0 3 0 9 0 1 0)	産業ｸﾞﾗｽ-研究会林-ｸﾞ 「麻ﾌﾞｯﾄ」ｲﾄ	1 北海道	厚生労働省 経済産業省

0920110	産業用大麻草の種子についての輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>現在、国内における大麻草の栽培においては「トチギシロ」(栃木農業試験場が品種改良した低THC品種)に代表される産業用品種を栽培するよう指導されています。(岐阜県大麻取替指導要領:第5の2) 古来、国内で栽培されている繊維採取目的の品種は低THCであり、わずかながらTHCを含むことから担当所轄は乱用につながる恐れがあると懸念しており、神事祭事などの文化保存や新産業の創出、環境保全対策などを目的とする新規栽培の許可についても慎重になっています。乱用につながる心配を取り除き、相互理解を深めるためにも、フランスをはじめドイツなどで研究開発され毎年THC濃度の管理もされている、0.3%以下の品種の輸入規制緩和を提案いたします。</p> <p>愛媛県においては、織維の町今治があり、現在愛媛県織維試験場とタイアップして、大麻のストール、シャツ等を作成しています。夏はUVカットで涼しく、冬は静電気防止で暖かい大麻は、とても好評です。しかし、古来日本は、至る所で栽培されていた大麻ですが、戦後すっかり栽培が許可制になり、日本製の大麻の糸は、まず手に入りません。よって、商品等の糸も、当然外国産です。日本人にとって、とてもなじみ深いこの大麻を、バイオマスの見でも、文化的に見ても、今後復興される事を、切に願っております。歴史的にみて大麻の発祥の地である四国から、大麻が復興することを願って提案致しました。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		<p>1 1 1 2 0 1 0</p> <p>ヘンブリズム志国プロジェクト</p>	38 愛媛県	厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 木材・プラスチックの代替として大麻草の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>当社では、様々な大麻草からつくった販売を実施しており、お客様の多くから国産原料をつかった商品が求められている。しかし、種子の確保の問題でそのようなプロジェクトに関しては、いまのところガストアップしている。種子確保の問題をクリアして、次世代の子どもたちのための新しい産業へとつなげていきたい。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		<p>1 1 2 7 0 1 0</p> <p>KAYA</p>	22 静岡県	厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行う等の件(昭和41年通商産業省告示第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種子の取扱について(昭和40年9月15日付け薬麻一第238号厚生省薬務局麻薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の種子については、熱処理等によって発芽不能の処理を施したものであることを証する書類(地方厚生局麻薬取締部が発行したものに限る。)を税関に提出しなければならない。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。</p> <p>しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。</p> <p>生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、離農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、離農、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		<p>1 1 2 6 0 1 0</p> <p>バイオマスタウン宮古島産業用ヘンプ促進プロジェクト</p>	47 沖縄県	厚生労働省 経済産業省

0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受ける べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和41 年通商産業省告示 第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種 子の取扱について (昭和40年9月15 日付け薬麻一第23 8号厚生省薬務局麻 薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の 種子については、熱 処理等によって発芽 不能の処理を施した ものであることを証 する書類(地方厚生 局麻薬取締部が発 行したものに限る。) を税関に提出しなけ ればならない。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 広島県では、大朝町(昔は大町町)、安佐南区(旧佐東町)など麻に由来した地名があり、麻づくり(広島市教育委員会)によると戦前は国内でも有数の産地であったことが伺える。戦後、発展した化学繊維によって、その歴史的な役割は終わったかに見えたが、特に佐東町史によると「農業が大自然の新陳代謝能力を輪廻応用する生産技術であり、資源有限を、資源無限に延長する職責を担ったものである以上、麻栽培が復活する機会が、永久に来ないと考えるよりも「歴史は繰り返す」事実を持つべきかもしれない」とあり、地球環境と地域活性化のための機会が2007年現在、再び来たと言われている。諸外国のように大規模栽培できない広島では、中山間地域のために国産麻の実原料の供給を担うことを計画している。幸いなことに「あずま」と呼ばれる鯉いわしなどの小魚の中に炒った麻の実とおからの煮物を詰めたものが郷土料理にあり、これらを背景にした新しい食品産業をつくりだしていきたい。県内に栽培農家がないため、種子は海外からの輸入になってしまうが、現在の規制によって、次世代に広島歴史を受け継ぐ事業ができないのは非常にもったいないことである。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		<p>1 1 8 8 0 1 0</p>	<p>有限会社イー・ユー・レーション</p>	34 広島県 厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻種子の輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受ける べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和41 年通商産業省告示 第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種 子の取扱について (昭和40年9月15 日付け薬麻一第23 8号厚生省薬務局麻 薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の 種子については、熱 処理等によって発芽 不能の処理を施した ものであることを証 する書類(地方厚生 局麻薬取締部が発 行したものに限る。) を税関に提出しなけ ればならない。</p>	<p>麻薬成分が著しく少ない(麻薬成分THC含有率0.3%以下)ヨーロッパの産業用大麻草種子の輸入に関して、加熱による発芽不能処理を行わない種子を入手可能にする。産業用大麻の種子入手に関しては、唯一、栃木県の農業試験場が、トチギシロという低THCの品種の育苗・管理をしている。今のところ、この農業試験場は、県外の農家への種子の提供を拒否している。そのため、栃木県以外で大麻種子を確保することが難しい。熱処理されていない大麻種子の輸入を可能にし、大麻栽培農家の生産活動を容易にしたい。</p>	<p>富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわたり生活を満たしてきた日本古来の伝統種であり、また最近では、「ヘンプ」と呼ばれ、注目される様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農業を特に必要とせず、赤土を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では繊維(特に麻、麻)による農作物および人的被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因になっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行なうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>	<p>国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト</p>	<p>1 1 2 8 0 1 1</p>	<p>とやま中山間地利用促進フォーラム</p>	16 富山県 厚生労働省 経済産業省
0920110	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	<p>・輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受ける べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和41 年通商産業省告示 第170号)</p> <p>・輸入のけし、大麻種 子の取扱について (昭和40年9月15 日付け薬麻一第23 8号厚生省薬務局麻 薬第一課長通知)</p>	<p>輸入される大麻の 種子については、熱 処理等によって発芽 不能の処理を施した ものであることを証 する書類(地方厚生 局麻薬取締部が発 行したものに限る。) を税関に提出しなけ ればならない。</p>	<p>テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」という。)の含有量が著しく低い(THC含有率0.3%程度以下)品種の大麻草について、発芽不能処理を行わずその種子を輸入することができるものとする。</p>	<p>国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、栽培者等が新規に工業製品の製造を目指すような大規模な栽培を行う際には、種子の入手は輸入に頼らざるを得ない。しかし、種子の輸入にあたって、加熱等による発芽不能処理を施すことが規定されており、栽培許可等を受けた者であっても事業を視野に入れた栽培は事実上不可能であり、この規定を緩和することにより、環境保全対策及び農業の振興を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 持続可能な社会を再構築する上で、大麻は木材、プラスチックの代替として繊維と茎に活用でき、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、国内でも実現は容易であると考えられる。また、大麻を原料とした生分解性プラスチックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。生育速度が極めて速いことから温室効果ガスである二酸化炭素の固定化に特化しており、喫緊の問題である地球温暖化対策として有効であるばかりでなく、職農が進む過疎地等における二酸化炭素排出権取引ビジネスが確立する可能性に期待できる。更には、産廃、減反等に起因して増加する耕作放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化が期待できる。</p>	C	<p>大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現することから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性は十分に認められる。よって、大麻取締法は、THCの含有量の多寡にかかわらず、すべての大麻を規制対象としているところである。発芽可能な種子の輸入を認めることは、大麻の違法な栽培を助長することになりかねないことから、現行の輸入規制を維持する必要がある。</p>		<p>3 0 0 7 0 1 0</p>	<p>NPO法人設立準備団体 麻姑山ヘンプ会</p>	経済産業省 厚生労働省

0920120	産業用大麻の種子の輸入規制緩和	輸入割当てを受け べき貨物の品目、 輸入の承認を受ける べき貨物の原産地ま たは船積地域その他 貨物の輸入について 必要な事項の公表を 行う等の件(昭和41 年通商産業省告示 第170号) 輸入のけし、大麻種 子の取扱について (昭和40年9月15 日付け薬麻一第23 8号厚生省薬務局麻 薬第一課長通知)	輸入される大麻の 種子については、熟 処理等によって発芽 不能の処理を施した ものであることを証 する書類(地方厚生 局麻薬取締部が発 行したものに限る。) を税関に提出しな ければならない。	大麻の種子の輸入にあたって、海外で脱穀 され熱処理されたものについては、麻薬取 締部の発芽試験などを簡素化あるいは省略 できるようにし、通関を迅速にすることで 事業運営に支障のないように規制を緩和し ていただきたい。	当社は大麻の種子を加工して、食用として販売したり、大麻の種子を使用したレスト ランを運営しているものである。経済産業省薬発第708号通達によれば、「大麻の 違法な栽培を防止するため、輸入する種子については発芽不能処理を行うこととして いる」が、通達が出された当時には、大麻種子の熱加工食品は存在しなかった。ナツ ツと呼ばれるこれら製品は目でみても発芽不能であるとわかるにもかかわらず、この 通達があるために、財務省税関では麻薬取締部が発行する証明書が必要としている。 麻薬取締部の発芽試験には7-10日間かかり、その間、貨物が税関で留め置きされ るなど事業の障害となっている。 大麻の粉や油は麻薬取締部と税関の判断により証明書は不要となっているが、海外で 脱穀され熱処理済み加工食品についても、厚生労働省、財務省(税関)が判断できる ように規制を緩和していただきたい。なお熱処理、脱穀したものの非発芽試験につい ては輸出国の公的な証明書を提出することで確認することができる。	C	発芽可能な大麻の種子の流通は、国内における大麻の不法栽培及び 乱用拡大につながるおそれが大いことから、未然に防止する必要がある。 したがって、たとえ輸出国の公的機関が発行した熱処理証明書とともに 輸入された大麻の種子及び脱穀後の大麻の種子であっても、我が国 の麻薬取締部において発芽不能であることを確認することが必要不可欠 である。	1 1 5 9 0 1 0	株式会社ニュー・エ イジ・トレーディン グ	13 東京都 厚生労働省 経済産業省
0920130	産業用大麻原料の輸入規制緩和	大麻取締法第1条	大麻取締法第1条 は、規制対象となる 大麻について、THC の含有量の多寡に かわからず、「大麻 草(カンナビス・サ テバ、エル)及びそ の製品をい」と定 義している。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」と いう。)の含有量が著しく低い(THC含 有率0.3%程度以下)品種の大麻草の樹皮を 取り除いた後の幹の製品である粉碎した チップの輸入に関して、協議の上、然るべ き基準を設ける。	産業用大麻は多分野での有効利用が可能であり、循環型社会構築に貢献し得ることは、 欧州諸国の産業用大麻(バイオマス)による工業原料生産という実績が示してい る。しかし国内における産業用大麻の耕作面積は10ha程度に過ぎず、工業製品への利 用や需要開拓への用途開発は輸入原料に頼らざるを得ない。2005年7月、産業用大麻か ら得られる素材の大半を成す麻幹(おがら)チップのオーストラリアからの輸入に際 し、0.015%という微量の粒子状の葉が混在していたため古小牧での通関ができない ケースがあった。THC含有率0.3%未満の品種を欧州諸国は産業用大麻の基準とし、そ の部位に関わらず産業素材として利用していることから、粒子状の葉の灰雑物としての 混入率及びTHC含有率の合理的基準を設け、麻幹チップ輸入の円滑化を図る。このこ とにより、用途開発、需要の開拓と確保、延いては産業用大麻という資源作物の国内 生産による新しい農業体系の展開と新産業の創出の効果、環境浄化と修復に貢献す る。【提案理由】 大麻の繊維と茎を活用し、建材、断熱材、不織布として欧州諸国で事業化実績があり、 国内でも実現は容易であると考ええる。また、大麻を原料とした生分解性プラス チックが欧州の自動車メーカーの内装品として採用され、廃棄物の減量及び化石燃料 の使用抑制に寄与しており、国内の諸問題解決の有効な手段と考えられる。 2005年7月の麻幹チップ輸入は、北海道内の競走馬の育成牧場に敷き料として供する 目的と建材メーカーへの複合ボード試作開発を予定していた。輸入通関の安定化によ り、当社のこれら顧客への信頼回復と共に他分野事業への展開が臨める。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現する ことから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性 は十分に認められる。また、THCの含有量が少ない大麻から含有量 が多い大麻への転換も容易である。よって、大麻の乱用によって生じる保 健衛生上の危害を防止するためには、THCの含有量の多寡にかかわら ず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。	1 1 4 0 4 0 1 0	有限会社ジャパンエ コロジープロダク ション	13 東京都 厚生労働省
0920140	大麻取締法第1条に規定する「大麻」の定義から低THC品種の除外し、葉と花穂が産業利用を可能とする	大麻取締法第1条	大麻取締法第1条 は、規制対象となる 大麻について、THC の含有量の多寡に かわからず、「大麻 草(カンナビス・サ テバ、エル)及びそ の製品をい」と定 義している。	テトラヒドロカンナビノール(以下「THC」と いう。)の含有量が著しく低い(THC含 有率0.3%程度以下)品種の大麻草について は、EUのように葉と花穂を使った加工及び 製品を販売できるようにする	大麻草の花穂と葉からエッセンシャルオイル(精油)が抽出でき、非常に匂い をもち、地域の特産品として商品化ができる。 平成8年5月23日 衛化第56号 厚生省生活衛生局長通知「食品衛生法に基づく添加物の 表示等について」別添2 天然香料基原物質リストに「アサ、麻、Hemp」が掲載され ている。 【提案理由】 低THC品種の大麻草の花穂と葉から取れるエッセンシャルオイルには、THC成分 は全く含まれておらず、悪用する危険性がない。 離農が進む過疎地等における地域活性化の切り札として精油ビジネスは有望であ り、現に高知県ユズ精油は高品質でアロマテラピー効果が高いと評判であり、1 リットルで20万円以上で取引されている。麻の花穂や葉は、海外では精油や香水や化粧 品、ハーブティーなどに応用されている。高知県において付加価値の高い農業が求 められているが、代替案に乏しい。麻は、利用離農、減反等に起因して増加する耕作 放棄地、休耕地の農地保全を図る上で最適な作物と考えられることから、農業の振 興に寄与するばかりでなく、関連産業の創出も期待でき、ひいては日本経済の活性化 が期待できる。	C	大麻の幻覚成分であるTHCは、微量の摂取でも精神作用が発現する ことから、THCの含有量が低い大麻であっても、乱用につながる危険性 は十分に認められる。また、THCの含有量が少ない大麻から含有量 が多い大麻への転換も容易である。よって、大麻の乱用によって生じる保 健衛生上の危害を防止するためには、THCの含有量の多寡にかかわら ず、すべての大麻を規制対象とする必要がある。	1 0 6 7 0 2 0	高知へんぷユニオン	39 高知県 厚生労働省

0920150	産業用大麻の栽培免許取得に関する緩和	大麻栽培者免許に係る疑義について(回答)平成13年3月13日付け医薬監麻発第294号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知	農作物として出荷する目的での栽培を一律に認めるのではなく、その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合に限り免許することとしている。	大麻栽培に関しては、県知事が交付する大麻取扱者免許を取得する必要があるものの、厚生労働省からの指導により、新たに免許取得することは、実上困難である。この指導を緩和させ、富山県内においても、かつて盛んであった大麻栽培を復活させ、新たな地域産業振興として役立てていきたい。	富山県内においては、かつて麻袋(主に米用保存袋)生産量が国内随一であったり、また福光麻布という極めて良質な麻布を生産し、大麻栽培は地域産業として大いに活況を呈していた。大麻草は、縄文時代より衣食住全てにわり生活を通じたきた日本古来の伝統作物であり、また最近では、ヘンプと呼ばれ、注目される素材として様々な分野で活用されている。その栽培においては、肥料農業を特に必要とせず、荒れ地を好み、栽培が極めて容易である。今日、県内では鹿嶋(特に猿、猿、熊)による農作物および人の被害は深刻な問題であり、中山間地においては、食料となる作物の栽培が出来なくなり、農業を継続できず、里山の荒廃を一層加速させる原因となっている。耕作放棄された中山間地の活用は、大きなテーマである。大麻草栽培による耕作利用と、かつての地域産業を時代に合わせた形で復活させることにより、中山間地が抱える問題を解決し、新たな産業振興と雇用創出を目指すものである。また、ヘンプに関する市場ニーズは年々拡大しているものの、国内での作付面積は10ha程度にすぎない。本格的に工業製品用の大麻栽培を行おうとする場合、その種子は輸入に頼らざるを得ないものの、種子を輸入する場合、発芽不能処理をすることが義務付けられており、事業化は事実上不可能である。	C	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかながみれば、禁止行為の解除である免許については厳正かつ慎重に判断する必要がある。大麻を栽培するほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して栽培免許を付与すべきである。よって、農業の活性化・産業振興による広域的な地域再生を目的とした大麻の栽培については、認めることは困難である。	国産ヘンプによる中山間地域産業振興プロジェクト	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	とやま中山間地利用促進フォーラム	16 富山県 厚生労働省
0920150	医薬監麻第294号通知の訂正	大麻栽培者免許に係る疑義について(回答)平成13年3月13日付け医薬監麻発第294号厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知	農作物として出荷する目的での栽培を一律に認めるのではなく、その栽培目的が伝統文化の継承や一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠な場合に限り免許することとしている。	地域再生や持続可能な(社会・産業・生活)を目的とする産業利用の新規大麻草栽培においては、その栽培許可を認めるものとする。	大麻取締法においては継続採取・種子採取を目的とする栽培許可の分別があるのみであり、地域再生を目的とした産業利用などの栽培については何ら規制されてはいません。しかし、その運用は規制的であり、岐阜県における大麻草栽培はそのほとんどが神事・祭事などの伝統文化伝承が目的であり、厚生労働省による各都道府県への通知から地域再生や産業利用を目的とする栽培許可が認めにくい現状であります。その一つに栽培許可を出す担当者としても地域再生・産業利用による栽培が社会的な有用性や合理性があるとして許可を出しても良いかどうか、前例がないこともあり判断しかねるという通念の解釈度合いによる個人差があります。地域産業の再生から中山間の過疎化・就業機会の低下を改善し持続可能な循環型社会づくりに繋がる活動としての新規大麻草栽培を促進できるよう厚生労働省による通知の訂正を提案いたします。【地域の特性】岐阜県の揖斐地域はそのほとんどが山間地であり、その生活様様は自然の循環に逆らわない持続可能な(社会・産業・生活)をはくんできました。しかし山間部における過疎化は進み、行政指導によるいくつかの対策をなくし就業機会の低下による山間地での過疎・高齢化はとどまるどころをみせません。バイオマス資源の有効利用が叫ばれる現在、環境負担が少ない古来の素材であり、地域の気候風土にも適している大麻草の栽培は地域の活性化および関連産業の創出や休遊地の有効利用に期待できます。大麻草栽培にかける地域住民の想いは切実なものです。	C	大麻事犯が急増しているという近年の薬物情勢の下、大麻乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止している法の趣旨にかながみれば、禁止行為の解除である免許については厳正かつ慎重に判断する必要がある。大麻を栽培するほかに代替手段がなく、真に不可欠な場合に限定して栽培免許を付与すべきである。よって、農業の活性化・産業振興による広域的な地域再生を目的とした大麻の栽培については、認めることは困難である。		1 4 5 6 7 8 9 10	岐阜県産業用麻協会	21 岐阜県 厚生労働省
0920160	外国人介護福祉士及び看護師の就労	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	介護業から従事することを目的とした在留資格は存在しない。	外国人介護福祉士及び看護師の就労を可能とする。	医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我が国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護師の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもち常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個人々々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就労者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に付けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながるかと考える。	C	外国人介護福祉士の我が国での就労については、次の理由から認められない。 介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分(同一)の労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回ることが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること。 なお、日本の看護師資格を有する外国人看護師については、在留資格医療に係る要件を満たす場合には、入国及び就労が可能である。	ウエルコンサル株式会社	1 0 7 5 0 3 0	29 奈良県	厚生労働省

0920170	民間企業による介護福祉士、看護士の養成学校の設立	保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領(平成14年2月28日付医政発第0228005号別紙)	介護福祉士養成施設の設定主体については、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすることとしている。 看護師等養成所の設置者は、国、地方公共団体のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすることとしている。	民間企業による介護福祉士、看護士の養成学校の設立を可能とする。	医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護士の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもち常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に付けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながるかと考える。	C	介護福祉士養成施設の設定主体については、事業の十分な継続性、安定性を担保するため、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則としているところである。 介護福祉士の在り方については、介護福祉士資格の取得方法も含め、全面的な見直しを行うこととしており、第166回通常国会に社会福祉士及び介護福祉士法の改正法案を提出し、継続審議となったところである。この制度改正の中で、養成課程における教育内容の全面的な見直し、養成施設の要件の見直しを行う方針であるので、民間企業(営利法人)による養成施設の設定の可否も含め、引き続き検討して参りたい。 看護師養成所の設置者については、事業の十分な継続性、安定性を保つため、原則として、国、地方公共団体及び営利を目的としない法人であるべきと考えており、その旨を「保健師助産師看護師養成所の指定申請等に関する指導要領」に規定しているところであるが、株式会社による学校設置の状況等を踏まえつつ、当該規定の改正の可否について、今後検討して参りたい。		1 0 7 7 5 0 3 1	ウェルコンサル株式会社	29 奈良県 厚生労働省
0920180	外国人就学生の入学資格及び入学定員の上限の緩和	・保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第1号 ・保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号) ・保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生労働省令第1号)第4条第1号 ・看護師等養成所の運営に関する指導要領(平成13年1月5日付医政発第5号別添)	・看護師養成所(3年課程)の入所資格は、学校教育法第56条第1項に規定する者(大学に入学できる者)とする。 ・看護師養成所で受入れる留学生の人数は、1学年定員の10%以内であること。	外国人就学生に対し、専修学校専門課程の入学資格である高等学校卒業程度の要件を緩和し、国籍、年齢、学歴に拘わらず、学習意欲の高い外国人に対し入学要件を別途定める。 ・外国人就学生の入学定員の上限を緩和し、定員の2分の1程度の受け入れを可能とする。	医療・介護従業者は慢性的な不足状態にあり、高齢化社会を懸念される我国において、その従業者の数、質の低下は危惧される問題である。外務省、厚生労働省が連携し、フィリピン人介護士受け入れを行うための計画が進められているが、諸問題が発生している状態である。現在、奈良県では株式会社による介護士及び看護士の養成学校設立は認められていないが、今後受け入れが増えるであろう外国人の医療・介護従業者における日本文化の理解、技術取得、定着就労のためには社会性をもち常識力豊かな人材育成が必要であり、外国人個々に対し柔軟に対応できる点においては民間企業による養成学校の設立運営はその良点を生かせるものであると考える。また入学資格を緩和させ、我国と教育制度の異なる国における就学者に対しても、同等程度の学力等が認められれば、入学を可能とし、学習意欲の高い外国人に対し門戸を広げ、医療・介護従業者を育成したいと考える。また日本人学生においては多様化する国際社会における社会性を身に付けることができ、国内だけに留まらず、医療・介護における発展途上国において指導的役割を担うことのできる人材育成につながるかと考える。	D C	・看護師養成所の入学資格は、医療の高度化への対応等の観点から、最低限、高等学校卒業程度の学力が必要であると考えているが、高等学校を卒業していなくても、これと同等以上の学力を有すると認められるのであれば入学は可能である。 ・看護師養成所の外国人の受入人数・割合については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」に基づき、留学生の不法就労や不法滞在その他犯罪の防止に留意し、留学生の教育の質の維持を図りつつ、平成16年度に従前の「総定員の3%以内であり、かつ5名以内、かつ各学年定員の10%以内」に緩和したところであり、その影響等を確認する必要があるため、即時の緩和は考えていないが、今後、当該緩和後の状況等を踏まえ、更なる緩和の可否について、検討してまいりたい。		1 0 7 5 5 0 3 2	ウェルコンサル株式会社	29 奈良県 文部科学省 厚生労働省
0920190	外国の医師資格者による医療行為の緩和	医師法第2条、第17条	医師になるうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。 医師でなければ、医療をなしてはならない。	外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話す患者に限り診療治療に当たらせる。	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C	医学に関する専門的知識、技術が不十分な者が日本国内において医療を行うことによる事故の発生や伝染病等の蔓延を未然に防止するなど、国内の医療安全や公衆衛生の確保を図る観点から、仮に診療対象が在日外国人である場合であっても、日本の医師免許を取得することが必要不可欠であり、これを緩和することは考えていない。 なお、英語による特例的な医師国家試験に合格した外国人医師が、診療対象や診療場所を限定する等の一定の条件の下で医療行為を行うことは、現在でも可能である。	外国人企業家特区	1 0 3 8 8 0 6 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都 法務省 厚生労働省

0920200	外国の看護師資格者による看護業務の緩和	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第31条	看護師でない者は、傷病者若しくはしよく病に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業としてはならない、	外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の看護師資格を有する者による看護業務を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C		医学に関する専門的知識、技術が不十分な者が日本国内において医療を行うことによる事故や院内感染発生等の未然の防止。また、医療の提供において十分なコミュニケーションを図る等、国内の医療安全等の確保を図る観点から、日本において看護業務に従事するためには、日本の看護師免許を取得することが必要不可欠であり、これを緩和することは考えていない。なお、日本の看護師免許を有する外国人が、適切な手続を経た上で就労するとは現時点において可能である。	外国人企業家特区	1 0 3 8 0 7 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都 法務省 厚生労働省
0920210	外国人に関する年金制度の見直し	厚生年金保険法附則第29条、国民年金法第9条の3の2	<社会保障協定の締結の推進> 社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で署名済みであり、オランダとの間で協定内容について大筋で合意している。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリとの間で当期間協議を実施しているところ。 さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結の意思交換を開始することについて合意している。<脱退一時金制度の改正> 我が国の年金制度は、国籍に関わらず適用されており、年金制度の保障の対象となっている。日本に短期滞在する外国人の方について保険料納付が老齢給付に結びつかないという問題は、社会保障協定の締結により解決すべき問題ではあるが、このような解決が図られるまでの間の特例措置として、短期滞在の外国人の方に対し給付を拡大している。	外国人研究者等の年金加入機関が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさず期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 その在留期間の上限が全国的に3年から5年に延長されたところであるが、加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに閉じて見直し要望があることから、社会保障協定対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由： 年金の二重加入等の問題については、社会保障協定により解決が図られてきているものの未だ協定未締結の国があり、それらの国からの受入も実際にある(ロシア、ポーランド等)ことから、受け入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため、早急に当該協定の締結を進めていただきたい。 また、外国人研究者は短期加入で年金制度から途中離脱する可能性が高く、受給資格を満たさないため、脱退一時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が3年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上では一定額しか支給されない、在留期間の上限が5年であることから、年金保険の脱退一時金についても5年までの納付期間に対応した支払いを可能とさせていただきたい。	C	I	<社会保障協定の締結の推進> 社会保障協定については、これまでドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー及びフランスとの間で発効済み、カナダ及びオーストラリアとの間で署名済みであり、平成19年4月にオランダとの間で協定内容で合意に至っている。また、チェコとの間で政府間交渉を行っているほか、スペイン及びイタリとの間で当期間協議を実施しているところ。 さらに、スウェーデン及びスイスとの間では、協定締結の意思交換を開始することについて合意している。 なお、ご指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はないものの、これらの国との交渉についても上記の基準に従って判断されるべきものと考えている。 また、協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目指すとして、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法案を、第16回通常国会に提出し、可決・成立後、平成19年6月27日に公布されたところである。 <脱退一時金制度の改正> 我が国の年金制度は、内外人平等、すなわち国籍にかかわらず等しく適用されており、年金制度加入中に老齢・障害・死といった事由があれば、老齢年金や障害年金、遺族年金が支給されるという形で、年金制度の保障の対象となっている。一方、短期滞在の外国人の方について、保険料納付が老齢給付に結びつかないという問題は、社会保障協定の締結により解決すべき問題ではあるが、特に短期滞在上限などは、従前の年金制度が形成されてきた理由で、段階による解決に時間がかかる場合があるのも事実であり、こうした実態を踏まえ、脱退一時金という特例的な制度を設けているところである。 そもそも、短期加入の取扱いを設けている我が国の年金制度においては、保険料納付をできる限り将来の年金給付につなげる制度設計としているところ、制度からの途中離脱を給付事由とするとは極めて例外的な取扱いである。脱退一時金の支給額についてもこうした取扱いであることを踏まえて設定しているものであり、出入国管理法等と関連するものではない。 脱退一時金の対象期間の上限の延長は、このような制度設計の趣旨を目的に反し、特例的な法律上の位置付け(厚生年金保険法附則第29条において「当分の間、支給するものと規定」と)と並べ、厚生労働省としては、このような法律改正は考えていない。	1 9 4 0 1 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県 外務省 厚生労働省	
0920220	外国人の起業規制緩和特区	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが必要、	特区において、入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促し、活性化へつなげる (資格基準の要件緩和) 2人以上の常勤職員の雇用 入数規制をなくす 個人での事業立ち上げも可能とする 年間投資額500万円以上 投資額下限の引下げ(100万円)	提案理由)外国のノウハウやビジネスアイデアを輸入することで日本全体の活性化を図る。 内容)「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な「外国人起業特区」をつくる。 効果)日本経済の活性化。長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。	C		我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、省令等で定められている基準については、これを踏まえ、外国人が「投資・経営」の在留資格に相応しい活動に従事することを担保するために必要なものであり、提案のように当該基準を緩和することは、適当でない。	(株)ノバシャドーキャビネット	1 0 5 5 1 3 0	13 東京都 警察庁 法務省 厚生労働省	

0920230	「投資・経営」の「事業所の確保(存在)」の認定の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが必要。	「投資・経営」の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多い。外国人の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。	C	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、省令等で定められている基準については、これを踏まえ、外国人が「投資・経営」の在留資格に相応しい活動に従事することを担保するために必要なものであり、提案のように当該基準を緩和することは、適当でない。		1 6 0 6 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省
0920240	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種:織布運転)の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年4月6日法務省告示第141号)・技能実習制度推進事業運営基本方針(平成5年4月5日労働大臣公示)	「技能実習制度」は、一定期間の研修を経た上で研修成果等の評価等を行い、一定の水準に達したこと等の要件を満たした場合に、その後雇用関係の下でより実践的な技術、技能等を習得することができる制度であり、研修期間と、技能実習期間からなるものである。日本における滞在期間に、研修期間と技能実習期間を合わせて3年以上とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業界の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。 在留資格「研修」(1年) + 在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年) + 在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。 (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となっており、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	C	技能実習期間の延長等については、技能実習生は実習終了後に母国へ帰国し、修得した技術等を母国の発展のために役立てることが当制度の趣旨であるため、技能実習の期間を延長し、母国に帰国してからの技能移転を遅らせることは適当ではなく、いたずらに期間を長くすることは、定任化、不法就労の問題、家族の呼び寄せ問題、労働市場への影響などが発生するおそれがあることから適当ではない。		1 2 4 0 8 0	兵庫県	28 兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省
0920250	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の撤廃	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の撤廃を求める。	世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特色を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。さらに外国人研究者の配偶者についても、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 播磨科学公園では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)への在留資格変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。(画において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・実務経験要件と同等レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組みよう求める。)	C	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。		1 1 9 4 0 3 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県	法務省 厚生労働省

0920260	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業する」ことの業務必要知識の専攻要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。	優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域の活性化を図る。 具体的には、姫路獨協大学留学生在卒業後日本で就職する場合に、通訳業務、貿易業務に捕らわれず、一般事務、営業、企画業務等の職種の仕事に就けることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生在が、姫路獨協大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生在が姫路地域を中心に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘できることとなる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。	C	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に科目専攻要件の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。		1 0 8 9 0 0 1 0	学校法人獨協学園 姫路獨協大学、姫路 商工会議所	28 兵庫県 法務省 厚生労働省
0920270	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を修得していることが必要。	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。 近年、兵庫・神戸への直接投資件数が増加し、「人文知識」の在留資格者の人材確保が重要となっている。地域の一層の投資促進をはかるため、財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」の1級合格かつ、独立行政法人日本貿易振興機構が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」で530点以上取得者に限り、「人文知識」の必要経験年数を緩和する。	C	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。		1 1 6 0 0 4 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県 法務省 厚生労働省
0920280	「技術」の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	申請人が従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該技術若しくは知識を修得していることが必要。	「技術」(情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事する外国人)の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。 日本の情報産業等において、IT技術者等が不足し、海外からのIT技術者等の受入が増加している。そこで、地域経済の活性化のため、情報産業界で世界的な認知度が高い民間ベンチャー資格を取得し、高度な技術力が証明できる外国人について「技術」の必要経験年数を緩和する。	C	我が国に受け入れるべき外国人労働者の範囲は、出入国管理及び難民認定法上「我が国の産業及び国民生活に与える影響」を勘案して決定するものであり、単純に実務経験年数の緩和を行うことは、その程度にかかわらず、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。		1 1 6 0 0 3 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県 法務省 厚生労働省

0920290	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要。	「企業内転勤」の在留資格に係る基準において要求される関連業務経験期間を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。規制改革、民間開放推進3か年計画において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格について見直しを検討されることとなっている。外国・外資系企業がビジネスを展開するための要員を本社から調達する場合に、適切な人材が確保できるよう従事期間の緩和を図るものである。	C	在留資格「企業内転勤」は、外国で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受け入れるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経験年数等の要件を課していないものであり、活動に従事した期間を短縮することは困難である。なお、外国での業務従事経験がない者であっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。	1 1 6 0 0 5 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省 厚生労働省
0920300	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国人材向け在留資格認定手続き簡素化	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」について、申請人が本邦において貿易その他の事業の経営を開始しようとする場合は、当該事業がその経営又は管理に従事する者以外に二人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のものであることが必要。在留資格「企業内転勤」について、申請人が転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要。	【内容】 期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより適用されている現行制度に関して、事業拠点設置準備段階にふさわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」「企業内転勤」等の在留資格の付与	【実施内容】 外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人材が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。 【提案理由・目的・効果】 当地へ進出予定の外国企業で一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した留資格を与えることで、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業の対日投資を促進に資する。 在留資格「短期滞在」では、最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為（銀行口座の開設、オフィスや住宅の賃借契約など）が在留資格「短期滞在」だからという理由で行いにくい現状にある。よって、拠点設置に限定した留資格を創設するが、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人材に対する社会的な信用度も高く評価されると考えられ、対日投資の増加を図れるからである。	C	「投資・経営」「企業内転勤」の在留資格は、その活動内容に鑑み、「技術」「人文知識・国際業務」等の在留資格で要件とされる実務経験等の要件が課されていないものである。そのため、現在の基準で「投資・経営」「企業内転勤」の在留資格に該当しない者についてまでこれらの在留資格を付与することは、受入れ範囲の拡大であり、労働市場への悪影響も懸念され、政府としての外国人労働者受入れに係る基本政策に照らして、措置を行うことは困難である。	1 1 8 7 1 6 0	福岡・アジア ゲートウェイ構 想 福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省
0920310	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	就労準備研修を目的とした在留資格は存在しない。	【内容】 人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業が実施する日本社会・日本企業適合理化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定（就労準備）研修」の創設。 専修学校専門課程の修業年限規制（現行1年以上）を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。	【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国で研修した外国人材技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果「非日間で本国、明日から日本の職場」となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人材技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。	C	就労を伴わない活動について、「短期滞在」等の在留資格の下での入国滞在は可能である。また、就労については、「技術」等の専門的・技術的分野の在留資格の下で認められるものであるが、当該在留資格要件の緩和や、当該分野以外の分野での就労を可能とする在留資格の創設は、我が国労働市場に及ぼす影響等に鑑み適当でない。	1 1 8 7 1 7 0	福岡・アジア ゲートウェイ構 想 福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

0920320	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	留学生が、在留資格「留学」で認められる活動以外の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うこととする場合には、あらかじめ法務大臣の許可(資格外活動の許可)を受けなければならない。その活動時間の上限は、1週につき28時間以内とされている。	【内容】 留学生働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。 このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。	【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就業機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。	C	I	留学生の国内就職の促進については、積極的に取り組むべきものと考えられるが、労働時間を週28時間までとしていることについては、「留学」の在留資格本来の活動と就労との両立を可能とする観点から定められたものであり、これを緩和することは適当ではない。	福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1 1 8 7 福岡市 1 9 0	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省
0920330	自治体交流モデル地区として外国人ケアワーカー受入のための在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	介護業務に従事することを目的とした在留資格は存在しない。	福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間のみ適用となるワーキングホリデー制度を創設する。 就業ビザの在留資格(介護・看護等)を新設する。	【実施内容】 二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデー制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設を求めるもの。 【提案理由・目的・効果等】 現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、少子高齢化が進行する時代背景を踏まえ、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている。また、この人的交流の促進により、アジアにおける高度人材ネットワークのハブを目指したいと考えている。	C	I	外国人介護福祉士の我が国での就労については、次の理由から認められない。 介護分野は介護福祉士の資格がなくとも就労できる分野であり、資格者・無資格者の区分な(同一の労働市場を形成しているため、外国人介護福祉士を受け入れることは、日本人介護労働者全体との競合・代替が生じること。 将来的にも、国内の供給余力が常に労働力需要を上回ることが見込まれる中、外国人介護福祉士を受け入れることは、この分野への就業希望の多い若者、女性等の雇用機会の喪失、日本人介護労働者の労働条件の低下などの悪影響が大きいこと。 介護分野において低労働条件が固定化すれば、介護サービスの質的向上を阻害すること。 なお、日本の看護師資格を有する外国人看護師については、在留資格「医療」に係る要件を満たす場合には、入国及び就労が可能である。	福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1 1 8 7 福岡市 2 1 0	40 福岡県	法務省 外務省 厚生労働省
0920340	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた乗客等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合には、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の定員増を前提とするものでも必ずしもない。	C	-	検疫所では、現在の入国手続ブースを想定した必要最低限の人員で効率的に検疫業務を行っており、ビジネス小型機の乗客等に対する出入国手続施設での業務を想定した人員体制とはならないところである。このため、深夜早朝等の旅客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるが、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合等に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難である。	中部国際空港ア ジアゲートウェ イ特区	1 1 3 4 0 0 1 0	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

0920350	出入国手続施設の多様化	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続（C I Q）を行う運用を求める。	旅客ターミナルビルから遠く離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。（提案理由）関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	C	検疫所では、現在の入国手続ブースを想定した必要最低限の人員で効率的に検疫業務を行っており、ビジネス小型機の乗客等に対する出入国手続施設での業務を想定した人員体制とはなっていないところである。このため、深夜早朝等の乗客便が到着しない時間帯に限定するなど、2ヶ所以上で同時に業務が生じないような措置等がなされれば、対応できる可能性もあるが、定期旅客便とビジネス小型機等の到着が重なった場合等に検疫業務を行うためには、現在の人員体制では対応は困難である。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 5 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府 法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0920360	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内線乗継など時間的制約のある旅客に対する」専用手続レーンの設置。	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの	本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続（I）について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 【提案理由】 現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。一方、ロンドン・ヒースロー空港（イギリス）、ミュンヘン空港（ドイツ）、ドバイ空港（UAE）、新ハノイ空港（タイ）、クアラルンプール空港（マレーシア）など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。なお、A B T C（A P E Cビジネス・トラベル・カード）を保有しているれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある。交付に時間を要する（数ヶ月）ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 【その他】 本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の定員増等を前提とするものでも必ずしもない。	C	検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。 なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。	中部国際空港アジアゲートウェイ特区	1 1 3 4 0 2 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県 法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0920360	出入国審査時の優先レーンの導入	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	世界の主要空港ですすでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP旅客（ビジネスジェット）の旅客を含む。」等に対する「専用手続レーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP（ビジネスジェットの旅客を含む。）」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。（提案理由）国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続レーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。 なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 8 0 1 0	成田国際空港株式会社	12 千葉県 法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省

0920360	出入国審査時の優先レーンの導入	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	世界の主要空港ですすでに導入されている、出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP（ビジネスクラスの旅客を含む）」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP（ビジネスクラスの旅客を含む）」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内陸乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続きが必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	-	検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。 なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。	関西国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 3 5 0 6 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府 法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0920360	「乗り継ぎ外国人旅客」の出入国審査における専用手続きレーンの設置	検疫法	外国から来航した航空機については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。また、当該航空機に乗ってきた者等に対して、必要に応じて質問、診察等を行う。	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の増加状況を踏まえ、繁忙期等における「専用手続きレーン」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元で大きく期待されているところである。「乗り継ぎ外国人旅客」の寄港地上陸許可申請の増加状況も踏まえながら、空港における手続きの円滑化を一層推進するため、入国審査官の増員による審査レーンの臨時設置等を内容とする地域再生の支援措置についても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における出国審査の混雑、入国審査における外国人の指紋採取開始による混雑等にも対応できれば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると考える。	C	-	検疫業務については、海外から到着した乗客の入国時の症状の有無を判断し、感染症の侵入を防ぐ公権力の行使であり、経済的なステータス等によって一部の乗客を優先すべき理由は存在しない。 なお、検疫手続では健康状態に異状がなければ、手続に時間を要することはない。	成田国際空港アジア・ゲートウェイ特区	1 1 5 1 0 5 1	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県 法務省 厚生労働省 農林水産省
0920370	CIQ対応の特例(船内での入国審査等の実施)	検疫法	外国から来航した船舶については、検疫区域又は検疫所長の指示した場所において検疫を受け、検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けなければならない。	【内容】 中国人旅行者の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前での入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入管審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足度が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C	-	検疫は、国内に常在しない感染症の病原体が国内に侵入することを防止するものであり、船舶が入港する直前の時点での乗組員及び乗客の健康状態等を確認する必要があることから、港へ到着する前に検疫を行うことはできない。 また、特に中国はインフルエンザ(H5N1)等の検疫感染症の流行地域であり、中国から来航する船舶に対して検疫を緩和するような措置を設けることはできない。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1 1 8 7 0 2 0	福岡市	40 福岡県 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省

0920380	消防職員OBが行う応急処置の規制緩和	医師法第17条	医師でなければ医業をなしてはならない。	救急車に搭載している資機材を使用しての応急処置は医療行為にあたるとの見解があり、「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者である。消防職員OBについても消防職員と同等の応急処置ができるようにする。	救急業務については、周辺部のへき地においても平等のサービスを提供しなければならないが、当市を管轄する消防組合では救急業務の年間出動件数が少ない地域について、消防業務の再編に伴い出張所の統廃合を計画している。 住民の生命を守る観点から万全の体制はもちろんのこと、国においては民間事業者の参入も進められているが、過疎地である当市ではこれも見込めない状況であり、人件費等の費用は増大する一方である。 そこで、周辺部のへき地での救急業務の機能が低下しない体制を築いていくにあたり、消防出張所の統廃合に伴いその業務を補充する形で救急等搬送事業所を市において新たに設置し、搬送用車両に消防職員OB又は看護師を搭載させる体制で救急隊の編成を行う予定である。 しかし、救急車に搭載している資機材を使用するの応急処置は医療行為にあたるとの見解があるため、消防職員を退職したと同時にその使用ができなくなる。消防職員OBといえども、消防法施行令第44条第3項第1号に規定する救急業務に関する講習を受講した者であり、消防職員と同等の技術や知識を持っている。「救急隊員の行う応急処置等の基準」に定められている応急処置が行えるのは、同基準第2条によると消防法施行令第44条第3項又は第44条の2第3項に該当する者であることから、消防職員OBにも同等の応急処置を行えるようにする。	E	消防法第2条第9項に規定する「応急の手当」を行う場合、「救急隊員の行う応急処置等の基準」(昭和53年消防庁告示第2号)等を満たす限りにおいては、医師法上、特段御提案を妨げる規定はない。	日田市緊急患者等搬送事業	1 0 6 4 0 1 0	大分県日田市	44 大分県	総務省 厚生労働省
0920390	消防法等に基づく救急業務等搬送業務に従事する職員に労働基準法の特例措置の適用を受けられるようにする	労働基準法第34条、労働基準法施行規則第33条第1項第1号(労働基準法第40条)	労働基準法第34条第3項において、休憩時間は労働者の自由に利用させなければならないことが定められているが、同法第40条において、「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要のあるものについては、その必要避くべからざる限度で、休憩に関する規定等について、厚生労働省令で別段の定めをすることができることとされており、労働基準法施行規則第33条第1項第1号において、消防吏員及び常勤の消防団員等について労働基準法第34条第3項の規定の適用を除外しているところ。	現在、当市を管轄する消防本部の消防職員は労働基準法施行規則第33条第1項第1号の規定を適用し救急隊の編成を行っている。当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防職員と同様の勤務編成が行えるようにする。	当市が行おうとする緊急患者等搬送業務は、消防職員OB又は看護師の嘱託職員3名で編成し24時間体制であったり、3名編成の内2名が出動し1名が連絡員となり、3班で編成する計画である。 労働基準法第34条第1項の休憩時間の取り扱いについて、同条第3項で「休憩時間は自由に利用させなければならない」と定められているが、労働基準法施行規則第33条第1項で消防吏員についてはこの規定を適用しないようになっている。 当市が行おうとする緊急患者等搬送業務に従事する職員にもこの規定を適用し、消防吏員と同様の取り扱いとなるようにすることで、常時の出勤態勢がとれることとなる。	C	労働基準法においては、法定労働時間や休憩時間の一言取得を実施すると公衆に不便をもたらすなど不都合が生ずる事業について、第40条において、「その必要避くべからざる限度で、厚生労働省令において別段の定めをすることができることとされているところであり、消防吏員等については、労働基準法施行規則第33条第1項で休憩時間の自由利用の適用除外を認めているところである。 御要望の「消防法等に基づく救急業務を補充する形の緊急患者等搬送業務に従事する職員が休憩時間を自由に利用することによって、直ちに搬送しなければならない患者等が地元医療機関等に搬送されなくなる場合があるか否かが御要望の内容からは明確でないこと等、当該業務に従事する職員が「公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるもの」に該当するか否かが不明確であるため、御要望にお答えすることはできない。	日田市緊急患者等搬送事業	1 0 6 4 0 2 0	大分県日田市	44 大分県	総務省 厚生労働省
0920400	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	地方自治法第243条		介護保険法または障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金(分担金)を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。	現在、公の施設である高齢者または障害者福祉施設を市が直営し、市職員が福祉サービスを受けた市民から負担金(分担金)を徴収または収納している。 今後、これらの福祉施設に指定管理者制度の導入を実施していく予定であるが、現行の地方自治法、介護保険法(保険料の徴収・収納については規定があるため可能(同法第144条の2。))および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金(分担金)を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定はない。 そのため、現行規定のまま指定管理者制度に移行したとしても、負担金(分担金)を市職員が徴収または収納しなければならないため、公の施設の運営において職員給与を排除し、より一層の効率化を図ることができないものである。 したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第56条の保育料(負担金(分担金))徴収のように、私人に負担金(分担金)を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。	D	介護保険法及び障害者自立支援法におけるサービスの利用料金については、地方自治法に基づく(利用料金制のもとで、現在でも指定管理者たる私人にその収入として収受させることが可能である。		1 0 1 6 0 1 0	大阪府大東市	27 大阪府	総務省 法務省 厚生労働省

0920410	生活保護資産調査・訪問調査権限の民間授権等	生活保護法第21条第27条、第28条第1項及び第41項、第29条、第61条、第62条第1項及び第3項	生活保護の決定及び実施は、保護の実施機関(都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長)が行い、その事務の執行については、社会福祉法に定める社会福祉主事が補助することとなっている。	生活保護法第21条(補助機関)に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。 その他、これに基づき第27条、第28条第1項・第41項、第29条、第61条、第62条第1項・第3項の事務を民間に委ねる。 同法28条・29条の調査権限等を民間事業者にも付与する。 みなし公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。	生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不全による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。 これに対し、既に厚生労働省からも大部分の業務において民間活用が可能である旨の見解が示されているところであり、これは自治体の経営改善のための選択肢を増やすものとして極めて高く評価すべきものであると考える。 そのうえで、民間が業務に従事した場合のプライバシー保護や権限濫用の防止のため、みなし公務員規定や秘密保持義務規定を定めるべきであり、また、居宅訪問や資産調査の円滑化・実効化を図るため、民間事業者に明確な法的根拠を有する調査権限を付与すべきである。 なお、罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもあるとされるが、本件である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特別措置ができないというのには直ちに首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立書例も多数存在する。 こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に疑問がある。 特に、民間事業者に調査権限を付与する場合、金融機関等は条理・契約あるいは慣習上の守秘義務を迫るため、金融機関としては、調査が法令に基づくものでない限り協力しにくい。このように、法律により民間事業者に調査権限を付与しないと実務が動かず、極めて重要な課題である。	- D :E		生活保護法は、現行法上、保護の決定・実施・自立支援等に関連する業務について、非常勤職員の活用や民間委託を行うことは可能であり、現に非常勤職員の活用や民間委託が図られているところである。 民間事業者に生活保護に係る業務を委託した場合は、法律上の守秘義務はなく、委託契約においてこれを担保するのが一般的である。仮に、法令上の根拠を設けるのであれば、自治体の行政事務一般に関する法令において検討されるべきであり、生活保護法において、民間事業者に業務を委託することができる旨、当該事業者に守秘義務を課す旨などの規定を創設することについては、このような民間委託が、自治体における業務の在り方として、一般的に適切なものと認識され、普及して、初めて検討できるものである。 生活保護行政は、今日、保護すべき者を保護すること(漏給防止)、保護すべきでない者を保護しないこと(濫給防止)、保護した者についても自立を促進すること、が求められており、これを達成するために、行政に加え、民間事業者が参画し、どう役割を分担することが適当かは、それぞれの地域において、行政の側の職員の質的、量的体制と、活用できる民間事業者がどう確保できるかなどを踏まえて、自治体ごとに判断すべきものであり、現に非常勤職員の活用や民間事業者への委託が行われている自治体においても、それぞれ、役割の分担や民間事業者に対する費用支払いの方法など、自治体の実情を踏まえた対応がなされている。 なお、生活保護行政に民間事業者が参画することが適当かどうかという点についても、一律にはその是非は判断できず、例えば、民間事業者が本来保護すべきでない者を保護に誘導するような事例や、民間事業者に自立支援に関する相談・助言業務を委託し、自立した人数の実績に基づいて費用が支払われるような契約であった場合、保護すべき者について保護を廃止してしまったり、逆に自立可能な者のみを対象とするような事例も起こり得るため、行政との役割分担を含めて、慎重に判断する必要がある。		1 0 5 1 5 0	個人	13 東京都	厚生労働省
0920410	生活保護資産調査・訪問調査権限の民間授権等	生活保護法第21条第27条、第28条第1項及び第41項、第29条、第61条、第62条第1項及び第3項	生活保護の決定及び実施は、保護の実施機関(都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長)が行い、その事務の執行については、社会福祉法に定める社会福祉主事が補助することとなっている。	生活保護法第21条(補助機関)に特例を設け、民間事業者も事務の補助を行うことができるものとする。 その他、これに基づき第27条、第28条第1項・第41項、第29条、第61条、第62条第1項・第3項の事務を民間に委ねる。 同法28条・29条の調査権限等を民間事業者にも付与する。 みなし公務員規定・秘密保持義務規定その他所要の監督規定を定める。	生活保護業務は生活保護法に基づき実施されるが、現状では生活保護現業員の業務が過重となり、チェック不全による不正受給も問題となっている。このため、民間活用が重要な課題として認識されている。 これに対し、既に厚生労働省からも大部分の業務において民間活用が可能である旨の見解が示されているところであり、これは自治体の経営改善のための選択肢を増やすものとして極めて高く評価すべきものであると考える。 そのうえで、民間が業務に従事した場合のプライバシー保護や権限濫用の防止のため、みなし公務員規定や秘密保持義務規定を定めるべきであり、また、居宅訪問や資産調査の円滑化・実効化を図るため、民間事業者に明確な法的根拠を有する調査権限を付与すべきである。 なお、罰則付調査権は、調査客体の同意に基づく一種の任意調査とされ、実力により実施する強制調査ではない。また、その罰則(調査妨害罪)は公務執行妨害罪の補充的規定でもあるとされるが、本件である公務執行妨害罪では民間事業者が客体となり得るのに、補充的規定である調査妨害罪では民間事業者を客体とする法特別措置ができないというのには直ちに首肯し得ない。そもそも、反証となる民間授権立書例も多数存在する。 こうした点からすれば、罰則付調査権が民間授権できないという解釈にはその根拠に疑問がある。 特に、民間事業者に調査権限を付与する場合、金融機関等は条理・契約あるいは慣習上の守秘義務を迫るため、金融機関としては、調査が法令に基づくものでない限り協力しにくい。このように、法律により民間事業者に調査権限を付与しないと実務が動かず、極めて重要な課題である。	- D :E		生活保護法は、現行法上、保護の決定・実施・自立支援等に関連する業務について、非常勤職員の活用や民間委託を行うことは可能であり、現に非常勤職員の活用や民間委託が図られているところである。 民間事業者に生活保護に係る業務を委託した場合は、法律上の守秘義務はなく、委託契約においてこれを担保するのが一般的である。仮に、法令上の根拠を設けるのであれば、自治体の行政事務一般に関する法令において検討されるべきであり、生活保護法において、民間事業者に業務を委託することができる旨、当該事業者に守秘義務を課す旨などの規定を創設することについては、このような民間委託が、自治体における業務の在り方として、一般的に適切なものと認識され、普及して、初めて検討できるものである。 生活保護行政は、今日、保護すべき者を保護すること(漏給防止)、保護すべきでない者を保護しないこと(濫給防止)、保護した者についても自立を促進すること、が求められており、これを達成するために、行政に加え、民間事業者が参画し、どう役割を分担することが適当かは、それぞれの地域において、行政の側の職員の質的、量的体制と、活用できる民間事業者がどう確保できるかなどを踏まえて、自治体ごとに判断すべきものであり、現に非常勤職員の活用や民間事業者への委託が行われている自治体においても、それぞれ、役割の分担や民間事業者に対する費用支払いの方法など、自治体の実情を踏まえた対応がなされている。 なお、生活保護行政に民間事業者が参画することが適当かどうかという点についても、一律にはその是非は判断できず、例えば、民間事業者が本来保護すべきでない者を保護に誘導するような事例や、民間事業者に自立支援に関する相談・助言業務を委託し、自立した人数の実績に基づいて費用が支払われるような契約であった場合、保護すべき者について保護を廃止してしまったり、逆に自立可能な者のみを対象とするような事例も起こり得るため、行政との役割分担を含めて、慎重に判断する必要がある。		3 0 0 3 1 5 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	厚生労働省
0920420	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	国民健康保険法	処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。	国民健康保険被保険者証の交付その他の業務について民間委託可能な領域を拡大すべきである	国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成交付などの業務は民間に委託できないものとされ、申請受付と引渡しといった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。 しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁じられていないと解されること、同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。 自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。	D		「「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について」(保国発0328002号)都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により、国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請書に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡業務など、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされており、被保険者証の印刷発送など補助的な業務についても委託可能とされていることから、要望事項については対応済みである。 なお、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。		1 0 5 1 8 0	個人	13 東京都	厚生労働省

0920420	国民健康保険、業務の民間委託可能領域の拡大	国民健康保険法	処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。	国民健康保険被保険者証の交付その他の業務において民間委託可能な領域を拡大すべきである	国民健康保険関係の窓口業務においては、他の窓口業務と同様、国民健康保険被保険者証の作成交付などの業務は民間に委託できないものとされ、申請受付と引渡しといった程度の極めて限定的な作業のみが委託できるものとされている。 しかし、国民健康保険被保険者証についてみれば、そもそも、国民健康保険は医療保険の一領域に過ぎず、組合管掌保険などと本質的な差異があるとは考えられない。ところが、組合管掌保険では被保険者の資格審査や被保険者証作成交付なども含めて包括的にアウトソーシングすることは禁止されていないと解されること、同じ医療保険の一領域に過ぎない国民健康保険において、なぜ交付事務のアウトソーシングが認められないのか、極めて疑問があるところである。 自治体のニーズを踏まえ、建設的な検討をされることを要望する。	D	「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について、(保国発0328002号都道府県民生主官部(局)国民健康保険主官課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により、国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡業務など、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされており、被保険者証の印刷発送など補助的な業務についても委託可能とされていることから、要望事項については対応済みである。 なお、健康保険においても、国民健康保険と同様の考え方により取り扱っているところである。		3 0 0 3 1 8 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都 厚生労働省
0920430	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	児童手当法第7条、第27条、第28条	児童手当法第7条、第27条、第28条に規定する児童手当受給に係る認定処分、受給者に対する質問及び、官公署等に対する資産・収入についての調査などを行う者については、市町村長に限定されており、そのような行政処分を包括的に民間委託することについても現行法の下ではできない。	1. 権限の授権 (1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者に委託できる旨定める。 (2) 同法第27条・第28条の調査権を受託民間事業者に授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。 2. 監督措置 秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。 (児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)	児童手当は、児童手当法に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけではなく大量の現況届確認作業が必要となる。 このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自治体ごとに数名は存在するところである。 ところが、これらは定型的審査であるうえ、受益の処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもあることから、民間開放の途を検討して然るべきである。 架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手当では、自治体が認定まで含めて民間に授権することも可能なはずである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。	C	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託については、申請者個人の家族状況、住居状況、所得状況等を把握する必要があることから、住民基本台帳をはじめ、市町村が台帳等の形で一体的に管理・保有する情報との突合が必要となり、個人情報保護の観点から問題が生じること 児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断が必要であること 認定請求者等に対し、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っていること などの理由により、困難である。		1 0 5 1 1 9 0	個人	13 東京都 厚生労働省
0920430	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託	児童手当法第7条、第10条、第27条、第28条	児童手当法第7条、第27条、第28条に規定する児童手当受給に係る認定処分、受給者に対する質問及び、官公署等に対する資産・収入についての調査などを行う者については、市町村長に限定されており、そのような行政処分を包括的に民間委託することについても現行法の下ではできない。	1. 権限の授権 (1) 児童手当法第7条の認定業務を民間事業者に委託できる旨定める。 (2) 同法第27条・第28条の調査権を受託民間事業者に授権し、第10条の支給制限についても所要の改正を行う。 2. 監督措置 秘密保持義務、みなし公務員規定、監督規定その他所要の措置を講じる。 (児童扶養手当法においても同旨の特例措置を講じる)	児童手当は、児童手当法に基づき、所得要件等一定の要件に合致する場合、支給が決定され開始される。受給権者からは毎年6月頃に現況届が提出され、自治体は支給決定業務だけではなく大量の現況届確認作業が必要となる。 このような給付行政には、児童手当(市区町村)のほか、児童扶養手当(市区町村)、自治体独自の手当など、いくつかの類似制度があり、従事する職員の数も各自治体ごとに数名は存在するところである。 ところが、これらは定型的審査であるうえ、受益の処分であること、特に出生の際には窓口業務に付随する業務でもあることから、民間開放の途を検討して然るべきである。 架空の議論ではあるが、自治事務である自治体独自の手当では、自治体が認定まで含めて民間に授権することも可能なはずである。これとの平仄を考えれば、児童手当等についてもこれを民間に授権することを可能とすべきである。	C	児童手当・児童扶養手当関係業務の包括民間委託については、申請者個人の家族状況、住居状況、所得状況等を把握する必要があることから、住民基本台帳をはじめ、市町村が台帳等の形で一体的に管理・保有する情報との突合が必要となり、個人情報保護の観点から問題が生じること 児童の監護要件や生計同一要件に適合しているかどうか等について、専門的な判断が必要であること 認定請求者等に対し、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行っていること などの理由により、困難である。		3 0 0 3 1 9 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都 厚生労働省

0920440	給水人口が5万人を超える水道事業認可・指導監督権限の県への移譲	水道法第六条第一項ほか水道法第四十六条第一項及び同法施行令第十四条第一項	水道法では、給水人口が5万人を超える水道事業を水源とするもの及び河川と流水を水源とする水道用水供給事業者から供給される水を水源とするものである水道事業は厚生労働大臣の認可、それ以外の水道事業は都道府県知事が認可することとなっている。	現在、国が行っている給水人口が5万人を超える水道事業の認可・指導監督事務を県へ移譲し、水道事業は全て一元的に県知事が認可・指導監督を行えるようにすること。	<p>【実施内容】 緊急時に迅速かつ適切に危機管理対応を行うために、認可や指導監督業務を通じ、平素から水道事業者との連携関係の確保や各施設の状態把握が可能となる。 認可・届出等の手続事務及び業務の改善指示等の監督事務に際し、当該事務の所管を県に一元化することにより、水道事業者側及び監督官庁側の双方において、コスト削減が図られるのみならず、二重行政を廃止することにより、トータルとしてシステムで効率的な行政が構築できる。</p> <p>【提議理由】 昨年度の回答において、「権限を県に委譲した場合の弊害として、水利調整を含めた適切な判断に基づく認可や指導監督ができなくなったり、必要な水量が確保できなくなったりするばかりでなく、合理的・効率的な事務の実施に支障をきたすことから適切でない。」とあったが、現に、給水人口5万人以下の県知事所管水道事業においては県知事が行い、特に支障をきたしていないこともなく、地域の実情を十分把握し、適切に認可や指導監督が行われている。</p> <p>また、指導監督と緊急時の危機管理対応は一体のものであり、通常時から施設や業務の改善指導等の指導監督を通じて、水道事業者と連携した危機管理対応が図られるのであって、例えば、国認可事業者において日常の維持管理の不備により大規模な水道施設事故が起きた場合にも、通常時に指導監督を行っていない県が非常時の危機管理対応を行い、また、通常時の指導監督のあり方についても対応を求められることになるが、現状では指導監督権限を有していないため、事業者に対する指示等ができない。</p>	C	<p>水道事業の認可については、従前、水利調整を要する事項が多いこと等の理由により、人口(5万人超)をメルクマールとして厚生労働大臣の認可とされていたところ、その見直しについて地方分権推進委員会において、国と地方の役割分担はいかにあるべきかという観点から議論された。その結果、水利調整について国として果たすべき役割があるという認識が得られ、平成27年12月の関係省庁第一次動向において「給水人口が5万人を超える水道事業で水利調整の必要があるもの以外の水道事業の認可を都道府県知事に委譲すること」とされた。そして、国と都道府県の役割分担の新たなメルクマールとして、新たに水利調整の要否を加えるべきとされたことを踏まえ、現状のとおり整理しているものである。</p> <p>このように、水源確保のための水利調整については、国の事務とされているところ、仮に、単一の県内の水系であったとしても、水道事業に関する認可を県が実施することとした場合には、水道事業認可の根幹部分について、水行政に関係する国の機関(国土交通省・農林水産省・経済産業省)との調整を含めた適切な判断に基づく(認可や指導監督を行うことができない)など、水道に必要な水量を確保できなくなったりするばかりでなく、厚生労働省において、重視して、水道事業の計画を確保・検討する必要があることなど、合理的・効率的な事務の実施に支障をきたすことから、適切でないと考えられる。限られた水資源の利用については、問題が生じてからの調整は困難であり、地方分権推進委員会の結論にあるように、国による問題を未然に防ぐための調整が必要不可欠であると考えられる。</p> <p>このような経緯から、ご指摘のように5万人以下の県知事所管水道事業においても、一部、水利調整を要するものが存在しているが、その存在をもって水利調整を要する5万人超の水道事業者についても都道府県知事の認可にすべきという理由にはあたらないと考えられる。したがって、水利調整の必要のあるものを含む水道事業全てを一元的に都道府県知事が認可・指導監督できるようにすることは適当ではない。</p> <p>危機管理対応に関しては、ご指摘のように平素から水道事業者との連携関係の確保や各施設の状態把握を行うことが必要であるが、都道府県知事は大臣認可の水道事業を含め災害その他非常の場合に緊急応援を命ずる権限の地、その事務を行うために必要な関係官の徴収や立入検査権限を有していることあり、その趣旨を踏まえ平素から都道府県内の水道事業者と連携を図ることが十分対応可能と考えられる。</p>	1 0 8 2 0 3 0	広島県	34 広島県	厚生労働省
0920450	民生委員・児童委員の任命権限の基礎自治体への移譲	民生委員法第5条 児童福祉法第16条	<p>・民生委員は都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。 ・都道府県知事の推薦は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴き、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされているが、この委嘱権限を基礎自治体に移譲すること。</p> <p>・児童委員は民生委員に充てられたものとする</p>	民生委員の選出方法は、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、都道府県に設置された社会福祉法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聴き、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することとされているが、この委嘱権限を基礎自治体に移譲すること。	<p>【実施内容】 民生委員・児童委員の委嘱権限を基礎自治体へ移譲することにより、基礎自治体で委嘱から指揮監督に至るまで一体的に行うことができる。</p> <p>【提議理由】 住民との相談窓口として重要な役割を果たす民生委員・児童委員について、委嘱から指揮監督に至るまで基礎自治体の権限において一体的に行うことがより効果的である。</p> <p>また、民生委員としての職務である、基礎自治体と住民とのパイプ役としての性格を考えると、当事者である市町村長からの委嘱による方が、より地域に密着した活動が促されるものと考えられる。</p> <p>また、実際に市町村長が選定した候補者が、その後の県審議会を経て国が委嘱する過程において変更されたような事例もなく、現行の制度は形骸化している。</p>	C	<p>民生委員・児童委員の委嘱については、厚生労働大臣が委嘱することにより、その職務が国家的にも重要であることを、民生委員・児童委員だけでなく、社会一般の人々も認識し、社会の理解、信頼を得て、民生委員・児童委員活動の活性化とその成果があることを期待し、また無報酬のボランティアである民生委員・児童委員活動への使命感、責任感を高めることを期待しているものである。したがって、移譲したときにはこうした効果が失われることが懸念されるため適当ではないと考えられる。</p> <p>また、市町村の民生委員推薦会より推薦された候補者については、民生委員・児童委員に委嘱された場合にその指揮監督及び研修を行うこととされている都道府県知事においても、その適格性を確認する必要があることから、都道府県の設置する地方社会福祉審議会での審査を経て、都道府県知事が厚生労働大臣に推薦することとしているところであるため。</p>	1 0 8 2 0 4 0	広島県	34 広島県	厚生労働省
0920460	民生委員・児童委員の委嘱に関する一部条件の緩和	民生委員法第6条	民生委員法第6条において民生委員を推薦するに当たっては、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法の児童委員としても、適当である者」から推薦することとされている。また、市町村の議会の議員の選挙権の要件は、公職選挙法第9条第2項に規定されており、外国籍の者は該当しないものとなっている。	大阪市生野区の民生委員・児童委員の委嘱に際して、区内に在住する20歳以上の外国人住民にも委嘱可能とする。	<p>提案理由：生野区は、外国籍者が多数暮らす街です。地域における在日韓国・朝鮮人をはじめとした外国人住民の福祉サービスネットワークの向上の観点から提案いたします。私たちは、地域福祉の要のひとつとされてきた民生委員・児童委員に外国籍者も委嘱されるための条件の緩和を求めます。私たちは民生委員・児童委員の委嘱条件が緩和され、外国籍者も地域福祉により貢献できる環境をつくることで、在日当事者にさらにきめ細かな福祉サービスの提供が可能になるだけでなく、「ちひい」を認めあう地域の相互理解の増進にも役立つと考えています。</p> <p>民生委員・児童委員は、支援が必要な人々と関係行政機関を結び、適切な支援ネットワークの輪の中に、当事者を牽引し、自立生活の可能性を高める役割があります。そうした観点に立て、少子高齢化が進む地域社会で、住民が相互に助け合う関係性を築き、それをコーディネーターとする地域福祉の担い手の視野を広げることはとても重要です。私たちは私たちの地域社会のよりよいあり方を求める中で、民生委員・児童委員の委嘱に関する要件緩和の必要性を実感しました。地域から信頼を受けたい人ならば、誰でも地域福祉の担い手になれるような特別措置を求めるものです。ぜひ積極的にご検討いただきたいと思います。</p> <p>民生委員・児童委員は、地域の責任ある立場の人々によって区内から推薦され、大阪市民生委員推薦会の意見申出を経て、厚生労働大臣に推薦され、そしてようやく委嘱されることになっています。この過程で、人物に対する重層的な検証は行われ、要件の緩和によって、人材登用に備わることがありえませぬ。</p>	C	<p>民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であり、地方公務員については、最高裁判例において、公権力の行使を行う公務員となるためには日本国籍を必要とすることとされている。</p> <p>民生委員・児童委員については、児童委員として児童虐待等の立入調査権に基づく公権力の行使を行う地方公務員に該当するものと考えられる。要項内容は、地方公務員の国籍要件の問題に関わるものであり、困難である。</p>	1 1 5 7 0 1 0	大阪市生野区地域福祉アクションプラン推進委員会	27 大阪府	厚生労働省

0920470	保健所設置要件の緩和	地域保健法第5条第1項	保健所は、都道府県、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区が、これを設置する。	保健所の設置については、一部特例で認められているものの、原則として指定都市、中核市が設置することとなり、市町村合併の進展等、自治体をとりまく状況に変化があるものの保健所設置は進んでいない。こうした状況を踏まえて、住民に身近な行政サービスは住民に身近な基礎自治体で行うという理念に従い、おおむね2次医療圏ごとに基礎自治体においてまとまった事務遂行が可能となるよう、保健所設置要件の緩和を要望する。	【実施内容】 保健所設置要件を緩和し、住民に身近な基礎自治体において、住民に身近な保健行政が実施できるよう、既に法定移譲等により実施している事務とともに、市町において総合的に保健行政が行われるのが望ましい。 【提案理由】 六年田市や小樽市など人口10万人程度の市においても保健所を設置している例があることから、一定規模の市については、地域の健康危機について首長から一元的な体制を整備するために、保健所設置にかかると人口要件の緩和を行うべきである。 また、消防については、近隣自治体への業務委託や広域連合、一部事務組合による共同設置により危機管理全般を取り扱っており、これらの体制を参考に保健所についても当該関係市町の首長から保健所長への指揮命令系統を整理し、地域の健康危機に対処するための一元的な体制を整備することで、既存保健所設置市への事務委託や市町による共同設置を認めるべきである。	D、C、I	人口要件の緩和 現行の地域保健に関する基本指針において、保健所政令市については、人口30万人の要件が定められているが、一部の保健所政令市は、30万人を下回っている。人口が30万人を下回っている地方公共団体においても、保健所で行う事務事業が可能と考えている地方公共団体に対しては、個別の事例に則して協議に応じてまいりたい。 既保健所設置市への事務委託 市町による共同設置 保健所で実施されている業務は、食品衛生法、医療法、薬事法、母子保健法その他の法律に基づき行われているものであり、各個別法において権限が規定されているものであることから、これらを包括的に委託すること又は市町による共同実施で行うことを認めることは現段階では困難である。 また、既保健所設置市への事務委託及び市町による共同設置を認める場合、健康危機が発生した際の対応など、本来県が行うべき業務について、隣の市又は事務組合が対応することとなり、一元的に整備すべき指揮命令系統が不明となることなどから、適当ではない。	1 0 8 2 0 5 0	広島県	34 広島県	厚生労働省
0920480	保健所政令市人口要件規制の緩和	地域保健法第5条 地域保健法施行令第1条 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)第二	現行の地域保健に関する基本指針において、人口30万人の要件が定められている。	保健所政令市の人口要件である30万人を特例市に相当する20万人に緩和する。	【提案理由】 近年わが国は少子高齢化が進み、地方の自治体においては、若年層の都市部への転出が相次ぐことで、自然増での人口増加の見込みがなくなり、人口が減少していく中で行政運営が大きな課題となっている。 そんな中、市民の健康・福祉・子育て・食の安全の要となる保健所は、政令で指定する人口30万以上の市(中核市)以上が設置の一要件とされている。 そこで、地域住民の福祉のトータルサポートを一次窓口の市が担うことにより、きめ細かいサービスが展開できるようにするため、保健所設置の人口要件を特例市と同じ20万人とする。	D	現行の地域保健に関する基本指針において、保健所政令市については、人口30万人の要件が定められているが、一部の保健所政令市は、30万人を下回っている。人口が30万人を下回っている地方公共団体においても、保健所で行う事務事業が可能と考えている地方公共団体に対しては、個別の事例に則して協議に応じてまいりたい。	1 0 6 2 0 1 0	個人	14 神奈川県	厚生労働省
0920490	婦人相談所設置に関する制度の見直し	売春防止法第34条、 婦人相談所に関する政令第1条、第2条、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第3条	都道府県は、婦人相談所を設置しなければならないとあり、また所長及び判定員は都道府県の職員でなければならない。	婦人相談所の売春防止法による設置義務(都道府県設置)を見直し、政令市や中核市においても設置できるよう制度の見直しを行うこと。	【実施内容】 婦人相談所の売春防止法による設置義務を見直し、政令市や中核市においても設置を可能とすることで、住民に身近な政令市や中核市において一体的な支援が可能となる。 【提案理由】 平成13年の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の施行や人身取引被害者の保護等により、婦人相談所が担う機能や役割が重要になってきている。特に、増加する配偶者暴力相談に的確に対応し、被害者の支援をきめ細かに行っていくことが求められている。 改正DV防止法では市町村に配偶者暴力相談支援センターが設置できるよう規定されたが、配偶者暴力被害者の一時保護は引き続き婦人相談所が行うことになっている。このため、緊急を要する暴力被害者の保護等について、住民に身近な政令市や中核市においても、相談から保護、自立支援までの一体的支援が可能となるよう設置基準を緩和すべきである。 また、児童と配偶者への暴力に関する相談等、児童相談所と婦人相談所が一括して対応する必要がある案件について、婦人相談所が都道府県のみを設置となっているため、住民に身近な政令市や中核市における一体的な対応ができない。	F	政令市又は中核市からの具体的な要望は承知していないところであり、提案主体と実際に業務を行うこととなる政令市又は中核市で十分調整され、政令市又は中核市において設置の意向があることを確認した上で検討を進めたいと考えている。	1 0 8 2 0 6 0	広島県	34 広島県	厚生労働省

0920500	麻薬取扱者免許の制度の見直し	麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項	麻薬取扱者のうち、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者については、その免許は都道府県知事が行うこととしている。	麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許は、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うこと。	<p>【実施内容】 麻薬取扱者に対して県及び保健所設置市が交付する免許を、当該県及び市の区域のみでなく、国内全域で有効となるよう制度の見直しを行うことで、医療用麻薬の円滑な施用を図ることができる。</p> <p>【提案理由】 麻薬取扱者に係る県知事免許は、現行制度では当該県の区域において有効であるが、終末期医療等での医療用麻薬の円滑な施用を推進する観点からも、国内全域において有効とした方が望ましい。</p> <p>また、当該免許事務を保健所設置市に移譲した場合、当該免許は当該市の区域のみで有効とされており、免許申請者の業務が複数の市町にまたがる場合、それぞれの免許権者への申請手続きが必要となり申請者に不都合を生じることとなる。</p> <p>麻薬取扱者免許は、医師が多く有しているが、医師は勤務地が変わる者も多く、市域を越えて異動する場合、免許有効期間内でも免許失効・新規申請を行う必要が生じ、申請者に不利益(手続きの煩雑さや手数料納付)が生じる。</p> <p>このため、麻薬取扱免許の交付等の事務権限を保健所設置市に移譲限した場合においても、全国一律の免許とすることが適当と考えられる。</p>	C	麻薬取扱者のうち、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者、麻薬研究者については、その活動範囲が比較的狭く、又は直接麻薬を使用する者であることから、より密やかな監視を行うことができる都道府県知事が免許を行うこととしている。 <p>これらの麻薬取扱者間の麻薬の流通を同一の都道府県内に限ることにより、実効ある監視が行われ、医療用麻薬の不正な横流しが防止されていることにかんがみれば、取扱者免許の有効な地域は現行の制度のままであるべきと考える。</p> <p>麻薬施用者については、必要があれば、県外の患者に対しても、住診等の方法により麻薬を施用することができ、現状においても医療用麻薬の円滑な施用がなされているものと考えている。</p>		1 0 8 2 0 7 0	広島県	34 広島県	厚生労働省
0920510	障害児の施設入所事務の制度の見直し	児童福祉法第27条第1項第3号	障害児の施設入所に関しては、他の児童福祉施設の入所と同様、児童の専門的相談機関であり、措置権限を有する児童相談所の所管庁たる都道府県が支給決定を行うこととしている。	障害児の施設への入所事務については、県及び政令指定都市が担運の実施者として支給決定を行うこととなっているが、これを基礎自治体の事務とするよう制度の見直しを行うこと。	<p>【実施内容】 障害児の施設への入所に係る支給決定事務を基礎自治体の事務とすることで、障害児サービスの一体的な提供が可能となる。</p> <p>【提案理由】 障害児に関する支給決定事務のうち児童デイサービスについては、既に基礎自治体において事務処理を行っており、施設入所に関する事務を基礎自治体に移譲することにより、障害児サービス全体を基礎自治体で統一的に処理することが可能となる。</p> <p>また、「障害者」の施設入所に係る支給決定事務等は基礎自治体で行われており、「障害児」に関する支給決定事務等も合わせて対応することが、サービスの一貫性・効率性の観点から適当である。</p>	C	障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方については、障害者自立支援法施行3年後の見直しにおいて検討することとしている。		1 0 8 2 0 8 0	広島県	34 広島県	厚生労働省
0920520	精神医療審査会の設置要件の緩和	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条、第12条、第33条の3、第38条の5	精神医療審査会の事務を含め、精神障害者に対する措置入院に関する事務は、都道府県が行うこととしている。	精神保健福祉対策のほとんどの事務が、保健所設置市で実施されているが、「精神保健福祉法に基づく入院措置等に係る事務」のみ県実施となっている。 <p>精神保健業務を、身近な基礎自治体である保健所設置市で完結実施できるよう、精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置要件を緩和すること。</p>	<p>【実施内容】 県の実施している「精神保健福祉法に基づく入院措置等に係る事務」を、精神医療審査会及び精神保健福祉センターの設置も合わせて保健所設置市へ権限移譲することにより、住民により身近な基礎自治体で効率的・効果的に実施することができる。</p> <p>【提案理由】 保健所は、地域精神保健福祉の拠点として、精神障害者をより身近な地域できめ細かく支援していくことや広域的な対応が可能であり、保健所設置市に対し、精神障害者の入院措置及びその一連の事務の権限移譲を行うことで、事務を円滑に実施することができる。しかし、入院者の退院審査等を行う精神医療審査会やその事務を担う精神保健福祉センターは、県と指定都市に必要とされており、これらの設置ができなければ権限移譲ができない状況となっている。</p> <p>現在、県保健所や政令市保健所においても、区域外の指定病院への措置入院等の広域的な対応は行っており、中核市等の一定の規模の要件を具備し、体制が整備されている保健所政令市・設置市においても、同様に広域的な対応は可能と考えられる。</p> <p>なお、本件は、県から隔別市町村へ権限移譲すべきではなく、全国の保健所設置市へ統一して要件緩和すべきものである。</p>	C	ご指摘の精神医療審査会の事務を含め、精神障害者に対する措置入院に関する事務は、住民に身近で頻繁なサービス提供業務ではなく、精神障害者の人権に関わる行政処分に関係するものである。 <p>精神障害者の措置入院に関する事務については、精神医療に関する専門的判断、措置入院先の精神科病院の調整、人権との関わりから極力ばつきのない判断が必要であることなどから、市町村の区域を越えて広域的に対応する必要があると考えており、その権限を政令指定都市以外の市町村(以下「市町村」といふ。)に移譲することは望ましくない。</p> <p>また、精神医療審査会、精神保健福祉センターについても、措置入院事務との関連性・整合性に加え、専門性の確保、地域の精神保健福祉の中核的機能等の観点から、一定規模以上の行政区域の単位で設置してその機能を果たすべきものと考えており、市町村での設置は適当ではない。</p>		1 0 8 2 1 2 0	広島県	34 広島県	厚生労働省

0920530	児童福祉施設等における施設設置基準の最低基準の見直し	児童福祉施設最低基準第19条、第26条、第32条、第41条、第74条	児童福祉施設(保育所を含む)については、児童福祉施設最低基準により、調理室の設置が義務付けられている。	児童福祉施設、保育所の調理室の設置基準を廃止し、設置管理者の裁量により設置できるよう制度の見直しを行うこと。 また、必置規制の撤廃が当面困難であるとしても、まず、「公立保育所における給食の外部搬入承認事業」の全国化及び私立保育所も外部搬入承認事業の対象とするなどの規制緩和を実施すべきと考える。	【実施内容】 児童福祉施設、保育所の調理室の設置基準に応じた対応が可能となる。 【提案理由】 保育所については、児童福祉施設として児童にとっては、家庭の代替、生活の場であり、食育等の重要性、そのための調理室の必要性は一般的には理解できるが、各地域の実情に応じた対応が可能となるように規制を緩和すべしである。 なお、国においては、認定こども園制度が導入されるなど、地域の実情に応じた適切な対応が求められてきているが、こうした地方の実情に応じた柔軟な制度は他の施設においても求められている。 また、給食の外部搬入承認事業が公立保育所では認められているが、私立保育所においても一人ひとりの子どもの状況に応じた決め細やかな対応の確保は可能であり、私立保育所も含めた全国的な規制緩和が必要と考える。	C	児童養護施設等は、保護者がいないなど家庭環境に恵まれない児童が入所しているため、施設における調理業務は、単に食事を作るだけでなく、温かい愛情を持った家庭に近い環境のもとで食事を提供し、入所児童の精神面での安定を図る等の目的があることから、調理室の必置規制を廃止することは困難である。 保育所における食事は、乳幼児の健全な発達・発育のために欠くことのできないものであり、保育所に設置することとされている調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子ども状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、重要な役割を果たしているものである。 現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入承認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特別措置を講じることとしたものである。この特別措置について平成17年度上半期と平成18年度上半期に実施した弊害調査においては、体調不良児やアレルギー児への対応についてきめ細やかな対応がなされていないとする保護者や保育士の意見が寄せられたことなど児童の処遇に弊害が生じていると言わざるを得ない結果が出ており、現段階での当該特別措置の全面展開は適当ではないと考える。また、これまでの公立保育所における特別措置の結果を踏まえれば、私立保育所にまで当該特別措置の対象を広げる必要性は乏しいものと考えられる。	1 0 8 2 1 3 0	広島県	34 広島県	厚生労働省
0920540	中小企業労働者確保法における改善計画認定事務の民間開放	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(中小労働法)第4条、第5条	中小労働法第4条の改善計画の認定を受けた事業主は、同法第7条に規定する必要な助成及び援助等を受けられること。	中小企業労働者確保法において県知事が行う改善計画の認定について、知事が独立行政法人雇用・能力開発機構を認定計画の審査機関に指定し、機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことができるよう、制度の見直しを図ること。	【実施内容】 独立行政法人雇用・能力開発機構において改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことで、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。 なお、指定検査機関に対して、あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。 【提案理由】 中小労働法に基づく改善計画の認定事務は、都道府県の自治事務であるが、県外に主たる事務所(雇用管理を所管する事務所)がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には、主たる事務所のある都道府県が認定事務を行っているように、改善計画の認定基準は画一的である。 また、独立行政法人雇用・能力開発機構は、改善計画に基づく支援措置のうち、その中核となる助成金の交付を一括して担当しており、かつ、各都道府県単位に支所を設置し、地域の実情にも精通している。 改善計画の目的と助成金の交付目的はあらずと共通していることから、独立行政法人雇用・能力開発機構は、改善計画の審査能力を十分に有していると考えられる。	C	中小労働法は、中小企業の振興及びその労働者の職業の安定等を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、その目的を達成するための改善計画の認定事務は、地域における中小企業の振興施策の推進に総合的な責務を有し、かつ、地域の実情に応じて自らの判断により、地域振興施策と一体となった雇用創出等の施策を行う都道府県知事自ら自治事務として行うべきものであり、併せて各地域の個々の中小企業の実績を十分かつ的確に把握している都道府県が担うのが適当である。 また、改善計画に基づく支援措置の窓口は、中小企業構造の高度化を図るための融資を行う都道府県や中小企業信用保証法の特別措置、中小企業投資育成株式会社法の特別措置及び当該計画を実施する目的を必要とする資金の融資等を行う金融機関など多岐にわたることから、助成金の支給機関という当該支援措置の一部のみを担っているに過ぎない独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)を改善計画の審査機関に指定し、改善計画の認定事務を行わせることは適当ではない。 なお、機構は、事業主の負担軽減の観点から、助成金の支給に係る改善計画の作成において、相談・援助を行っているが、あくまでも事業主の負担軽減の観点から行っているものであり、実質的な審査を行っているものでなく、改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。	1 0 8 2 2 1 0	広島県	34 広島県	厚生労働省
0920550	介護労働者法における改善計画認定事務の民間開放	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(介護労働者法)第8条から第12条まで	介護労働者法第8条の改善計画の認定を受けた事業主は、同法第10条に規定する必要な助成及び援助等を受けられること。	介護労働者法において県知事が行う改善計画の認定について、知事が介護労働安定センターを認定計画の審査機関に指定し、同センターにおいて改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことができよう、制度の見直しを図ること。	【実施内容】 介護労働安定センターにおいて改善計画の認定事務を助成金の交付事務と一体的に行うことで、行政サービスの向上と事務の効率化を図ることができる。 なお、指定検査機関に対して、あらかじめ県の改善計画の認定基準を明示することにより、自治事務としての県の政策との整合性を確保することが可能である。 【提案理由】 介護労働者法に基づく改善計画の認定事務は、都道府県の自治事務であるが、県外に主たる事務所がある企業が県内で改善事業を実施しようとする場合には、主たる事務所のある都道府県が認定事務を行っているように、改善計画の認定基準は画一的である。 また、介護労働安定センターは、改善計画に基づく支援措置のうち、その中核となる助成金の交付を一括して担当しており、かつ、各都道府県単位に支所を設置し、地域の実情にも精通している。 改善計画の目的と助成金の交付目的はあらずと共通していることから、介護労働安定センターは、改善計画の審査能力を十分に有していると考えられる。	C	介護労働者法に基づく(各種)の支援措置については、地域における増大する介護サービス需要への対応を支援し、介護労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的としており、その目的を達成するための改善計画の認定事務は、当該計画がこの目的に沿ったものか否かを検証するものであることから、地域の実情に行政に関する責務を有する都道府県知事が自ら自治事務として行うべきものであり、地域の社会福祉について判断する役割を持たない介護労働安定センターを指定し、これに認定事務を行わせることは不適当である。 なお、介護労働者法に規定があることから、事業主は改善計画の認定申請を介護労働安定センター都道府県支部経由で行うことや、介護労働安定センター都道府県支部において、改善計画の認定申請を都道府県に提出するに当たり、その妥当性についての判断を意見として付すこと等が可能である旨を関係者に通知しているところであるが、あくまでも事業主の負担軽減及び都道府県知事の認定の参考のために行っているものであり、それをもって改善計画の審査能力を十分に有しているとは認められない。	1 0 8 2 2 0	広島県	34 広島県	厚生労働省

0920560	住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。	<p>1 公共サービス改革法に基づく住民基本台帳法の証明事務(戸籍の附票を含む)について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 公共サービス改革法34条において、戸籍の附票の発行については代理人等の申請を認めないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。</p> <p>3 上記1と同様に、住民基本台帳法の届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。なお、本件特区においては、住基ネットの取り扱いは委託対象となし、</p>	5.C	5.1	<p>5について 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について仮に労働者派遣で行うことが認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当である。</p>	<p>1 1 5 6 0 1 0</p>	足立区	13 東京都	<p>総務省 厚生労働省 内閣府</p>
0920570	印鑑登録事務のアウトソーシングの推進	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。	<p>1 公共サービス改革法に基づく印鑑登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 同法34条において、印鑑登録証明書発行については代理人等の申請を認めないが、印鑑登録証の持参により受付可能としていただきたい。</p> <p>3 上記1と同様に、印鑑登録事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や登録の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	5.C	5.1	<p>5について 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について仮に労働者派遣で行うことが認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当である。</p>	<p>1 1 5 6 0 3 0</p>	足立区	13 東京都	<p>総務省 厚生労働省 内閣府</p>
0920580	税証明事務等のアウトソーシングの推進	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。	<p>1 公共サービス改革法に基づく税証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、税関係の申告書受付(住民税申告、原動機付自転車等廃車申告)及び臨時運行(仮ナンバー)許可についても、受理・不受理及び許可・不許可の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</p> <p>4 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	4.C	4.1	<p>4について 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について仮に労働者派遣で行うことが認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当である。</p>	<p>1 1 5 6 0 4 0</p>	足立区	13 東京都	<p>総務省 厚生労働省 内閣府</p>

0920590	国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進	国民健康保険法	<p>処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。</p>	<p>1 国民健康保険事務の被保険者証等の交付業務について、公権力の行使となる被保険者証等の交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</p> <p>2 上記1と同様に、国民健康保険事務の資格関係事務についても、届出の受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</p> <p>3 事務の委託にあたり派遣契約を締結する場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</p>	1.2.D 3.C	1.2-3.1	<p>1, 2について 「公共サービス改革基本方針」の改定(国民健康保険関係の窓口業務及び国民健康保険料等の徴収業務の民間委託に関する留意事項)について、(保国発0328002号都道府県民生主官部(局)国民健康保険主管課(部)長あて厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)により、国民健康保険関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡業務など、処分に当たらない事実上の行為については、国民健康保険法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととしていることから、要望事項については対応済みである。</p> <p>3について 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当である。</p>	1 5 6 0 5 0	足立区	13 東京都	厚生労働省 内閣府
0920600	老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進	老人保健法	<p>処分に当たらない事実上の行為については、老人保健法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととされている。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に老人保健事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 被保険者証等の発行や届出の際の入力業務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	1.2,4.D 3.C	1.2-4-3.1	<p>1, 2について 「公共サービス改革基本方針」の改定(老人医療関係の窓口業務の民間委託に関する留意事項)について、(保総発0330007号都道府県老人医療主管部(局)長及び行政改革主管部(局)長あて厚生労働省保険局総務課長通知)により、老人医療関係の窓口業務のうち、各種届出書・申請書の受付、申請者に対する制度に関する情報提供等及び証明書等の文書の引渡し業務など、処分に当たらない事実上の行為については、老人保健法上民間委託が禁止されているものではなく、各市町村の判断により民間委託して差し支えないこととしていることから、要望事項については対応済みである。</p> <p>3について 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当である。</p> <p>4について 後期高齢者医療制度においても同様とする方向で検討中である。</p>	1 5 6 0 6 0	足立区	厚生労働省 内閣府	厚生労働省 内閣府
0920610	介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進	介護保険法第36条	<p>市町村は認定を受けている被保険者が他市町村に転出するときは、認定の内容等を記載した受給資格証明書を交付しています。転入先の市町村で14日以内にその証明書を添えて認定を申請した場合、証明書の発行が可能です。</p>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に介護保険事務のほか、住民基本台帳に関する事務や各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。</p> <p>今回の提案は、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し、官民協働による行政改革と区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>【代替措置】 届出の際の入力業務や、受給資格証明書の発行については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	1.D 2.C	1.-2.	<p>1について 介護保険関係の窓口業務に関して、申請書の受付及び通知書の引渡業務など公権力の行使処分に当たらない事実上の行為については、介護保険法上民間委託が禁止されておらず、市町村の判断で民間委託することが可能であり、同様に、受給資格証明書に関する窓口業務についても、公権力の行使以外の事実上の行為については、民間委託することがあります。</p> <p>なお、昨年の市場化テストにおいて鳴門市から同趣旨の御要望をいただき、介護保険関係の窓口業務に関して「公共サービス基本方針」に基づき通知を発出する予定ですが、現在その内容等について内閣府と協議中です。</p> <p>2について 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがあります。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当であります。</p>	1 1 5 6 0 0	足立区	13 東京都	厚生労働省 内閣府

0920620	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。	1 公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能とさせていただきたい。 2 同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めないが、疎明資料の確認により受付可能とさせていただきたい。 3 上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能とさせていただきたい。 4 事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。 5 派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和したい。	【実施内容】 足立区には、17の地区に住居基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努めること一層に込めたい。 【経路理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみ委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。 今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。 代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にするのは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。 【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。	5.C 5.1	5について 労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を助長した雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置付けられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれがない専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、本要望について仮に労働者派遣で行うことが認められたとしても、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当である。	1 1 5 6 0 2 0	足立区	13 東京都	労務省 厚生労働省 内閣府
0920630	あん摩マッサージ指圧師等の養成施設設置に係る要件緩和。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成施設設置指導要領について(平成12年3月31日健政発第412号)1の(2)	厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするために必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教習し、又は養成するものについての認定又はその生徒の定員の増加についての承認をしないことができる。 あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の設置計画書の提出があった場合は、都道府県知事は、都道府県知事の意見に、関係団体等の意見書を添えて、当該計画書を地方厚生局長に進達するものとされている。	養成施設設置規制は、視覚障害者の生活権確保の観点から、事実上暗眼者による新たな養成施設の開設を否認する状況にある。「新設養成施設での視覚障害者の一定の雇用義務」によって、視覚障害者の生計維持を担保することを条件に、関係団体の意見書等新たな養成施設の施設設置規制を緩和し、暗眼者による新たな養成施設の開設を承認する。	プロジェクトの想定地域：静岡県 事業内容：身体的発達上の子供達には適切な能力を持つ指導者が必要であり、従来の要治療者とは異なる場面であんまマッサージ指圧師の能力が期待されていることから、社会的需要に応じるため、新たな養成施設を開設する。 経済的社会的効果：スポーツ障害の発生を前期的に減少させることができる社会的効果を期待でき、特徴と根拠あるスポーツ振興が期待できる。相乗効果として、様々なプロチームの誕生により、スポーツをソフトとし、地方が活性化し、税収が増加する経済的効果と、新たな雇用による社会的効果が期待される。 提案理由：人々に活力を与えるスポーツ振興は、「げんきなまちづくり」には必要不可欠な要素である一方、スポーツの盛んな地域では、過度な練習・事故などによるスポーツ障害も多く、結果的に本来の趣旨が失われかねない。 特に、幼少期からのスポーツ選手育成においてはこれらの障害は心と体の発達を阻害する危険があることから、医療的担保能力のある資格者の指導者が待ち望まれているが、最も相応しい資格者である、あん摩マッサージ指圧士がスポーツ分野で不足している。 代替措置：あはき法第19条については視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないようにするために規定されたものであるので、一定数の視覚障害者を雇用することを条件に付することで根本思想は維持しつつ、規制を緩和できる。	C	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことのできる旨規定したもので、現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手續きに従って、判断が行われるべきものである。 なお、御指摘の関係団体等の意見書については、医道審議会において審議する際の参考資料として使用されるものであり、認定に際し、養成施設の設置者に対して特段の規制を加えるものではない。	1 0 4 0 1 0	個人	22 静岡県	厚生労働省
0920640	あん摩マッサージ指圧師養成施設の認定要件の緩和	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師養成施設設置指導要領について(平成12年3月31日健政発第412号)1の(2)	厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするために必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教習し、又は養成するものについての認定又はその生徒の定員の増加についての承認をしないことができる。 あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設の設置計画書の提出があった場合は、都道府県知事は、都道府県知事の意見に、関係団体等の意見書を添えて、当該計画書を地方厚生局長に進達するものとされている。	あん摩マッサージ指圧師養成施設を開設しようとする場合、次の条件が付けられているので、(2)に定める関係団体の意見書を添付する認定要件を緩和したい。 (1) 養成施設を設置しようとする者から設置計画書の提出があった場合、知事はその内容を審査し、養成施設の設置に関する意見書を付して進達することとされている。 (2) 社団法人全日本鍼灸マッサージ師会、社団法人日本あん摩マッサージ指圧師会及び社会福祉法人日本盲人連合会に属する都道府県段階の組織及び知事が必要と認める団体並びに盲学校の意見書を添えて進達する。	(具体的事実の実施内容：別様あり)「治療のできるスポーツトレーナー」を目指す者のあん摩マッサージ指圧師養成施設を開設できるようにしたい。 (提案理由：別様あり) 長野市の施設がナショナルトレーニングセンターの強化拠点に指定され、競技者サポート体制の充実が求められる。長野マラソンなどの競技会に参加する住民が増え、北信越ベースボールチャレンジが立ち上げされるなどプロを目指す競技人口も増加している。 スポーツ選手・愛好家などが、施設所に通ったり、大会や練習時にトレーナー等からあんまマッサージ指圧を受ける機会が増えている。県内各競技団体からもあん摩マッサージ指圧師の資格を求むトレーナーの支援を求められている。 長野県では高齢者が増加すると見込まれており、かつ、介護する者のケアからあん摩マッサージ指圧の施設を求めの人が増えている。 有資格者の人口10万人対比率が長野県では全国平均(約76人)よりもほぼ10人少ない。加えて、視覚障害者の有資格者の人口10万人対比率は、長野県では平成6年が約30人(全国平均約26人)16年が約15人(全国平均約20人)である。さらに、長野県の盲学校に学ぶ児童生徒数は減少している。 視覚障害者の有資格者の高齢化と暗眼者の養成施設の開設に係る制約が、施設業に従事する有資格者の増加が認められず、結果として、無免許者の類似施設の増加につながり、視覚障害者の有資格者の生業を脅かす原因となっている。 現状だと有資格者の増加が見込めない必要がある。結果、業界の縮小につながり、視覚障害者の有資格者の生業を脅かす恐れがある。	E	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことのできる旨規定したもので、現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手續きに従って、判断が行われるべきものである。 なお、御指摘の関係団体等の意見書については、医道審議会において審議する際の参考資料として使用されるものであり、認定に際し、養成施設の設置者に対して特段の規制を加えるものではない。	1 0 5 8 0 1 0	個人	20 長野県	厚生労働省

0920650	鍼灸治療の療養費取り扱 いに関する規制緩和及び 昭和25年1月19日厚生省 保発4号を始めとする鍼 灸治療の健康保険医療 市場からの独占禁止法違 反と思われる排除通知の 完全撤廃	健康保険法(大正11 年法律第70号) あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律 (昭和22年法律 第217号)	はり師、きゅう師及び あん摩・マッサージ 指圧師の施術に係る 療養費の支給の留意 事項等について (平成16年10月1日 保発10011002号、 平成17年3月30日保 険発0330001号 (一部改正))	要望1) はり治療、きゅう治療の療養費支 給申請にかかわる医師の同意書又は診断書 の添付撤廃。 要望2) 2疾患以上ある場合でも取り扱い は1疾患しかできないとされる鍼灸治療の 適応疾患数規制の撤廃。 要望3) 鍼灸治療開始から3ヶ月を経過後 の医師の口頭または書面による再同意の撤 廃。 要望4) 医師の療養の給付と鍼灸療養費の 供給の解禁。 要望5) その他、鍼灸施術に対する健康保 険医療市場からの不当な排除命令書(通知 通達)による、はり師免許、きゅう師免許 種類隔離政策の完全撤廃。	健康保険の鍼灸治療は1傷病につき鍼灸2術電気併用で初回2,710円、2回目以降1,520 円です。患者負担は2回目以降の場合、1割152円、2割304円、3割456円です。傷病数が 増えても大変に支償です。また、宮崎県内には昭和39年から国民健康保険被保険者を 対象とした鍼灸の補助制度があります。この制度では同意書の規制が緩和され、慢性 の痛み等に対して力を発揮してきました。この治療を規制緩和の基に国民健康保険者に とどまらず広げる事で社会性のある事業を実現できます。 鍼灸療養費に必要な医師の同意書・診断書は、施術に必要なものではなく、保険者が 療養費を支給するために必要な科学的根拠を補充するための確認書です。従って、発 生原因が明確で、治療と疲労回復の境界が明確となる科学的根拠を備えた理論及び施 術方法の確立により置き代えることができます。 特に、厚生労働省主導により行われた東京大学医学部及び、礼拝・内科、東京女子 医科大東洋医学研究所、埼玉医科大東洋医学科、岐阜大学医学部東洋医学講座の大学 病院である4施設による共同研究の結果は重視されてしるべきであり健康保険法等 に研究補助金を還元すべきです。これは保険者の求めるEBMであり、この施術方法 は科学的根拠を越える科学的根拠となります。 昭和25年厚生省保発4号が発出される直前まで鍼灸療養費制度における今日のような 規制は無く、順調に鍼灸保険取り扱いが進んでいたのですが、この通知により、鍼灸 業界は保険医療市場からほぼ完全に排除されました。このような理由も突然の通知 により鍼灸の正常な発展は出来なくなりました。	1. C 2. E 3. C 4. C 5. E (1-5 は要望 番号)	要望1)について はりきゅうにおける医師の同意書は、保険者が保険料等を財源とする医療保 険から給付を行うかどうかを判断するために必要とされるものであり、具体的 には、慢性病であること、医師による適当な治療手段がないことと保険者が 確認するためのものであるため、廃止することはできない。 要望2)について はりきゅうは、疾病数にかかわらず1回の施術により身体の生活機能の変調 を矯正することを基本的考え方としていることから、疾病数に応じた取り扱いし ていない。 要望3)について はりきゅうによる治療を継続するかどうかは、3ヶ月ごとに医師の医学的判 断にかからしめることが必要であることから、初療又は前回の同意から3ヶ月を 経過した時点において更に施術を続ける場合には、改めて医師の同意を必要と するとしているものである。 要望4)について 健康保険法等に基づく保険給付は、保険医療機関等からの現物給付として療 養の給付を行うことを原則としており、それが困難である場合等でも保険者がやむ を得ないと認めるときは、療養の給付に代えて現金給付として療養費払いを行う ことが認められているところである。 はり及びきゅうについては、一定の要件を満たす場合に療養費が支給される取 扱いとなっている。 療養費は、療養の給付に代えて支給されるものであるから、理学療法等の療養 の給付が行われている場合には、はり又はきゅうに係る療養費を併せて支給す ることは認められない。 要望5)について はりきゅうの施術に対する健康保険医療市場からの不当な排除命令(通知通 達)は行っていない。	1 1 2 1 0 1 0 1 0 1 0	社団法人 宮崎県鍼 灸マッサージ師会	45 宮崎県 厚生労働省
0920660	あん摩マッサージ指圧 師、はり師、きゅう師等 に関する法律等広告制限の 緩和	あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律第 7条 柔道整復師法第24 条	あん摩業、マッ サージ業、指圧業、 はり業若しくはきゅう 業及び柔道整復 の業務又はこれら の施術所に関して は、何人も、いかな る方法によるを問わ ず、あん摩マッサー ジ指圧師、はり師、 きゅう師等に関する 法律及び柔道整復 師法に掲げる事項 以外の事項について 、広告をしてはな らない。	医療法の改正により、患者等に正確な情報 を提供し、その選択を支援する観点から、 広告規制が大幅に緩和され、客観性・正確 性を確保し得る事項については、広告事項 としてできる限り幅広く認められることと なった。 例えば、医療従事者の年齢、性別、役職、 略歴(生年月日、出身校、学位、免許取得 日、勤務した医療機関の期間等)、医療従 事者の専門性に関する認定を受けた旨等 についても広告可能となった。 そこで、あん摩マッサージ指圧師、はり 師、きゅう師等に関する法律等においても 医療法と同じ観点から、厚生労働省の医療 広告ガイドラインに準じた広告制限の緩和 を行う。	厚生労働省の医療広告ガイドラインに準じて、施術者の年齢、性別、役職、略歴等につ いても広告可能とすることで、無資格者による医療類似行為との差別化を図り、 被施術者に正確な情報が提供され、適切な選択が図られるよう支援する。 提案理由： 医療法の改正により、患者等に正確な情報が提供されその選択を支援する観点から、 広告規制が大幅に緩和され、客観性・正確性を確保し得る事項(例えば、医療従事者 の年齢、性別、役職、略歴、医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨等)につ いては、広告可能となった。 前回の提案では、厚生労働省は法律で広告し得るとしている事項以外については、事 実である事項においても客観的評価が困難な場合があり、被施術者に適正な選択がな められるとの回答であったが、今回の医療法の改正では、医療従事者の略歴等は客 観性を確保し得る事項とされたことから、施術者の客観的事実を証明できる事項(年 齢、性別、役職、略歴、専門性に関する認定を受けた旨等)についても広告規制の緩 和をされたい。 また無資格者による「クイックマッサージ等」の医療類似行為に係る誇大広告等につ いては、法的な規制がないこと社会的な問題が生じており、有資格者における客観的事 実である情報を提供できないことは、被施術者の利用者保護のために、公益性を欠くも のと考える。 今回の医療法改正で広告規制の大幅な緩和がなされたことを踏まえ、被施術者に正確 な情報が提供され、その選択を支援するため、再度提案したい。	C	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の対象となる あん摩マッサージ指圧、はり及びきゅう並びに柔道整復師法に定める 柔道整復については、人の健康に害を及ぼすおそれのある行為であり、 例えば、誇大広告により被施術者を不当に誘引すること等により生 ずる被施術者への不利益を未然に防止するため、広告できる事項について は、一定の事項に限られているところである。 当該施術については、医療と異なり、確立された専門性の認定もなく、 役職や経歴といった客観的事実からも施術水準等を談話されるおそれが あり、このような事項について広告を認めた場合、被施術者による適正 な選択が促され、被施術者に不利益が生じるおそれがあるため、御提案 を認めることは困難である。	1 1 2 4 0 1 0 1 0	大阪府	27 大阪府 厚生労働省
0920670	育児休暇期間の延長	育児休業 介護休業 等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉 に関する法律第5 条	育児、介護休業法 では、労働者の権利と して、子が1歳(一定 の場合には1歳6ヶ月)に達するまでの 間、育児休業を取得 することができる。	現行法で1年6ヶ月までとされている育児 休暇期間を3年までとし、育児と就労の両 立支援を行う。	提案理由：育児休業期間の最長期間を3年まで延長する事により育児保育の福祉増進 をめざすと共に、育児期間を終えたものの社会復帰を支援する。現行法上は就業規則 に盛り込むことにより民間でも3年まで取得する事は可能だが、実際に3年までと定 めていた例は少ない。実際の意見としては、1年間育児休暇を取得し復帰したい人、 3年までとりたい人など多様な考えを持った人がいる。その中で、3年まで取得でき れば、退職しなくても良かったという意見がある。現状の育児支援の状況では、保育 施設の不足、また、保育費が経済的な負担になるなど、育児負担から女性の就業が 狭められている状況である。国民生活白書にも、就職を希望しているが就職してい ない潜在的挑戦者の割合は、未子年齢別3歳未満では3.0%。また就業を希望しなが ら求職していない理由については、「家事・育児や通学などのため仕事が続けられそ うない」と回答した女性が未子年齢3歳未満の既婚者で75.6%という結果がある (国家公務員は3年まで法律上取得可能)。3年まで規制緩和することにより、「保育 所に頼らず、自分で育児に仕事に復帰する」「育児の為、退職を余儀なくされた人も 退職することなく仕事を続けられる」など育児方法の多様性を保障する事により、よ り女性が働きやすい環境を整備したいと考えます。 代替措置：育児休業期間を1年6ヶ月から3年までとし、安心して育児に取り組める ようにする。また、会社への復帰についても企業に対しても仕事への復帰に際しての 支援プログラムの策定を義務づける。また取得の方法も継続して取得するのではな く、会社側と相談して分割して取得するなど柔軟性を持たせる等	C	育児・介護休業法では、労働者の権利として、子が1歳(一定の場合に は1歳6ヶ月)に達するまでの間、育児休業を取得することができること とされている。 この休業期間は、時間的にも労力的にも仕事と子育ての両立が最も 難しい時期である。子が1歳に達するまでの1年間を最低限取得できる 期間として規定されているものであり、平成16年には、子が保育所に入 れない場合などには、子が1歳6ヶ月に達するまで休業を延長することが できるよう労働者のニーズと事業主の負担を踏まえた改正が行われたとこ ろである。 この期間をさらに子が3歳に達するまでに延長することについては、1 歳までの期間に比べれば労働者の育児の負担が減少する一方、休業期 間の長期化による事業主の負担が増大すると、最低基準としてすべての 労働者、すべての事業主に適用されるものであることに鑑みると適当 ではないと考えられる。	1 0 5 0 5 0 8 0	(株)バナナシャドー キャビネット	13 東京都 厚生労働省

0920680	「保幼育士」(仮称)の創設と資格認定試験の一元化	児童福祉法第18条の6	保幼育士となる資格を有する者は、厚生労働大臣の指定する保幼育士養成施設を卒業した者、保幼育士試験に合格した者とされている。	「認定子ども園」における児童の保育・養育に携わる要員として、新しい国家資格「保幼育士(仮称)」を新設し、同資格の認定試験を一元化する。	幼保一元化の流れ、とりわけ「認定子ども園」のスタートに伴い、教育中心の幼稚園教員と保育中心の保育士の役割を効果的に融合して遂行できる新しい人材「保幼育士」が望まれる。認定試験は、新「保幼育士」に相応しいものとするため現行の幼稚園教員認定試験と保幼育士資格認定試験並びに小論文とし、知識偏重にならないように努め、全人間的な魅力・コミュニケーション能力を把握するために小論文を課する。受験者の便宜を図るため、認定試験は同日同会場での、1回限りの試験とする。「認定子ども園」の成果は父兄に好評ですが、サービス提供側の便宜向上に課題があります。	C	幼稚園教諭免許と保幼育士資格については、満3歳からの子どもの対象に1日に4時間を標準とした教育を行う学校である幼稚園と、保護者の就労等の事情により保育に欠ける0歳からの子どもの対象に1日原則8時間の保育を行う児童福祉施設である保育所という両施設の目的・役割の違いを踏まえたものとなっている。 このため、幼稚園教諭免許保有者は、教職の意義及び教員の役割を理解し、適切に教育課程を編成して満3歳からの子どもの指導に当たる能力を有することに力点が置かれているのに対し、保幼育士資格保有者は、児童福祉、小児保健、小児栄養、保育原理、基礎的な教育原理を幅広く理解し、専門的知識を持って0～2歳児の低年齢児を含む子どもの保育に当たる能力の養成に力点が置かれているものであって、これらを単純に一元化し、新たな国家資格を創設することは困難である。 一方で、近年幼児を取り巻く課題は多様化し、認定子ども園の創設など幼保の一層の連携促進が求められている中、教育・保育双方の資質を備えた人材が望まれている。このため、文部科学省・厚生労働省では、幼稚園教諭免許状と保幼育士資格の併有を促進するため、両資格の養成施設(短大など)での必要単位の取得を促進し、幼稚園教員による保幼育士試験受験の促進、保幼育士を対象とした「幼稚園教員資格認定試験」の創設などを行っているところである。今後とも、両資格の併有促進を通じて、社会の要請に応えて参りたい。	1 0 3 8 0 8 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	文部科学省 厚生労働省
0920690	保幼育士養成の授業等開設方法の緩和	指定保幼育士養成施設の指定及び運営の基準について(平成15年12月9日産児発第1209001号)	通信制による指定保幼育士養成施設については、大学又は短期大学であって、すでに指定保幼育士養成施設として指定されていることを条件としている。	指定保幼育士養成専修学校に通信教育課程を「保幼育士資格」を通信教育で、取得可能とする。	指定保幼育士養成専修学校において通信教育でも保幼育士資格を取得できるように授業方法及び教育機会を弾力化多様化することを目的とする。 提案理由：通学教育による保幼育士養成は、大学、短期大学及び専修学校で認められているが、通信教育での養成は、大学又は短期大学でのみ可能である。指定保幼育士養成専修学校が通信教育課程を設置し、保幼育士養成を行うことができない理由はないと考える。 教育指導措置：対象となる指定保幼育士養成施設が通信教育により資格取得する場合、指定保幼育士養成施設指定基準の通信教育部と同様の措置を取ること、教育の質を担保する。また、専修学校においても自己点検評価及び第三者評価を求め、その指定基準の遵守義務を果たす。	F	乳幼児に直接に接し保育を行う保幼育士の養成において、通信教育を活用することの可否及び指定基準のあり方については、有識者の意見等も踏まえながら検討し、平成20年度中に結論を得ることとした。 専修学校については、学校教育法(昭和22年法律第26号)において、附帯事業としてしか通信教育を行うことが認められていないところである。	資格取得プロセス統一プロジェクト(専修学校通信教育課程で保幼育士の養成可能)	1 0 8 1 0 3 0	学校法人新潟福祉医療学園新潟福祉医療専門学校	15 新潟県 文部科学省 厚生労働省
0920700	時間勤務保幼育士の定数の拡大	保育所における短時間勤務の保幼育士の導入について(平成10年2月18日児発第85号)	一定の条件の下で、保幼育士定数の一部に、短時間勤務者を充てることが可能とされている。	短時間勤務保幼育士の受け入れ可能枠は保幼育士定数の2割以内とされているが、受け入れ枠を増やし、3・4割まで可能とする。	保幼育士は現状の雇用形態の場合2・3年で辞めてしまうケースが多く、一旦仕事をやめ、家庭に入ってしまうと復帰することが難しいという現状がある。時間外保育や休日保育の拡大により常勤保幼育士の拘束時間が長くなっているのが定着しない理由の一つである。短時間勤務の保幼育士枠を増やし、柔軟な勤務形態をとることで保幼育士の稼働数が増え、待機児童の削減や時間外保育枠の拡大が可能となる。また正規保幼育士への過剰労働の削減にもつながる。	E	事実認識である。 短時間勤務の保幼育士の受入れについては、「保育所における短時間勤務の保幼育士の導入について(平成10年2月18日児発第85号)」において「常勤の保幼育士の総数が、最低基準上の定数の8割以上であること」等を条件として可能としたことである。しかし、平成14年の当該通知の改正により、保幼育士定数の2割未満とする規制は撤廃している。 「保育所における短時間勤務の保幼育士の導入について」の一部改正について(平成14年5月21日児発第0521001号)	1 0 5 5 0 4 0	(株)パソナシャドーキャビネット	13 東京都	厚生労働省

0920710	保育所への入所選考について、シングルマザーへの対応についての所轄官庁の公式見解について。	児童福祉法第24条第3項 母子及び寡婦福祉法第28条	市町村は、保育所に入所する児童を選考する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないとされている。	現行法では「当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる」とあるが、市町村による選考課程において、「シングルマザーへ配慮した選考を求め」といった通知を、所轄官庁に求めたいと考えます。	提案理由：公設の保育所については、私設のものに比べて、その保育費用が安価であるのに対し、私設のものは場合によっては高額で、その保育費用にもかなりの差がある。 シングルマザーとして働く女性も増えてきており、保育施設を充実させることが今後女性就労を促進する上で非常に重要となっています。 具体的措置：現状の入所選考について各市町村ごとに異なりますが、「シングルマザーへ配慮した選考を求め」といった通知を、所轄官庁に求めたいと考えます。	E	事実認識である。 母子及び寡婦福祉法第28条により市町村は母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をすることとされ、また、平成15年の通知「保育所の入所等の選考の際における母子家庭等の取扱いについて」においても、母子家庭等の児童を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うことについて特別の配慮を求めているところである。		1 0 5 5 0 9 0	(株)パソナシャドー キャビネット	13 東京都 厚生労働省
0920720	保育所入所要件の撤廃	児童福祉法第24条第1項 第39条 児童福祉法施行令第27条	保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳幼児を保育する施設である。	特別の事情（待機児童がない地域、地域の保育所が「認定こども園」の認定を受けることが困難等）のある地域において、保護者の就労の有無等に関係なく、保育所へ入所することが可能となるよう、保育所入所要件（保育の実施基準）を撤廃する。	保育所への入所要件は、保護者が就労、疾病等で十分な保育が受けられない0歳から小学校入学前の乳幼児ということになっている。 一方、核家族化や地域のコミュニケーションの希薄化などにより、近年は、専業主婦家庭における育児不安や悩み等が増大しており、児童虐待などにつながる恐れがあるなどの保育を必要とする乳幼児は、現行の制度では対応できない状況である。 また、非正規雇用の増加やリストラ等による離職も多く見られる現在、親の就労状況の変化により、保育所に入所しなくなることで、児童の健全な幼児教育・保育環境が確保されない状況となる。 なお、認定こども園制度では、認可保育所・認可幼稚園以外の部分は、国制度の助成の対象とならないことから、その普及にも限界があると考えられる。 このため、全ての就学前児童が保育所を利用できるよう入所要件（保育の実施基準）の撤廃を行う必要がある。	C	保育所の利用について保育に欠ける要件を撤廃し、全ての子どもを全（同等）に取り扱うことについては、待機児童が存在する中では、保育の必要性の高い児童の利用が確保されず、仕事と子育ての両立が損なわれる可能性があること。0-2歳児で300万人の在宅の子育て家庭に対し、現在の就労家庭と同様の利用を保障するには多額の財政負担が必要となることから慎重な検討が必要である。 一方で、0-2歳児の在宅の子育て家庭への支援が不足していると言われる状況への対応については、一時保育や地域子育て支援センターの拡充など多様な保育サービスの拡充など、子ども・子育て応援プランに基づく取組を推進してまいりたい。 なお、保護者が求職中の場合であっても、保育所に入所申込みができることは、「保護者求職中の取扱い等保育所入所要件等について」（平成12年2月9日付け児保発第2号）により周知しているところである。 こういった取り組みにより、地域の実情に応じ、適切に実施していただきたいと考えている。	1 1 2 4 0 5 0	兵庫県	28 兵庫県 厚生労働省	
0920730	私立保育所における給食の外部搬入の容認	児童福祉施設最低基準第32条第1項、第5項	保育所には調理室の設置が必要	公立保育所における給食の外部搬入については、民間保育所も同様に緩和を求め、	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び、幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針により、幼稚園、保育園園児が共に交流できるようになったが、給食についてののみ、交流することが困難となる。直営の施設で調理したものである、外部搬入できるように容認してもらう。	C	保育所における食事は、乳幼児の健全な発達・発育のために欠くことのできないものであり、保育所に設置することとされている調理室は、離乳食やアレルギー児の食事など、個々の子どもの状況に応じたきめ細やかな対応等の観点から、重要な役割を果たしているものである。 現在、構造改革特区において実施している「公立保育所における給食の外部搬入容認事業」については、公立に係る要望がとりわけ多かったことを踏まえ、まずは公立に限定して特別措置を講じることとしたものである。この特別措置については平成17年度上半期と平成18年度上半期に実施した弊害調査においては、体調不良児やアレルギー児への対応についてきめ細やかな対応がなされていないとする保護者や保育士の意見が寄せられたことなど児童の処遇に弊害が生じていると言わざるを得ない結果が出ており、現段階での当該特別措置の全国展開は適当ではないと考え、また、これまでの公立保育所における特別措置の結果を踏まえれば、私立保育所にまで当該特別措置の対象を拡げる必要性は乏しいものと考え、	1 1 9 6 0 1 0	東員町	24 三重県 厚生労働省	

0920740	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所を認定こども園として利用する場合の目的外使用承認手続きの適用除外	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業等により、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省庁の長の承認を受けずに、補助金等の公布の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、園の転用等の承認手続きを不要とする	国庫補助を受けて設置した幼稚園、保育所が認定こども園として認定を受ける場合、転用等にかかる財産処分目的外使用の承認が必要とされているが、認定こども園として利用している間については、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に基づき、教育、保育を一体的に提供する施設であることから、新たに認可を受ける施設や付加する機能（認可外保育施設）への転用等にかかる財産処分目的外使用の承認を要しないこととするべきである。	C	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(以下、「適化法」という。)第22条において、「国庫補助施設の財産処分については各省各庁の長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用等をしてはならない」と規定しており、この趣旨はいずれでもなく(国庫補助金の適正な執行のためであり、国庫補助により建設した施設がみだりに補助目的外施設等に転用等されることを防止しているものと考えられる。つまり、この適化法の趣旨に鑑みれば、本提案の国庫補助金の交付を受けて整備した保育所の転用等に当たっては、該当施設について財産処分承認を要する段階において、補助目的の達成状況等を総合的に勘案して個別具体的に国庫補助金の返還の要否を判断することが必要である。ただし、認定こども園にかかる財産処分については、就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するという制度の趣旨に鑑み、手続の簡素化を検討しているところである。		1 1 2 4 0 1 0	兵庫県	28 兵庫県 文部科学省 厚生労働省
0920750	人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用	職業安定法第4条第6号及び第44条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第2条第1号	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。	人材派遣会社等より人材の派遣を受け、臨時職員、嘱託員、任期付一般職員等として任用する。	市町村がある専門分野に係る事務で人材を確保する必要が生じた時、市町村が独自に一定の専門知識を有した人材を確保しようとしても、短時間で確保するのは困難である。このようなケースでは、便宜上、事務を委託する方式を採用している例も見られるが、法令上、委託可能な事務が制限されるほか、指揮命令系統上の不都合が生じるなどの問題がある。そこで、民間の人材派遣会社等より人材の派遣を受け、事務の内容により任期付一般職員、臨時職員、嘱託等として任用できることとしたい。なお、この場合市町村は、人材派遣会社に対し対価を支払う。この制度により、市町村には、効率的、効果的に人材を確保、活用できる道が用意され、また期間を区切ったプロジェクト事業などにおいても有効な人材確保が可能となる。	C	労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。御提案の「人材派遣事業を活用した専門的な職員の採用」について、その内容が必ずしも明らかでないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。なお、労働者派遣法上、市町村が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。		1 1 4 8 0 9 0	華中市	11 埼玉県 総務省 厚生労働省
0920760	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	職業安定法第4条第6号及び第44条	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。	第一任用主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二任用主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。これにより、指揮監督系統を確保したうえ、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとすべきである。	自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生事務などはまさに外部委託を実施すべき業務に他ならない。こうした点を考えて、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。	C	労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。御提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかでないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。		1 0 5 1 0 9 0	個人	13 東京都 総務省 厚生労働省

0920760	自治体版PEO(共同雇用職員制度)の導入	職業安定法第4条第6号及び第44条	労働者供給事業を行うこと及び労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。	第一任主(自治体)が指揮命令権及び人事権を行使し、第二任主(民間企業)が雇用管理及び福利厚生を実施する仕組みを導入する。 これにより、指揮監督系統を確保したうえで、人事管理を民間に委ね、自治体が徐々に組織のスリム化を図れるようにすべきである。 なお、労働者派遣と類似する部分があるが、本制度では期間制限を設けないものとするべきである。	自治体においては、業務の適切な管理運営のため、外部人材資源を活用する場合でも指揮命令権を直接行使したいというニーズが強く存在する。他方、給与計算や福利厚生業務などはまさに外部委託すべき業務に他ならない。こうした点を考えると、自治体においてはPEOへの潜在的ニーズが高いものと思われる。 現行の地方公務員制度・労働法制度はかかる共同雇用制度を想定していないと思われるが、新しい公共を創出するためのツールとして、地方公共団体に関する法特例措置として検討すべきである。	C	I	労働者が供給元と雇用関係にあり、供給先と労働者の間にも雇用関係がある場合に、供給元が供給契約に基づいて労働者を供給先の指揮命令を受けて労働者に従事させることは職業安定法第4条第6号に規定する労働者供給に当たり、これを業として行うことは職業安定法第44条により禁止されている。 御提案の「自治体版PEO」について、その内容が必ずしも明らかではないことから労働者供給事業に該当するか判断することはできないが、労働者供給事業は、使用者責任の不明確化、不適切な就業管理・雇用管理等の弊害が生じるおそれがあることから禁止されているものであり、特例措置を設けることは適当ではない。 なお、労働者派遣法上、自治体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないものである。	3 0 0 3 0 9 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省 厚生労働省
0920770	ALT派遣に係るクーリング期間の短縮	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2 派遣先が講ずべき措置に関する指針第2の14の(3)	「専門的な業務等(26業務)を除いた業務については派遣受入期間制限が設けられている。新たな労働者派遣の開始と新たな労働者派遣の受入の直前に受け入れていた労働者派遣の終了との間の期間が3月を超えない場合には、当該派遣先は継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなす。	ALT派遣に比べて、厚生労働省告示で定める3ヶ月超の派遣停止期間(クーリング期間)を、1ヶ月程度に短縮する。	「人材都市ぎふ」を標榜する岐阜市では、英語授業における教師の助手としてALTを活用し、国際化社会を担う生徒の育成をめざしている。 具体的には、民間事業者から派遣を受け、市内全22の中学校に1名ずつALTを配置し、労働省告示による派遣のクーリング期間を1ヶ月程度に短縮することで、通年で継続的にチームティーチング(T・T)を実施し、子供たちの英語能力向上をめざす。 【提案理由】 生徒の英語能力を効率的に伸ばすため本市では派遣により年間を通した継続的なALT活用を検討しているが、現状では労働者派遣法および厚生労働省告示により、3ヶ月超のクーリング期間を設けなければ継続的なALT活用ができない。 しかし3ヶ月超の空白期間は生徒の英語能力向上において多大な損失となり、さらにALTにおいても雇用が数ヶ月にわたり途切れ、経済的な不利益を生じることとなる。 よって、クーリング期間を1ヶ月程度に短縮することで派遣での通年かつ継続的なALT活用が実現され、生徒の英語能力向上とALTのニーズに合わせた雇用確保が期待できる。 なお、直接雇用によるALT活用についてはALTの大半が2～3年で帰国し長期雇用を望んでおらず、その確保や管理等効率的な事業実施のためには直接雇用は適当でないと考えられ、また請負によるALTの活用については学校がALTに対し直接指示・命令ができず、T・Tに支障が生じることが考えられ、両方法とも本市では予定していない。 【代替措置】 一般の派遣労働者と異なる事情を持つALTを対象を限定することで、労働者派遣法の目的である「派遣労働者の雇用の安定」等については適正に確保されると考える。	C		労働者派遣制度においては、26業務以外の業務に対する労働者派遣は、臨時的・一時的な業務への受入れであると位置付けられ、派遣受入期間の制限が設けられているところであるが、派遣受入期間の算定に当たり、新たな労働者派遣の開始とその直前に行われていた労働者派遣の終了との間の期間が3箇月を超えない場合には継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとみなし、他方その期間が3箇月を超える場合にはもはや継続して労働者派遣の役務の提供を受けているものとはしない(いわゆるクーリング期間)ものである。このクーリング期間とは、あくまで派遣受入期間の算定に当たっての「継続して、役務の提供を受けているか否かの判断基準となるものであり、業務によってその内容が変わる性質のものではない。したがって、ALT業務への派遣について特例を設けることは不適当である。	1 0 5 4 0 1 0	岐阜市	21 岐阜県	厚生労働省
0920780	若年層の就労促進とスキルアップを目的とした自由化職種の派遣期間制限の撤廃	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)第40条の2	「専門的な業務等(26業務)を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限については、最長3年である。	若年層の就労促進やキャリアアップを目的とした取り組みを実施する場合の阻害要因となっており、派遣期間の制限については、原則として自由化職種の期間制限の撤廃を要望しますが、特に若年層の就労対策を強化するため、対象年齢を限定(特に就職氷河期世代)する形で派遣期間の制限撤廃(もしくは、対象年齢層に対する個人契約別期間制限の導入)の早期改正を求めます。 H14年の派遣法改正で45歳以上の労働者の派遣期間が1年・3年の例のように	経済の回復に伴い、日本で正社員としての労働者数が増えてきています。新規採用についても就職率が大きくアップしており、フリーターと呼ばれる数も187万人と昨年と比べ14万人減となりました。しかし、03年まで続いた就職氷河期に大学を卒業した若年層には、決して追い風にはならず、このような状況が本人達にとってはストレスです。このような若年層の労働希望者が望むのは、本人がやりたい仕事が適切な就労条件で働ける環境であり、必ずしも正社員雇用を望む人ばかりではないといえます。一方、企業の採用も同様に優秀な人材の確保は必要と考えられる。正社員の採用だけでなく、様々な雇用形態で優秀な人材の獲得をしたいと考えております。現状の派遣期間の制限があれば、採用枠が発生した場合に現行の法規制により派遣の選択肢がない状況が発生し、これらの若年層の雇用機会が失われていると考えられます。この制度により、派遣期間の制限がなくなれば、採用枠に対し派遣雇用を希望する労働者の雇用が広がると考えられます。特に若年層の就労職種として採用の可能性が高い、営業や販売といった職種において、経験の浅い若年層の雇用を派遣と言う雇用形態で採用する可能性は高くと考えられます。また、このような雇用形態については、外国を見てもパートやアルバイトなどの正社員でない働き方は、増加している状況であります。しかし、労働形態の違いによる賃金・福利厚生等の諸条件の格差は日本特有の問題であり、これらを派遣という雇用形態で派遣会社が適切な就労条件で働ける環境作りを行うことにより、若年層が自分の目指す仕事に就ける社会の仕組みづくりを実行します。	C		労働者派遣事業については、その利用の仕方によっては、労働者の安定した雇用機会の確保、長期雇用慣行を前提とした雇用の安定、職業能力の有効発揮、安定した労使関係など我が国の雇用慣行に悪影響を及ぼすおそれがある。我が国においては、働き方が多様化している一方で、長期雇用慣行は今後の基本的な雇用形態として位置づけられるべきものとして、関係者の合意形成がなされており、また、派遣労働者という働き方を望まない労働者がやむを得ず派遣労働者として固定化することのないよう、派遣受入期間についても、常用雇用の代替のおそれがない。専門的な業務等を除き、労働者派遣を活用する場合の共通のルールとして一定の制限が設けられているところであり、派遣受入期間の制限の撤廃は不適当である。 また、平成16年3月から、常用雇用との調和を図りつつ、派遣労働者や派遣先のニーズに的確に応える観点から、派遣受入期間の1年という制限を見直し、最長3年までの期間で臨時的・一時的と判断される期間が設定されたものであり、これを緩和することは常用雇用代替を招くおそれがあるため不適当である。	1 0 5 5 0 1 0	(株)パソナシャドーキャビネット	13 東京都	厚生労働省

0920790	<p>士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業…弁護士・外国法律事務弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務</p>	<p>社会保険労務士法第25条の9第1項第1号、同法第27条、社会保険労務士法施行規則第17条の3第2号</p>	<p>社会保険労務士法人は、その使用人である社会保険労務士を労働者派遣の対象とし、かつ、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人を派遣先とする労働者派遣事業を行うことができる。</p>	<p>町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる土業の派遣禁止を解禁すべきである。 現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「土業の派遣」を認める</p>	<p>現在、土業派遣は労働者派遣法で規制されている。過疎地においては土業不足のため、住民が都市部まで移動がしられ、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては土業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が土業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。</p>	C	<p>社会保険労務士法人が、当該社会保険労務士法人の使用人である社会保険労務士を労働者派遣の対象とし、かつ、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人を派遣先とする場合には、労働者派遣事業を行うことが可能である。 一方、社会保険労務士法人以外の者が派遣元となることは、無資格者である派遣元が社会保険労務士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先での業務に影響を与えるおそれがあり、また、他の開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の者が派遣先となることは、無資格者である派遣先が社会保険労務士に対して業務に関する指揮命令権を有することになり、社会保険労務士業務の公正性の確保が困難となるおそれがあることから、無資格者の社会保険労務士業務への介入を排除する規定である社会保険労務士法第27条の趣旨に反するため、社会保険労務士を一般の労働者派遣事業の対象とする特例を設けることは不適当である。</p>	<p>1 5 5 0 7 0</p>	(株)バノシャドー キャビネット	13 東京都	<p>金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省</p>
0920800	<p>薬酸添加製品の説明等における薬事法等の規制緩和</p>	<p>薬事法</p>	<p>薬事法において、「医薬品」は人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物と定義されている。医薬品的な効能・効果を標榜した場合、医薬品に該当するものと判断されることから、食品においては、医薬品的な効能・効果を標榜することはできない。</p>	<p>坂戸市薬酸プロジェクトの一環で開発した薬酸添加製品の健康に関する表現について、「健康づくり」、「健康を応援」、「共同開発」、「副作用はない」などを可成とする。 また、プロジェクトの趣旨から、市民の1日当りの薬酸摂取推奨量を400μgとする。</p>	<p>薬酸添加製品は、薬酸を多く含んでいる野菜を多く食べてもらう運動を、医学的、栄養学的に市民に働きかけていく薬酸プロジェクトの一環として、産・官・学で共同開発したもので、プロジェクトの趣旨を市民に理解してもらうには、薬酸添加製品の説明は必要不可欠である。 この説明の中で、市民に趣旨を理解してもらう上で、「健康づくり」、「健康を応援」、「共同開発」ならびに「副作用はない」などの表現を使用したいが、地元保健所の担当者によっては、使用に関して薬事法第66条の運用上の指導内容が異なることもあり、市としても障害がでている。 よって、これらの表現を行いたい。薬事法第66条の規定を根拠に「健康づくり」等の表現ができないので、この規制を緩和する特例措置を求める。 また、厚生労働省で策定している「日本人の食事摂取基準2005年版」では、成人の薬酸摂取推奨量は240μg/日が提示されているが坂戸市薬酸プロジェクトの協力者である女子栄養大学の研究では、日本人の約15%の人は、遺伝子の関係から他の人と同じ量の薬酸を摂取しても血液中の薬酸値が低く、この人たちは240μg/日では足りないという結果となっている。しかし400μg/日の薬酸を摂取すれば、こうした人でも安全なレベルまで上げることができると報告されている。 よって、市民の薬酸摂取推奨量を、厚生労働省の推奨基準ではなく、400μg/日として当プロジェクトを推進していけるようにしたい。</p>	C	<p>食品として販売されている製品については、医薬品的な効能・効果を標榜した場合、人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であり、医薬品に該当すると判断されることから、医薬品的な効能・効果を標榜することはできない。 具体的にいかなる表現が医薬品的な効能・効果の標榜に当たるかについては、当該表現が用いられている文脈も勘案し、個別具体的に判断されるものであり、「健康づくり」等の表現の可否について、直ちに判断することはできないが、少なくとも、「副作用はない」との表現は、医薬品的な効能・効果を標榜するものであり、使用することはできないものである。他の表現の使用の可否については、個別に御相談いただきたい。 食事摂取基準は、科学的根拠に基づき、5年毎に日本人の基準値を定めており、食事摂取基準(2005年版)では、12歳以上の薬酸推奨量を240μg/日としているところである。 なお、食事摂取基準(2005年版)では、「妊娠を計画している女性、または、妊娠の可能性のある女性は、神経管閉鎖障害のリスクの低減のために、400μg/日の摂取が望まれる」と記載しているところである。</p>	<p>1 0 3 2 0 1 0</p>	坂戸市	11 埼玉県	厚生労働省
0920810	<p>栄養士養成施設の指定基準の緩和</p>	<p>栄養士法 栄養士法施行令 栄養士法施行規則 栄養士養成施設指導要領 調理師法施行規則 調理師養成施設指導要領</p>	<p>栄養士法において、栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいい、栄養士免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設において、必要な知識及び技能を修得した者に対して与えられるものである。栄養士養成施設は、厚生労働省令で定める基準に適合するものであることとされている。</p>	<p>現行法で規定されている栄養士養成施設の指定について、現行と同等の栄養士教育の質が確保されている場合には、同一学部の2学科で設けた栄養士養成コース(仮称)において、栄養士養成施設としての指定を可能とする。 また、これに伴って栄養士養成施設指導要領(平成13年9月21日健発第936号)の施設設備等に関する事項の緩和措置を可能とする。 具体的には、給食実習室については、既存の学生食堂の活用を可能とする(HACCP対応)に改造するとともに準備室等設ける。また、道路を挟んで同一法人内の関連校(調理師養成等)があるので、その施設設備(調理実習室等)の活用を可能とする。</p>	<p>運動と栄養の両方の指導ができる栄養士、健康食品・機能性食品等の摂取を適切に指導できる栄養士を養成することにより、緊急の課題である生活習慣病予防・メタボリックシンドローム対策(健康づくり)が効果的に推進できる。 具体的には、倉敷芸術科学大学生命科学部の健康科学科と生命科学科で従来どおり学生募集(栄養士を志望するコースがあることは募集要項に記載する)とし、希望者(高学科から20名ずつを予定、多数の場合は選抜)に栄養士養成コースで単位を取得させる。つまり、教職の免許取得のために、学部(健康科学科と生命科学科が対象)が栄養士の免許を出せる指定を受けていて、栄養士免許に必要な単位を栄養士養成コースで取得させる方式を考えている。これにより、健康科学科では健康運動指導士・健康運動実践指導者と栄養士、生命科学科ではNR(Nutritional Representative: 栄養情報担当者)と栄養士の資格を持った人材を養成でき、住民・勤労者の健康づくりが効果的に入る。 提案理由 健康日本21の中間とりまとめで、「1 に運動、2 に食事、しっかり禁煙、最後に薬」と具体的に健康づくりの推進方法が提示された。このように、健康づくりにおいて運動と栄養は車の両輪ではあるが、栄養士で、健康運動指導士を講習で取得した人では、運動を実際に(パフォーマンスとしてみせるには)力不足である。一方、機能性食品等は適切に摂取すれば病気の予防・健康づくりに役立つもので、栄養士で適切に指導できる人は少ない。したがって、運動と栄養または機能性食品と栄養に関する両方の学問を大学教育の中で修めた人材が必要である。そのために、栄養士養成施設の指定基準の緩和を提案する次第である。</p>	C	<p>栄養士養成施設の指定にあたっては、同一学部内であっても、それぞれの学科が、栄養士養成施設としての設置基準(施設設備、教員等)を満たしていれば、指定を妨げるものではなく、当該学科が栄養士養成施設としての指定を受け、栄養士として必要な知識及び技能を修得した者は、栄養士免許を取得することが可能であるが、単位取得のみで資格取得を目標とする養成は認められない。 また、既存の学生食堂をHACCP対応に改造する等、給食実習室としての基準を満たし、専用の給食実習室として利用することは可能であるが、学生食堂と共用することについては、衛生管理面で問題が生じるほか、カリキュラムの編成等、適正な実習の実施に支障を来す恐れがあることから、認められない。 さらに、調理師養成施設としての調理実習室を栄養士養成施設としての給食実習室として利用することは、各々の設置基準に基づき、それぞれ専用の実習室を設けることとされていることから、ご提案の内容は既存の調理師養成施設の設置基準を満たせばいいから、栄養士養成施設としての基準も満たせないため、認められない。 調理師養成施設は調理師の養成を目的とした施設であり、栄養士養成施設は栄養士の養成を目的とする施設として、全国統一的な資質を担保するために、各々について必要な設置基準を設けていることから、栄養士養成施設の指定を受けようとするのであれば、現行制度の下、設置基準に基づき施設を整備し、栄養士養成施設の指定を申請することを検討されたい。</p>	<p>1 0 4 9 0 1 0</p>	学校法人 加計学園 倉敷芸術科学大学	33 岡山県	厚生労働省

0920820	調理師免許の取得に係る相対的欠格事由の緩和	調理師法(相対的欠格事由)第四条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、第三条の免許を与えないことがある。 一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者 二 罰金以上の刑に処せられた者	調理師法においては、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができるとして、都道府県知事が調理師免許を与えないことである。また、都道府県知事は罰金以上の刑に処せられた者に対しては免許を与えないことがあるとされている。	特区において、特別措置510を活用して民間事業者により実施される特定刑務施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターに收容された受刑者であつて、当該施設において調理の業務への従事等の必要な訓練を受け、調理師試験に合格した者については、法第4条の2第2号を適用しないこととするもの。	喜連川社会復帰促進センター等PF1特区においては、特別措置510「特定刑務施設における收容及び処遇に関する事務の委託促進業務」を活用して、国の刑務所における收容及び処遇に関する事務の民間委託が行われることとされており、その一環として、受刑者の社会復帰に向けた調理師免許取得のための訓練等の職業訓練が民間企業によって行われる予定である。しかし、調理師免許に関して、現行制度においては、罰金以上の刑に処せられた者についてはこれを与えないこととされていることから、当該施設において職業訓練を受け、調理師試験に合格したとしても調理師免許が取得できない場合がある。社会復帰促進センターは、国の刑務所のうち、犯罪傾向の進んでいない者を收容する刑務所であり、そこに收容される受刑者は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づき処遇を実施することにより、健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者の集団である。したがって、当該施設において調理師法に基づき必要な業務が促進されることが考えられる。併せて、調理師に関する職業訓練を中心として食に関する関連産業の当該地域への集積が期待され、雇用の拡大、定住人口の増大、消費の拡大等を通じた地域経済の活性化が期待できる。	C	調理師法においては、調理師の資格を定めることにより、調理業務従事者の資質を向上させ、国民の食生活の向上に資することを目的としている。 欠格事由は、資格制度の目的を達成するためにふさわしくない者に対して、免許を与えないことがある旨で定められているが、一律に欠格事由を適用しないこととするのは資格制度の根本に関わるものであるため、認められない。 なお、罰金以上の刑に処せられた者のうち、どのような者に対して免許を与えないかの決定権は都道府県知事が有しているが、一般的な解釈として、「健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者」に対して、相対的欠格事由に該当するとの理由により、免許を与えないことは想定がたいと考えられる。	社会復帰促進センターにおける業務の拡充	1 0 6 0 6 0	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	厚生労働省
0920830	介護員養成研修実習対象施設の拡大	介護保険法施行規則第22条の23第2項、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第219号)、介護員養成研修の取扱細則について(平成18年6月20日老振発第0620001号厚生労働省老健局長訓課長通知)	介護員養成研修は、都道府県知事又は都道府県知事が指定する者が研修を行うこととなっている。研修を行う者の指定に当たっては、介護保険法施行規則等の規定に基づき、訪問介護員養成研修2級課程において、訪問介護員養成研修老人ホーム等における介護実習、訪問介護実習、老人デイサービスセンター提供現場の見学を行うこととされている。	特区において、特別措置510を活用して民間事業者により実施される特定刑務施設の運営等に係る事業に関連して、社会復帰促進センターにおける介護員養成研修については、実習に必要な指導者の配置等の実習施設として必要な要件を備えている場合には、身体障害者等である受刑者を收容する特化ユニットを当該施設の実習施設として認める。併せて、開設からの期間及び実習期間についても特段制限を設けないこととするのを認める。	喜連川社会復帰促進センター等PF1特区においては、特別措置510を活用して、国の刑務所における收容及び処遇に関する事務の民間委託が行われることとされており、その一環として、受刑者の社会復帰のための介護員2級課程の養成研修が行われる予定である。当該研修は厚生労働省令に基づき講義、演習及び実習によって構成され、このうち実習については、初の試みとして社会復帰促進センターに設置された身体障害者等である受刑者を收容する特化ユニットにおいて実施することが検討されている。しかし、特化ユニットは実習施設として明確に認められていないため、受刑者は実習を行うことができず、收容中に当該研修を終了することができない。社会復帰促進センターは、国の刑務所のうち、犯罪傾向の進んでいない者を收容する刑務所であり、そこに收容される受刑者は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律に基づき処遇を実施することにより、健全な社会人として円滑な社会復帰を実現できる可能性が高い者の集団である。したがって、実習に必要な指導者の配置等の実習施設として必要な要件の具備を条件に特化ユニットを当該施設として認めることにより、介護員養成研修2級課程の講義、演習及び実習が全て受刑施設内で実施可能となり、受刑者の円滑な社会復帰と就労が促進されるものと考えられる。併せて、介護員養成に関連する産業を中心として、介護、福祉等に関する関連産業の当該地域への集積が期待され、雇用の拡大、定住人口の増大、消費の拡大等を通じた地域経済の活性化が期待できる。また、介護関係の労働者の育成による介護サービスの安定的供給が可能となるものと思われる。	D	介護員養成研修事業者の指定事務については、介護保険法施行令第3条の規定等に従い、都道府県知事が行うこととされている。 訪問介護員養成研修2級課程の実習については、特別養護老人ホーム等における介護実習及び訪問介護に関する実習並びに老人デイサービスセンター等のサービス提供現場の見学を行うこととされており、実施に当たっては、前述内容を満たす実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できることとされている。 介護員養成に当たっては、実習の目的として、介護技術の習得に加え、介護サービス施設等における各職種の業務内容、連携(チームアプローチ)等の仕組みを理解し、体験を深めること、介護の目的・機能、様々な状態の利用者や家族との関わり方、コミュニケーションのあり方等について体験的に理解を深めること、在宅や施設等における利用者の生活を知ること、利用者・家族について理解を深めること等が重要であると考えている。 したがって、ご提案における「特化ユニット」というものがどのような施設なのか不明であるが、いずれにせよ、研修事業者の指定に当たっては、前述の点に留意しつつ、指定権者である都道府県知事が個別に判断することとなるものと考えられる。	社会復帰促進センターにおける業務の拡充	1 0 6 0 6 0 7 0	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都	厚生労働省
0920840	特例子会社の適用の拡大。複数の会社(JV)での特例子会社の認定。	障害者の雇用促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)第44条では、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たしていると厚生労働大臣(公共職業安定所長)の認定を受けた場合は、特別に雇用率制度及び納付金制度の適用上同一の事業主と見なすこととしている(特例子会社制度)。特例子会社制度においては、親会社が、子会社の株主総会の議決権の過半数を有していること、子会社のうち少なくとも1名以上は親事業主の役員又は従業員から選任されていること、子会社の従業員のうち相当数が親事業主から派遣されていること等を認定要件としている。	親子関係の無い企業であっても複数の企業が共同で出資し、協同組合、株式会社の形式で障害者を雇用する特例子会社を設立する。出資した割合によって実雇用率を算出し、法定雇用率を含むことができるようにする。	親子関係の無い企業、中小企業でも、障害者を雇用しやすくなる。仕事をもち寄り、ワークシェアリングすることにより、仕事内容の多様性が生まれる。新しい仕事が生まれ、雇用の促進される。	【提案理由】 現状一般企業の多くが法定雇用率の1.8%を遵守できていない状況。特に中小企業において、障害者の雇用はインフラ、受け入れ態勢等において、雇用の難しい。一方障害者側も就業環境、労働条件、通勤の問題で企業とのマッチングが困難なケースが目立つ。 【内容】 複数の企業に出資を呼びかけ、共同で特例子会社を作る。特例子会社の認定基準を緩和し、親子関係が無くても特例子会社として認定する。出資した企業は法定雇用率を算定する。出資した企業にて仕事をもち寄り、ワークシェアリングする。 【効果】 ノウハウの無い企業、中小企業でも、障害者を雇用しやすくなる。仕事をもち寄り、ワークシェアリングすることにより、仕事内容の多様性が生まれる。新しい仕事が生まれ、雇用の促進される。	C	障害者雇用促進法において、障害者の雇用義務は、労働者を雇用して事業活動を行う個々の事業主ごとに課されているものであり、親会社と子会社との間にある企業であっても法人格が異なれば別々に適用されることと原則である。この原則のもと、同一の事業主体であると擬制される場合に限って、特例として、親事業主が直接雇用していない障害者について、雇用率の算定対象等にしており、それを親会社と子会社との間で認めているのが、特例子会社制度である。 一方、御提案の複数の企業が共同出資するスキームでは、出資先企業と出資元企業は、同一の事業主体であると擬制できる関係にはないため、特例として認めることは適当ではない。なお、障害者の雇用機会確保という観点からは、このような場合、出資先企業を1つの事業主として認めて障害者雇用率算定等もを行っているため、障害者雇用促進法上の評価は既にしていると考えられる。 また、障害者雇用率算定等において、出資比率に応じて分割して出資元企業において評価することについては、個々の出資元企業は、出資先企業における障害者雇用の推進について、特例子会社制度の親会社のように、その責任を全体的にも部分的にも果たせる状態にあるとは言えないため、慎重に検討する必要がある。	(株)バンソナードキャピタル	1 0 5 0 5 0 2 0	(株)バンソナードキャピタル	13 東京都	厚生労働省

0920850	<p>独居高齢者の孤独死防止及び高齢者夫婦の孤立死防止対策</p>		<p>緊急通報体制等整備事業は、介護予防・地域支え合い事業のメニューとして平成16年度まで実施していたが、平成17年度から一般財源化している。</p>	<p>孤独死への地方自治体の危機管理能力を高めるための支援措置を求める。地方自治体は、住民の生命と財産を守る義務がある。現在、全国で65歳以上の独居高齢者は、410万2千人に達し、孤独死も増加の一途を辿っている。このような社会的現象を防止するには、「おたっしヤコール」のような有効な安否確認システムが必要だ。おたっしヤコール(定時自動発信機能)の業務が理解できる危機管理能力が備わり、「地域(人的交流)再生ツール」の「おたっしヤコール」が、災害発生時に威力を発揮することを確信できる。</p>	E	<p>平成16年度の提案では、「おたっしヤコール」は高齢者の健康増進・安否確認・自立支援に有効な先駆的業務につき、実施計画書を提出するよう厚生労働省から回答があり、実施計画書を提出したが、実施主体を地方自治体に変更するよう連絡があった。枚方市・大阪市・神戸市等の他、周辺12市に提案したが、緊急通報システムをすでに導入しているの、同じようなシステムは必要ないと思われる経緯がある。12年目を迎えた阪神大震災の復興住民サービスは、見守り支援要員や非常ボランタ等の緊急通報システムやガスが一定時間使われない場合は緊急事態として対応するシステムを設置し、「孤独死」防止に努めているが、毎年70人近い「孤独死」が発生している。2006年の1年間では、66人と減っているが、死後1ヶ月以上たつて見つかるケースが5人と急増している。その原因は、人間による機械の自治体、人の生命への危機管理能力が全くないからだ。大地震災害を経験している自治体とは思えない、民間企業が、危機管理能力の不足から不祥事を起こすことと徹底的に叩かれ企業存続の危機に立たされる。「孤独死を防ぐ(おたっしヤコール)システム」は、究極の安否確認システムで、孤独死防止の切れである。「おたっしヤコール」が、地域ぐるみの高齢者支援事業、「地域再生を柱とした孤独死・孤立死ゼロ・プロジェクト」を全国の自治体に提案し、人の生命への危機管理能力を高めるガイドラインにしたい。</p>	<p>緊急通報体制等整備事業は、介護予防・地域支え合い事業のメニューとして平成16年度まで実施していたが、平成17年度から一般財源化しており、ご提案のような事業を実施することについては、特段の規制はなく、各市町村の判断により可能と考える。</p>
0920860	<p>老人医療費3兆円削減構想</p>	<p>診療報酬の算定方法(平成16年厚生労働省告示第92号)</p>	<p>在宅療養支援診療所については、当該診療所において、24時間連絡を受けられる医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患者に提供していること。当該診療所において、他の保険医療機関の保険医、看護士等との連携により、患者の求めに応じて、24時間往診・訪問看護が可能な体制を確保し、往診・訪問看護の担当者(氏名、担当日等)を文書で患者に提供していること。また、当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していることなどを算定要件としてあり、「デューコール」システムの利用に携わられた部分については、現行制度で対応可能であると考えられている。</p>	<p>在宅死亡率を全国平均6割に高めるための支援措置を求める。在宅重視で安心して終末期を迎える医療を提供するために「デューコール」システムを考案した。そのモデル事業では、在宅死亡率を6割に高め、老人医療費を大幅削減できることを実証した。大幅削減実証が普及活動最大の障害となっている。このような電話問診によるデューケア・システムが健康保険診療として認可を受ければ全国的に普及する。在宅死亡率全国平均6割に高め、老人医療費3兆円削減が実現できる。</p>	D	<p>平成18年度の診療報酬改定で、社会的入院の受皿として、政府が医療制度改革の柱に据えている。在宅での看取りを増やすため、手厚い診療報酬が付けられた「在宅療養支援診療所」が新設されたが、書類上の医療制度や診療体制・連携体制では、在宅での看取りを増やすことはできない。昨年は、届出書類が都道府県知事から各地の社会保険事務局長に変更になってから、実態が伴っていないとは思えなかった。支援措置を求める提案書を提出したが、厚生労働省からは、在宅での看取りを増やると、ターミナルケア支援の評価を充実したところであるのと、かかりつけ医が毎日定期的に電話を掛け問診するようサービスに診療報酬は認められないとの回答であった。「在宅死を減らす(デューコール問診)システム」は、在宅患者宅に、在宅医療用に開発された電話機を設置し、毎日定時と24時間緊急時に、かかりつけ医や病歴書などを共有する連携医師や病院に、患者情報を発信することにより、実態が伴う24時間病診・診連携体制を確立させ、患者情報の先取り効果で、適切な処置や指導で病状を安定させ、安心して終末期を迎えられる医療を提供する。日本で初めてシステムだが、サービスシステムの見解の相違があり認められなかった。1年間の在宅での看取りが全く増えしていないので再提案する。</p>	<p>平成18年度診療報酬改定においては、高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で養育しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所を設け、在宅療養支援診療所が在宅医療における中心的役割を担うこととし、これを患者に対する24時間の窓口として、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携を図りつつ、24時間往診及び訪問看護等を提供できる体制を構築するとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院から在宅療養への円滑な移行に係る評価 ・在宅療養における24時間対応体制に係る評価 ・在宅におけるターミナルケアに係る評価 ・特別看護老人ホーム等におけるターミナルケアに係る評価を充実させたところである。 <p>また、新たに創設した在宅医学総合管理料においては、在宅療養支援診療所の主治医が、往診及び訪問看護により24時間対応できる体制を確保すること、個別の患者ごとに総合的な在宅療養計画を作成すること等を算定要件としている。御要望のようなサービスは、当該サービスのみを独立して診療報酬上評価する性格のものではなく、既に在宅時医学総合管理料の中で、総合的に評価しているものである。</p>
0920870	<p>院内製造したPET用のFDG製剤について、薬事法の許可等を経ずに、他の特定の医療機関に提供することの容認</p>	<p>薬事法第12条第1項、第13条第1項、第14条第1項及び第24条第1項</p>	<p>院内製造したPET用のFDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、薬事法上の医薬品としての取り扱いが必要となり、製造販売の許可、製造販売の承認、製造業の許可及び販売業の許可が必要とされている。これを、次の要件を充足した場合に限り、薬事法の許可、承認を経ずに他の医療機関に提供することを特例的に認める。当該FDG製剤を用いた診療が保険診療の対象となっていないこと。当該FDG製剤の輸送中の品質保持、放射線防護対策が整っていること。提供する医療機関は都道府県知事が必要と認める特定の医療機関に限定。</p>	<p>平成20年度にPET-CTを設置する国立大学法人秋田大学医学部附属病院(以下「秋大病院」という。)に対し、秋田県立脳血管研究センター(以下「脳研センター」という。)で院内製剤したFDG製剤を薬事法の許可等を経ずに提供する。これにより、県内では脳研センターで現地的にしか実施されていないPET検査について、秋大病院においても、安定的に実施可能となり、全国1位となっている本県のがん死亡率低減に大いに寄与できる。院内製造したFDG製剤を他の医療機関に提供する場合は、医薬品として薬事法による許可等が必要とされているが、実務的には多額の費用と相当の期間を要することから実現は困難とされている。薬事法の許可等は、保健衛生上の観点から、品質、安全性、有効性を確保することを目的とするものであるが、脳研センターで院内製造したFDG製剤については、当該製剤を用いたPET検査について、「高度先進医療」の承認を受けた経緯があり、現在は保険診療の対象とされるなど、品質、安全性、有効性に問題ない。また、脳研センターと秋大病院は、車で約10分間の近距離にあり、輸送中の品質保持、放射線防護対策を講ずることにより、秋大病院での使用についても、品質、安全性、有効性の確保が可能である。さらに、特定の医療機関に限定して提供するものであり、当該FDG製剤について不具合があった場合の対応についても、あらかじめ県と国立大学法人との供給契約において具体的に定めることにより問題の解決は可能である。なお、陣県の岩手県北上市のFDG製造工場からの供給については、冬期間の供給に難点があることから、本提案・要望が必要である。</p>	C	<p>薬事法上の医薬品であるPET用FDG製剤について、製造販売を行う場合には、適切な品質管理、副作用情報等の安全性に関する情報の収集・提供、不良品の自主回収等の危害防止措置等を講ずる必要があることから、品質管理のシステム等に関する審査を受けた上で製造販売業許可を得る必要がある。(医療機関に販売・授与を行う場合には、販売業の許可を得る必要がある。)また、個別の製品ごとに安全性、有効性を確認する必要があることから、製品ごとの承認を得る必要がある。さらに、その製造については、製造管理・品質管理体制が整備された施設でなされる必要があることから、その構造設備の状況等に関する審査を受けた上で製造業の許可を得る必要がある。</p>	<p>1 0 9 8 8 1 0</p> <p>秋田県</p> <p>5 秋田県</p> <p>厚生労働省</p>

0920880	クリニックモールでの共同受付・医事業務委託の解禁	医療法第10条、第12条、第15条、第20条	病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師等の従業者を監督し、その業務遂行に欠けることのないよう必要を注意しなければならない。また、病院又は診療所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようならなければならない。	複数の診療所の集合体であるいわゆる「クリニックモール」で、各診療所の受付、医療事務を一括して企業が受託するシステムを認めていただきたい。	クリニックモールで複数診療所が共同で受付、医事業務を行うことはシステム、人的資源を共有できることから、効率化、ひいては国民医療費の抑制につながる。また、これにより、医療の質や患者サービスの質が低下するものではない。個人情報保護法の観点から、情報漏洩が懸念される声もあるが、個人情報保護法第22条に基づいた委託先の監督がなされ、また「医療・介護関係事業者」における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省）を遵守できる事業者であれば、問題ないものと思われる。	C	医療機関については、医療法第15条第1項に基づき、医療機関毎に管理者を置き、それぞれの管理者が各医療機関の運営管理全般にわたりその責任を負うとともに、その責任の所在が明確化されていることが不可欠であり、その独立性を確保しなければならないこと。その観点から、待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めないこととする。また、受付については、患者の状態を尋ね、適当な診療科に振り分ける時点から医療の一連の流れが開始されるものであるため、各医療機関にまたがる総合受付の設置は、各医療機関における医療提供に当たっての管理責任の所在を不明確にし、適当でないと考え、従ってご指摘のクリニックモールにおける共同受付等については各医療機関の責任の所在の明確性が担保されない限り困難と考える。		1 0 9 6 2 0	総合メディカル株式会社	40 福岡県 厚生労働省
0920890	メディカルモールに係る設置根拠の明確化	医療法第10条、第12条、第15条、第20条	病院又は診療所の管理者は、その病院又は診療所に勤務する医師等の従業者を監督し、その業務遂行に欠けることのないよう必要を注意しなければならない。また、病院又は診療所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようならなければならない。	現行の診療所の設置に関する要件について、同一の建物内に2以上の診療所が隣接して設置され、医療サービス等が集積していると判断される場合には、各診療所について個別の受付及び待合室を設置することなく、共用の受付及び待合室を設置することができることとし、併せて、会計処理（金銭の授受）についても一括して行うことができることとする。	2以上の診療所を隣接して設置する医療サービスの集積地であるメディカルモールの開設について医療法上の根拠を明確にすることにより、医療空白地域への医療サービスの供給、住民ニーズに見合った医療サービスの供給等を実現するとともに、メディカルモールを中核として、薬局、食品、フィットネス等の健康サービス産業を集積させた健康サービス産業クラスターの地域における形成を可能にすることにより、地域経済の活性化及び地域における住民の健康の向上を目指すもの。メディカルモール事業においては、各診療所が共同で利用する総合受付及び待合室が設置され、スペースの有効活用を実現し、各診療所の非診療行為を請け負うことで医師が診療に専念できる環境が提供されている。しかし、メディカルモールにおける総合受付の設置、待合室の共同利用及び集中会計のシステムについては法令上の明確な根拠がないため、場合によっては開設が許可されないことがありうる。現状においては、共用の待合室等の外、各診療所内のスペースにも受付及び待合室を設置することで運営は可能との旨の回答を厚生労働省の担当官から得ているのみであり、法令上の明確な根拠は示されていない。しかし、実際の開設の許可に係る窓口である地方公共団体の保健所等においては、それぞれ対応が異なり、その解釈等によって新規の開設又は既存のメディカルモールの運営が困難になる可能性がある。また、そもそも各診療所内のスペースにも受付及び待合室を設けることは、スペースの有効活用による診療所の運営の効率化及び診療所を設置する医師の負担の軽減という観点からすると、著しく妥当性を欠くものであると考えられる。	C	医療機関については、医療法第15条第1項に基づき、医療機関毎に管理者を置き、それぞれの管理者が各医療機関の運営管理全般にわたりその責任を負うとともに、その責任の所在が明確化されていることが不可欠であり、その独立性を確保しなければならないこと。その観点から、待合室の共同利用については、未受診の段階における待合室での感染があった場合の責任所在の明確化の困難等から、現在のところ異なる医療機関における共用を認めないこととする。また、受付については、患者の状態を尋ね、適当な診療科に振り分ける時点から医療の一連の流れが開始されるものであるため、各医療機関にまたがる総合受付の設置は、各医療機関における医療提供に当たっての管理責任の所在を不明確にし、適当でないと考え、従ってご指摘のメディカルモールにおける共同受付等については各医療機関の責任の所在の明確性が担保されない限り困難と考える。		1 0 6 6 1 0	(株)三井物産戦略研究所	13 東京都 厚生労働省
0920900	死体解剖保存法に関する運用の見直し	死体解剖保存法	医学の教育又は研究のために行われる解剖については、死体解剖保存法を遵守した上で行うことができる。	死体解剖保存法の条文にある医学教育及び研究の定義が不明確なために医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修（卒後教育の一環）、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発等の目的で遗体を用いることが認められるかが不明瞭である。現在の医療技術の水準、医療に求められているニーズ（高質、高効率、安全安心）等を考慮して医学教育及び研究の定義を明確にし、医師及びコメディカルスタッフの医療技術研修、医療技術の研究開発及び医療機器の研究開発等の目的で遗体を用いることが可能となるよう当該法の運用の見直しをされたい。	具体的事業の実施内容：医療技術研修・研究施設の設立により、医療の質の向上と安全に寄与することを目指す。具体的には、当該施設において医療技術研修及び研究開発を従来の模型、シミュレーター及び豚等に加え遗体を用いることで効果的に行う。解剖体は献体と死体解剖保存法第12条による遗体を用いるため大学内に当該施設を置く。管理運営は、大学の管理下でISO9001に準拠して行い監査体制を整える。人員・資源の確保のため将来的には産学連携による施設運営の実現を目指す。提案理由：質の高い医療が安全に普及されるには効果的な医療技術研修と研究開発が行える体制を整えていることが必要である。模型、シミュレーターや豚を用いる研修施設はあるが、シミュレーターは触覚等が再現できず、豚は人間とは解剖学的形状等が異なることから不十分である。これらに加えて遗体を用いることにより効果的な研修と研究開発を行うことができる。特に手術手技研修に遗体を用いることの効果はラーニンググループに顕著に現れている。既に一部の大学においてその効果と必要性から医療技術研修や研究開発に遗体を用いているが、現行法で言う医学教育及び研究の定義が不明確なためにグレーゾーンの中で行われている。篤志の尊重と尊厳の維持を考慮すればグレーゾーンを無くして厳格に運用されるように整備することが肝要である。本提案は医学教育及び研究のために死体解剖をすることを認めている現行法の目的からは逸脱しおらず、遗体提供者及びその遺族が同意しているのであれば、このことにより社会的利益こそあれ被害・不利益をこうむる者は存在せず、むしろ賛同が得られるものと思われる。（別紙参照）	C	死体解剖保存法上の解剖とは、正常解剖及び病理解剖と解しており、今回の申請についてはいずれにも属さない。また、現時点における学会等の医療現場における正常解剖及び病理解剖以外の医学の教育及び研究における死体使用については、その必要性とご遗体に対する尊厳を持った取り扱いのあり方についての考え方の差異、シミュレーター等の代替手段の取り扱いを如何に考えるか等の諸点から、正常解剖及び病理解剖以外の医学の教育及び研究において死体使用の必要性が高いという一致した認識が必ずしもあつてではない。以上を踏まえ、現時点においては、死体解剖保存法の観点から、御提案を認めることは困難であるが、御提案については、関係各方面からの意見を聴取しながら、その実施の担当を含め、検討を進めてまいります。		1 0 8 0 1 0	特定非営利活動法人 MERI Japan	23 愛知県 厚生労働省

0920910	休日、夜間の救急医療をサポートする為の管理薬剤師を含めた地域薬剤師による休日及び救急夜間当番時の管理薬剤師の業務特区	薬事法第7条第3項	都道府県知事の許可を受けたときは、薬局の管理者は、その薬局以外の場所でも業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することができる。	管理薬剤師は薬事法7条3項の規定により都道府県知事の許可を受けた時に管理薬局以外の場所での実務を許可されていますが、北海道知事の許可を受けられる際には北海道保健局の条例が定められており規定の条項項目以外には許可される事はありません。その為、国の法解釈と北海道庁保健局の解釈に乖離があり国と地方行政の溝と穴にはまり薬剤師の地域における救急医療活動が出来ずにあります。	苫小牧市立病院が市民の要望で休日、夜間の救急患者の受け入れを行っております。同病院では通常は患者に処方箋を発行し、患者は利便性の高い薬局で調剤を受けることで薬物治療をしています。しかし、休日や夜間となりますと採算効率から営業する薬局は皆無であります。そこで病院に隣接している薬局に管理薬剤師も含めた地域の薬剤師が当番制で協力することで地域の救急医療を支えたいと思うのですが薬事法を示す国の見解と北海道保健局の条例の乖離により苫小牧市の進める救急医療体制に薬剤師が十分な支援を出来ずにあります。	D	薬事法第7条第3項の規定により、薬局の管理者は、都道府県知事の許可を受けたときは、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事することができることとされている。この許可の運用については、「昭和36年2月8日付薬発第44号業務局長通知」により、薬局の管理者としての義務を遂行するにあたって支障を生ずることがないと考えられる時に与えることができる旨を示しているところであり、具体的な許可の当否は各都道府県が判断することになっている。このため、本要望の事項については、各都道府県知事の許可を受けることにより、対応可能である。		1 0 9 0 0 0 0	苫小牧薬剤師会	1 北海道	厚生労働省
0920920	処方せんの記載事項の電磁的記録への対応拡大	「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」(平成17年厚生労働省令第44号) 「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年法律第102号)	法令に保存義務が規定されている文書等は、他の法令の規定により署名等を行う書面の保存等において記載されているものについては、当該規定の法令にかかわらず電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をもって、当該署名等に代えることができる。	処方せんの記載事項について、医師の記名押印または署名が義務付けられているが、電磁的記録に記録することができる情報について電子署名することをもって要件充足するよう運用を緩和する。	現在、多くの医療機関において電子カルテシステムを利用して処方せんについて電磁的記録により作成されているにも関わらず、電子署名が認められていないため、プリントアウトして医師が再度確認した後記名押印している。電磁的記録による処方せん作成の一連の作業において電子認証ができるようになれば、医師の事務量が減少するため、医師の加重な労働の一部軽減につながる。国においては、緊急医師確保対策の中で過重労働を解消するための勤務環境の整備等を講じている他、ユビキタスネット社会の実現に向けてU-Japan政策を展開している状況の中、時代に合った規制緩和が必要。	F	e-文書法の対象範囲となる医療関係文書等として「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」において指定された文書等においては、「電子署名及び認証業務に関する法律」により求められる要件を満たすことにより、電子署名によって記名・押印にかわり電子署名を施すことで作成・保存が可能であるが、院外処方せんについては処方せんの偽造や再利用を防止する必要があること等、課題を克服する必要がある対象外とされてきた。今般、保健医療福祉分野の認証局の構築等一定のインフラも整備されたことから患者等の利便性の向上や技術的実現可能性などを見据えながら慎重に検討したい。		1 7 8 0 4 0	福井県	18 福井県	厚生労働省
0920930	医療従事者の派遣解禁	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項第3号 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第2条を定める省令	病院等における医療関係業務に労働者派遣を行うことは原則として禁止されているが、当該業務について紹介予定派遣を行う場合、産前産後休業中等の医療関係労働者の業務を代替する場合及びへき地にある病院等において医療を行う場合には労働者派遣が可能である。	病院、診療所、介護老人保健施設等に対して禁止されている医療従事者(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)の派遣を自由化すべきである。	厚生労働省は「チーム医療の円滑な遂行の妨げ」を理由として医師派遣の自由化に反対の立場をとっているが、実際の現場では多くの非常勤医師が勤務している。大学医局からいわゆる「派遣」される医師は、事実上人材派遣会社からの派遣と変わるところがない。また、現状でもへき地を含む市町村では医師の派遣が自由化されており、それを全国に拡大することについてはなんら問題は無いものと考えられる。医師以外の医療従事者についても同様で、「患者のために」という目的で一致できる医療人であれば、たとえ派遣という勤務形態であってもチーム医療を阻害することにはならない。また、働き方の多様化により休職中、あるいは定年後の医師、看護師等が、可能な時間だけ働くなど、就労機会の拡大にもつながるので、全国の医師不足、看護師不足問題の解決に向けての一助ともなり得る。	F	医療関係業務に労働者派遣を行うことは原則として禁止されているが、平成18年4月から産前産後休業中等の労働者の業務及びへき地を含む市町村の病院等における医師の労働者派遣が可能としたところである。しかし近時、医師の地域間や診療科目間での偏在や病院における医師不足がより深刻な問題となっており、このような問題を解決するためには派遣制度をより活用することが効果的であると考えられる。このため、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)において決定されたとおり、平成19年度中には医療分野における労働者派遣のニーズや紹介予定派遣の運用状況、医療サービスの質や同じチームで働く常勤の職員への負担への影響等を踏まえつつ、医療従事者の派遣労働を可能とすべく検討し、結論を得る予定である。		1 0 9 6 0 0 0	総合メディカル株式会社	厚生労働省	厚生労働省

0920940	医師国家試験受験資格の緩和	医師法第11条	医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していること等という要件を課している。	医学部6年生や卒業生、医師国家試験の受験を、一定の要件を満たした医学部5年生にも認める規制緩和。	<p>医師が不足している県の大学医学部においては、暫定的に医学部の定員増がなされているが、卒業生が出るまで6年を要することから即効性がなく、地域医療の担い手を確保する即効性のある対策が必要である。そこで、事実上、卒前教育が終了している5年生に医師国家試験を受験することを認めることを提案する。修業期間を6年に据え置くことによって、国家試験に合格したのちに、のこりの在学期間に研修医なみのトレーニングが可能となり、実質的に医師の育成が短縮化される。</p> <p>以前にもこの提案を行ったところ、厚労省からは「現在の国家試験を受験する者よりも、人格形成が不十分で医学知識・技能が劣るためみとめられない」との回答を得たが、以下の点で反論できる。</p> <p>医学教育コアカリキュラムでは崇高な理念や目的が掲げられているものの、特に地方大学では卒前教育に当たる教官等が不足していることからそもそも教育の実現が困難で、医師国家試験の合格のみが至上命題となっているところが少なくない(当センター調べ)。人格は医師国家試験では判定できないうえ、人格等を理由として受験を認めないことは違憲の疑いがある。</p>	C	<p>医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していることという要件を課しているのは、医学に関する専門的知識や技術を十分に身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。</p> <p>大学医学部の学生は、このようなプロセスの中途段階にいる存在であり、医師として必要な専門的知識や技術、医師に求められる人格の涵養等が未だ不十分であるため、国民の安全と健康を確保する観点からも、御指摘のような医学部5年次での医師国家試験受験を認めることはできない。</p>		1 1 6 2 0 1 0	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	12 千葉県 厚生労働省
0920950	医師国家試験予備試験の受験資格の緩和	医師法第12条	医師国家試験予備試験は、外国の医科大学を卒業し、又は外国で医師免許を得た者のうち、医師法第11条第3号に該当しない者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものでなければ、これを受けることができない。	日本の医学部に在学する学生であっても、医師国家試験予備試験を受験できるようにする規制緩和。	<p>日本の医学部を卒業した者だけが受験できるのが現行の医師国家試験であるが、海外の医科大学を卒業した者は医師国家試験予備試験を受験し合格することによって、医師国家試験を受験できる制度がある。これを拡大し、日本の医学部に在学する者であっても、医師国家試験予備試験の受験を認め、合格者は飛び級して医師国家試験を受験できるようにするもの。先にとりまとめられたイノベーション25においても「出る杭をのばす」ことが謳われており、優秀な学生が医師免許を早期に取得し、のこりの在学期間を研究等に充当することは人的資源の有効活用にも有効と考える。</p>	C	<p>医師国家試験の受験資格として、大学において医学の正規の課程を修めて卒業していることという要件を課しているのは、医学に関する専門的知識や技術を十分に身につけていることが安全・安心な医療を提供していく上で必要不可欠であるとともに、道徳面・倫理面に関しても必要な知識の習得等を求めているためである。</p> <p>大学医学部の学生は、このようなプロセスの中途段階にいる存在であり、医師として必要な専門的知識や技術、医師に求められる人格の涵養等が未だ不十分であるため、国民の安全と健康を確保する観点からも、御指摘のようないわゆる飛び級での医師国家試験受験を認めることはできない。</p> <p>また、そもそも医師国家試験予備試験は、外国の医科大学を卒業又は外国で医師免許を取得した者を対象にその能力を確認するための制度であり、日本の大学医学部生について同列に論じることができない。</p>		1 1 6 2 0 2 0	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	12 千葉県 厚生労働省
0920960	医師免許の都道府県単位での付与	医師法第2条・第6条	医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。	国が与える医師免許の権限を地方自治体に委譲。	<p>地方の大学を卒業した医師が都市部に移動してしまうことが医師不足の一因となっている。これを是正するためには、現状では国が有している医師免許を付与する権限を都道府県単位に下ろし、診療に従事しようとする医療機関が立地する地域で有効な免許がなければ、診療ができないようにすることが考えられる。これにより、医師不足の県から医師過剰の県への移動に制限が加えられると思量される。具体的には「医師免許証(県内のみ有効)」といった免許証を発給する。また、救急搬送等で県をまたぐ医療行為については制限から外すほか、医師国家試験は従来どおり国が一元的に実施し、医師の資質を統一的に試験する。また、処方や臨床研修等についても国がこれまでどおり行い、医師の資質を担保する。</p>	C	<p>医師免許は、一定の基準を満たし、医療行為を行っても差し支えないと認められる者に対して与えられるものであり、都道府県毎に求められる水準が異なるものではない。そのため、都道府県毎に異なる免許を与えることに合理性はなく、御提案を認めることは困難である。</p>		1 1 6 2 0 3 0	特定非営利活動法人 医学教育振興センター	12 千葉県 厚生労働省

0920970	医学部入学定員要件の緩和	<p>平成9年の閣議決定「財政構造改革の推進について」(平09閣内122)</p> <p>「新医師確保総合対策」(平成18年8月31日、地域医療に関する関係省庁連絡会議)</p> <p>「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日、政府・与党)</p>	<p>当該閣議決定において、引き続き医学部定員の削減に取り組むとされている。</p> <p>医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10名を限度として医師養成数の増を認める。</p> <p>医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進。</p>	<p>「医師の需給に関する検討会報告書」(平成18年7月28日)の内容を踏まえ、人口に比して国公立大学医学部等の定員が少ない県に対して、定員の暫定的な調整を容認し、現定員とは別枠の定員を認める。</p>	<p>【実施内容】 県が養成するへき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 【提案理由】 平成10年の人口100万人当たりの医学部定員は全国平均59.7人に対して本県は35.8人(全国41位)と非常に低位であり、本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>	C	<p>兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定、拡大、奨学金の活用等を組み合わせることで、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。 また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまとめたところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。</p>	兵庫県	28 兵庫県	1 1 2 4 0 3 0	文部科学省 厚生労働省
0920980	医学部入学定員要件の緩和	<p>平成9年の閣議決定「財政構造改革の推進について」(平09閣内122)</p> <p>「新医師確保総合対策」(平成18年8月31日、地域医療に関する関係省庁連絡会議)</p> <p>「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日、政府・与党)</p>	<p>当該閣議決定において、引き続き医学部定員の削減に取り組むとされている。</p> <p>医師不足が特に深刻と認められる10県において、平成20年度から最大10名を限度として医師養成数の増を認める。</p> <p>医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進。</p>	<p>新医師確保総合対策での大学医学部定員増の基準を2次保健医療圏毎に算定し、基準を満たす地域に新たに派遣する医師については、現定員とは別枠の定員を認める。</p>	<p>【実施内容】 県が養成するへき地医療従事者を義務づける医師については、現定員とは別枠の定員とすることにより、へき地における医師不足の解消を目指す。 具体的には、国公立大学医学部等において、大学が入学を許可した者に対し、県内のへき地における医療従事者を前提とした修学資金の貸与を行い、大学卒業後、県の指定する医療機関で一定期間勤務すれば修学資金返還を免除することとし、その対象者については、大学の現定員を増やすことにより対応する。 なお、本県の2次保健医療圏では、北播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路地域が当該基準を満たすことになり、増員した医師は当該圏域の医療機関へ派遣する。 【提案理由】 本県のように県域が広く、都市部とへき地が混在している県においては、現行の国の基準では大学の定員増は認められず、本県における医師不足を解消することができないため。</p>	C	<p>兵庫県のように、人口10万対医師数としては概ね全国平均と同程度であっても、県内において医師の偏在がみられるような場合には、医療対策協議会の積極的活用や、地域枠の設定、拡大、奨学金の活用等を組み合わせることで、県内における医師の偏在の解消等に努めていただきたい。 また国としても、本年5月に政府・与党において緊急医師確保対策を取りまとめたところであり、この中で、地域や特定の診療科で医師が不足している現状に対応し、奨学金を活用して都道府県が定める地域や診療科に確実に医師が配置できるための医師養成数の緊急臨時的な増加等の対策を掲げたところであり、現在、具体的な内容について関係省庁で検討しているところ。</p>	兵庫県	28 兵庫県	1 1 2 4 0 4 0	文部科学省 厚生労働省
0920990	精密検査用機器を車載した移動型検査車による検査の規制緩和を求める。	<p>医療法第一条の二、第一条の五、第七条、第八条</p>	<p>診断や、診療の補助に該当する生理学的検査は医行為に該当するので、診療所等の医療提供施設で行われることが必要である。そのため検査車において当該行為を行うためには診療所開設の届出を行うことが必要である。</p>	<p>現在、レントゲンやMRIを搭載した移動型検査車による検査は認められているが、生化学・生理検査等の機器については、機器の小型化・車両自体の性能向上により車載が可能であるにも関わらず、検査車への車載の規制内容が厳密には規定されていないと認識している。そのため、移動型検査車での精密検査の実施を目的としている当院として、今回の移動検診に必要な精密検査機器の車載の承認、および同機器を車載した移動型検査車による検査の緩和を求めるものである。</p>	<p>【提案理由】本県は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用いた診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後述の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本県は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。 【実施内容】精密検査機器等を車載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビル内の各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同ビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管造影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場をサポートを充実させる。陸・海の基地として最適な立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を確保し、脳血管造影に代表される精密検査の為の短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院と連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。</p>	D	<p>診断や診療の補助に該当する生理学的検査は医行為に該当するので、診療所等の医療提供施設で行われることが必要である。そのため検査車において当該行為を行うためには診療所開設の手続きを行うことが必要である。診療所の開設に当たっては検査車であっても設置可能な検査機器の種類を制限するような規制はないため、所要の手続きを行えば要望のような生化学・生理検査等の機器を車載した検査車を診療所として開設することができ、同検査車における診療も可能である。なお、この場合、検査車を衛生検査所として登録することは不要であり、根拠法令として挙げられている規定は無関係なものである。</p>	移動型検査車を 用いた離島・僻地での予防医学 領域における地 域医療の支援	27 大阪府	1 1 8 0 0 0 0	河村クリニック、 (有)大阪市上本町 健康維持支援セン ター、(株)大阪 ワールドトレードセ ンタービルディング

0921000	移動型検査車を保険医療機関の一部とするこの承認要請。	健康保険法その他医療保険各法	我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付を行うものであり、これらが発生する前の単なる予防については、保険給付の対象とならない。	保険診療を行うには届出が必要であるが、現在移動型検査車による保険診療には多くの規制がある。本提案は、僻地において精密検査機器が未整備の現地掛かり付医からの依頼による移動型検査車での一次診療の充実、自費診療から保険診療への変更による患者負担の軽減、後送医療機関での重複診療軽減による診療報酬の圧縮、早期発見・早期治療による高額療養費の削減を目的としている。 については、当院の分院たる機能を有した移動型検査車を、分離された保険医療機関の一部として認可して頂き、また遠隔診断による保険適応を認めて頂きたい。	【提案理由】本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い、診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。 【実施内容】精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビル内の各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同じビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管造影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適な立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管造影に代表される精密検査の為の短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院とが連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。	E	御指摘の事業内容が不明確であるが、我が国の医療保険制度においては、健康診断、予防接種等の予防を目的とした診療については、保険給付の対象としないため、御要望を実現させることは困難である。そのため、当該事業を行うために保険医療機関としての指定を認めることに対する御要望は、事実確認である。	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	1 1 8 0 0 2 0 0	河村クリニック、 (有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	27 大阪府 厚生労働省
0921010	移動型検査車に遠隔診断が行えるよう受信側施設の規制緩和。例えば「へき地医療支援診療所」の新設等。	健康保険法その他医療保険各法	我が国の医療保険制度においては、基本的に、疾病、負傷等の発生を保険事故として保険給付を行うものであり、これらが発生する前の単なる予防については、保険給付の対象とならない。	遠隔診断での診療には、送信側施設基準および受信側施設基準が定められている。また送信側施設基準としては、画像の撮影および送受信が出来る環境が要件となっているが、この部分については移動型検査車に通信機器を搭載することで対応可能と考えられている。ただ、受信側施設基準では特定機能病院や僻地医療拠点病院等であることが要件となっており、診療所での受信は認められていない。については当診療の目的である僻地での予防医学的な診療に限り、診療所での遠隔診断を認める等の規制緩和を要望したい。	【提案理由】本案は、過疎地、僻地での予防医学を目的とした保険診療の充実を図り、現地医師と専門医とが遠隔診断で連携することにより、専門医が最新機器を用い、診療する内容と同レベルの一次診療が現地で可能となる。結果、後送の診療現場での重複診療による患者側の負担軽減及び診療報酬の圧縮が図れると考え提案した。また災害時の医療現場では、検査機器不足に陥る可能性が高く、被災地から離れた地域からの応援が必要である。本案は医師と企業との連携が不可欠であるが、現行法では制約があり今回の提案に至ったものである。 【実施内容】精密検査機器等を搭載した移動型検査車を、同検査機器が未整備の現地診療所等に運搬し使用する。現地医師単独での運用に支障がある場合は、検査車同乗の医師が運用をサポートし、専門診断は大阪南港WTCビル内の各専門医と遠隔診断にて連携し、早期診断による早期治療に繋げる。また専門性の高い医療施設を同じビルに招致し、専門医の経験と意見を反映した車載型血管造影、生化学・生理検査等の移動型検査車を開発し、医療現場のサポートを充実させる。陸・海の基地として最適な立地条件を備えたWTCビルでは、離島・僻地からの精密検査入院に限定した入院病床を数床保有し、脳血管造影に代表される精密検査の為の短期検査入院を行う。災害時には、現地医師と専門医、手術設備を備えた病院とが連携し、高レベルでの要救助者の治療を実施することが可能となる。	C	御指摘の事業内容が不明確であるが、我が国の医療保険制度においては、健康診断、予防接種等の予防を目的とした診療については、保険給付の対象としないため、御要望を実現させることは困難である。	移動型検査車を用いた離島・僻地での予防医学領域における地域医療の支援	1 1 8 0 0 3 0	河村クリニック、 (有)大阪市上本町健康維持支援センター、(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	27 大阪府 厚生労働省
0921020	上級正看護士(エグゼクティブ・ナース)の適用、免許の交付、許可書の発行 ・コンピューター・TV電話での医師の診断プロトコルを判定し、診療補助を行う。	・医師法(昭和23年法律第201号)第17条 ・保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第5条、第37条	・医師でなければ、医業をなしてはならない。 ・看護師は、傷病者若しくはよく病に対する療養上の世話又は診療の補助を業とする。 ・看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示が合った場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずおそれのある行為をしてはならない。	・看護士による診察の規制許可措置 医師の対面診察のみならず、コンピューター(ネット・TV電話)を使用し、診察(医師より指示)を上級看護士が行う。 ・看護士からエグゼクティブナース資格受験プログラムの制定。 ・上級正看護士(エグゼクティブナース)の適用、免許の交付、許可書の発行	(提案理由:医療従事者不足) 現在わが国におきまして医療従事者不足は医療格差の根本的な原因となっております。不規則な勤務形態や過重労働などの要因により医師・看護士が不足している一方で、30-40万人の有資格者の復職が実現できておりません。 (実施内容:雇用創造) そこで有資格者の雇用機会を創ることが、医療格差の是正につながると考え、新たな雇用・就業形態で勤務が可能な【エグゼクティブ・ナース制度(従来の看護士のワンランク上の上級看護士)】を特区提案し、米国で増え続けている【インスタアクリニク】の開店につなげたい。 (米国の状況) 近年、商業施設やドラッグストア内のクリニック「インスタアクリニク」が急激に増え続けています。ここでは、医師ではなくプライマリケアを専門とする医療スタッフ、風邪などのありふれた病気の治療、日本における職場健診で実施されるような一般的な適性検査、あるいはインフルエンザや肺炎などに対するワクチンの接種など専門的ではない医療サービスを提供している。よって診療は限られた範囲を資格を取得し認定された上級正看護士(ナースプラクティショナー)。専門的ではないが「予約不要」「時間を取らない」が売りととなり、必要などに気軽に受診できる身近な医療サービスとして市民に受け入れられ、急激に成長している。インスタアクリニクの場合、商業施設やドラッグストアの営業時間に準じた診療時間であることから、不規則な勤務形態も解消され、有資格者の復職も実現できると考えられている。	C	例えば診断については、医師の医学的な判断等を持ってしなければ、人体に危害を及ぼすおそれがある行為であり、これを看護士に認めることは医療安全の観点から困難である。	日本版ナースプラクティショナーの創造-インスタアクリニク	1 0 5 5 0 5 0	(株)ソナシャドールキャビネット	13 東京都 厚生労働省

0921030	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	看護研修研究センター教育規程	厚生労働省看護研修研究センターにおける看護教員養成課程において、看護師養成所専任教員専任は、修業年限は1年、募集人員は90名程度としていること。	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1専任教員 (3) 看護師養成所の専任教員について、厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程で受講できる人数枠を増加させ、研修期間を に、研修回数をとしてほしい。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性的な看護師不足にあえぐ 地区では、看護専門学校の設定が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、 厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程で受講できる人数枠を増やしてほしい。理由 全国唯一の国立研修機関として全国から集まり定員超過となり、受けたくても受講できない。 の研修期間としていただきたい 理由 家庭を離れ、遠方で長期間、滞在せねばならず、研修内容を精査すれば、期間を短縮できるはず、 研修を実施していただきたい 理由 の研修期間で 実施すれば、国民が受講できる機会が増えて助かる	C	看護研修研究センターにおける看護教員養成課程の募集人員、研修期間及び研修回数は、当該センターの教員数及び施設等かんがみ、満足な教員養成ができるよう設定しているものである。御要望の募集人員の増加、研修期間の短縮及び研修回数の増加は、満足な教員養成に支障をきたすおそれがあることから、これを認めることはできない。	公私協力看護専門学校構想	個人	1 8 5 0 2 0	17 石川県	厚生労働省
0921040	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	看護教員養成講習会実施要領(平成10年3月4日付健政発第241号別添)	講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者が実施すること。 期間は、原則として8ヶ月(900時間)以上とする。	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1専任教員 (3) 看護師養成所の専任教員について、厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を石川県でも行えるよう弾力的に認定し、研修期間を に、研修回数をとしてほしい。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性的な看護師不足にあえぐ 地区では、看護専門学校の設定が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、以下の点を改善していただきたい。「専任教員として必要な研修」の内、 厚生労働省が認定した看護教員養成講習会とあるが、もっと弾力的に認定し、石川県でも行えるようにしてほしい。理由 大阪・愛知等で実施して行く方が遠方であり、しかも受講は地元優先で、定員に達すると、もう受講できない。 研修期間を とし、 研修を実施していただきたい 理由 内容を精査し、 実施すれば、受講できるかもしれない。 教員にはならないのが、家庭を離れ、8ヶ月-1年間もの間、遠方の地で学ばなければならないというのが、大きなネックとなり、看護教員が不足し、地方は困っているというのを無視せず、改善策を講じてください。	C	看護教員養成講習会は、一定の基準を満たしていれば、各都道府県において実施することは可能である。また、各都道府県が看護教員養成講習会のニーズ等を勘案し、必要と考える回数の実施をすることを規制していない。なお、研修期間は、看護教員として必要な知識や技術を身につけるために最低限必要な研修を行うことができる期間として8ヶ月以上としており、これを短縮することは考えていない。	公私協力看護専門学校構想	個人	1 8 5 0 3 0	17 石川県	厚生労働省
0921050	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の見直し	看護師等養成所の運営に関する指導要領(平成13年1月5日付健政発第5号別添)	看護師養成所の専任教員となることができる者は、次の 及び のいずれにも該当する者である。保健師、助産師又は看護師(以下「看護師等」という。)として5年以上業務に従事した者 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者 ただし、看護師等として保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)別表3の専門分野の教育内容のうち1つの業務に3年以上従事し、大学において教育に関する科目を履修して卒業した者は、専任教員となることができる。	「看護師等養成所の運営に関する指導要領について」の第四教員に関する事項 1専任教員 (3) 看護師養成所の専任教員について、「看護師の教育」に関し、これと同等以上の学識基準を有すると認められる者」の中に、公立の総合病院で長期にわたり勤務され管理職を経験した方を加えてほしい。	先に提案した要望事項の提案理由にあるように、慢性的な看護師不足にあえぐ 地区では、看護専門学校の設定が急務であり、それには専任教員8人以上とあるが、「看護師の教育」に関し、これと同等以上の学識基準を有すると認められる者」の中に、公立の総合病院で長期にわたり勤務され管理職を経験した方を加えていただきたい。理由 長年、勤務に耐え続けられ、知識があり、しかも管理職まで経験した情熱のあるベテラン看護師は、これから看護師になろうとする者のよいお手本となり、看護専門学校を運営していく上でも、指導者として欠かすことができません。どうか、 に、灯りをとますことにもなる看護専門学校、その一日も早い設立のため、特区として加えていただきますよう、切にお願いいたします。	D	御要望の「公立の総合病院で長期にわたり勤務し、管理職を経験した者が、看護師の教育に関し、専任教員として必要な研修を修了した者と同等以上の学識経験を有しているのであれば、専任教員とすることは可能である。	公私協力看護専門学校構想	個人	1 8 5 0 4 0	17 石川県	厚生労働省

0921060	水道水における残留塩素数値の規制緩和	水道法施行規則第十七条第一項の三	給水栓における水が、遊離残留塩素を〇・一mg/l(結合残留塩素の場合は、〇・四mg/l)以上保持するように塩素消毒をすること、	水道法施行規則第十七条の三で定める水道水の遊離残留塩素〇・一mg/lを〇・〇五mg/l程度とする数値緩和。	<p>当村は、高層湿原を代表する「尾瀬」を始め日光白根山、武尊山、至仏山など標高2000m級の山々に囲まれ、村内面積の91%が森林に覆われている。その大半が日光国立公園に指定され、それぞれ特色ある景観は自然を愛する人の心を魅了している。平成18年度の観光入込者は225万人で、観光と農業が村の基幹産業となっているが、バブル経済破綻後、景気低迷のありを受け年々観光人口が減少し続けている。近年全国的に健康と自然及び安全に関する意識が高まり、ミネラルウォーター類の国内生産は、2006年180万キロリットルに達し、2002年からの平均伸び率は112.26%になっている。(日本ミネラルウォーター協会資料)当村の簡易水道は、全国でも珍しく、表流水でなく「湧水」を利用している。湧水は地表を流れることなく空気にも触れず、病原菌が入りづらいよう取水した極めて衛生的な水であるが、水道法により一定の「塩素消毒」を行っている。自然からの恵みの水を自然に近い状態で供給したいため、できるだけ残留塩素の数値を低く下げたい。残留塩素濃度の引下げは、塩素や維持管理のコスト削減になる他、体に負担を与えず健康のために一番という事である。「自然の恵みの供給」は多くの人に安全と安心感を与え、観光客や定住者等の増加が見込まれるほか、本村で生産される高原野菜・果物のイメージアップにも繋がりが、「尾瀬の郷ブランド」として産業の振興や地域の活性化が図られる。さらに、貴重な自然の恵みや景観を後世に残すため、村民や来村者が自然保護、環境保全をもう一度見つめ直すことにより「美しい日本」の創造へつながることと確信する。</p>	C	<p>水道水は、浄水場で一旦消毒されたとしても、送水、配水等の過程において汚水を吸引する等により汚染されるおそれがあるため、消毒の効果を給水栓に至るまで保持させておく必要があり、遊離残留塩素0.1mg/Lという濃度は、通常の場合の消毒の効果を十分に確保なものとするために定められたものである(病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合等は0.2mg/L)。他方、遊離残留塩素0.1mg/Lという濃度では、塩素による健康上の支障を生じることはない。</p> <p>水道水に起因する感染症の発生は、水道施設等の施工や維持管理上の不備と消毒操作の不備が重なることで引き起こされる場合が多い。そのため、感染症の発生を防止するためには、維持管理等の徹底を図るとともに、最終バリアーである消毒の徹底が不可欠であり、現在もおお感染症の発生が見られていることを踏まえれば、遊離残留塩素に係る基準について緩和することは適切ではない。</p>		1 1 1 3 6 0 1 0	片品村	10 群馬県	厚生労働省
---------	--------------------	------------------	---	---	---	---	---	--	--------------------------------------	-----	--------	-------

09 厚生労働省 非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	規制の特例措置の番号・名称	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案の別	提案内容	提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	提案事項管理番号	規制の特例措置の番号・名称	提案主体名	特区の名称	特区との関係	都道府県コード	制度の所管・関係府庁
0930010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業			2 関連提案	給食の外部搬入について、給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合において、保育所入園児童の給食の献立・栄養素量・食育等の管理・指導に学校の栄養教諭が携われるようにする。	保育所の給食の献立作成や園児に提供する栄養素量の管理、食育等の実施にあたっては、専門的知識を有する栄養士を配置するのが効率的かつ効果的である。保育所給食の調理・搬入委託先として学校給食センターを活用する場合には、栄養士の資格を有し、学校給食の献立や栄養素量の管理を行う栄養教諭を保育所の給食業務に活用したいと考えているが、栄養教諭は学校給食法等により学校の教職員として位置づけられ、市町村立学校職員給与負担法により都道府県が給与費を負担しているため、栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが困難な状況にある。栄養教諭が保育所の給食業務に携わることが出来れば、保育所独自で栄養士を確保する必要がなくなり人員費の削減につながるばかりでなく、幼児期からの一貫した食に関する管理と食育の実践により児童の正しい食習慣の定着に資すると考える。	E	-	公立保育所において給食の外部搬入を行う場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第8号)を遵守する必要があるが、当該通知においては、栄養士による必要な配慮がなされることを求めているものの、必ずしも保育所に独自に栄養士を配置することを求めるものではない。	2006010	920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	大野町	心豊かな給食特区	1 認定自治体	21 岐阜県	総務省 文部科学省 厚生労働省
0930020	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第51条、第52条第1項	食品衛生法第51条において、都道府県は、飲食店営業等公衆衛生に与える影響が著しい営業であって、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、必要な基準を定めなければならないこととされている。また同法第52条第1項において、これらの営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならないこととされている。	2 関連提案	現行法では、酒類を製品(土産等)として販売する場合、調理場と別に専用の酒類製造業としての施設及び許可が必要であるが、同一施設で調理と製造ができるよう食品衛生法の許可基準の規制緩和を求める。	今回、特定農業業者による酒類の製造事業の特区認定を受けて見て、食品衛生法の規制緩和がネックとなり、相談は数十件の問い合わせがあるが、農家民宿等において専用の調理場及び、瓶詰め等を行う場合は酒類等の製造場所の施設が食品衛生法で必要となる。このようなことで農家の方にとって二重三重の設備投資になり、農家にとって負担が重なり特に特区制度が活かされない。(折角の特区認定を受けても、田舎の農家では酒類を生計の主とするわけがなく、また、資金力が乏しいため、設備投資の経費が高めば、参加者が限定され身近な地域興しに繋がらない) そこで、原材料室、調理室、製造室、製品等の作業室は、隔壁その他これに類する適切な方法によりそれぞれ区画されていることを、製造場と同室で瓶詰め工程の営業許可が可能となるよう、各都道府県に対して、食品衛生法に基づく条例における許可基準の緩和に関する通達を発する等の措置を強く要望する。(特例は特区と抱き合わせで) 代替措置 年一回の講習で基準が満たされるよう、調理場と製造場が同室でも製造許可が可能になるよう措置を講ずる。	D	-	酒類製造業の施設基準については、食品衛生法により、都道府県が条例で定めることとされており、個別具体的な基準の内容については都道府県の判断に委ねられる。なお、各都道府県の条例によっては、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、当該基準をしん酌することができる旨の規定を設けている場合があることから、条例の運用の詳細については都道府県に相談いただきたい。	2001010	707 農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	美作市	美作の国・賑わいのある田園都市特区	1 認定自治体	33 岡山県	厚生労働省